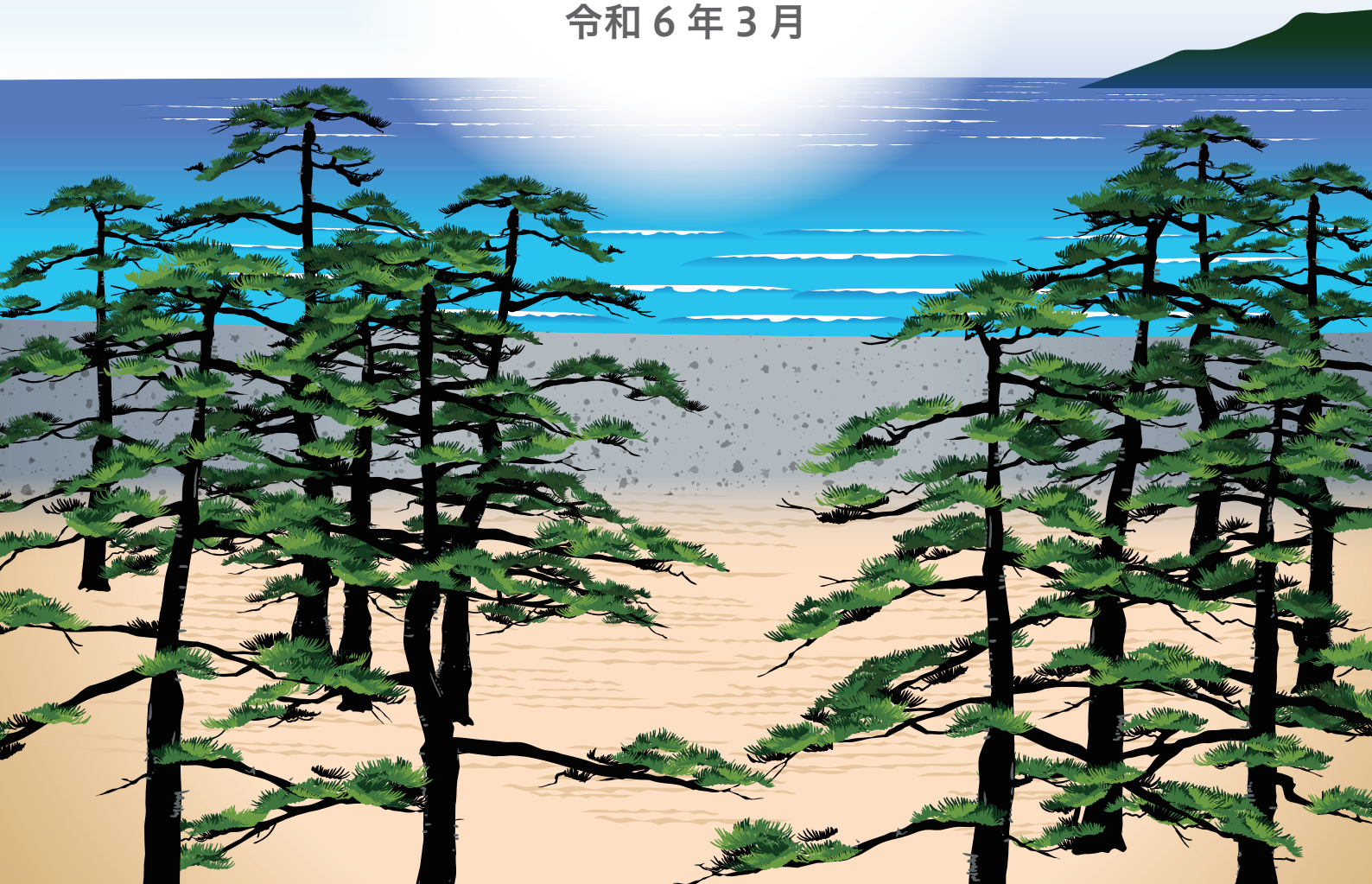


美浜町都市計画 マスタープラン

令和6年3月



<目 次>

第1章 はじめに…………… 1

1. 都市計画マスタープランとは…………… 1
2. 計画の対象範囲と期間…………… 1
3. 計画の位置付け…………… 2

第2章 美浜町の概要と課題…………… 3

1. 美浜町の概況…………… 3
2. 上位・関連計画…………… 29
3. 町民意向の把握…………… 41
4. 時代の潮流…………… 47
5. まちづくりの主要課題…………… 49

第3章 全体構想…………… 50

1. 目指すべきまちの将来像…………… 50
2. 部門別整備方針…………… 56

第4章 地域別構想…………… 71

1. 地域区分の設定…………… 71
2. 松原地域…………… 72
3. 和田地域…………… 79
4. 入山地域…………… 86
5. 三尾地域…………… 92

第5章 実現化に向けて…………… 99

資 料 …………… 101

1. 各種委員会の委員名簿及び開催日…………… 101
2. 用語集（五十音順）…………… 102

第1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、町の政策や住民の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を描き出し、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

都市計画法では個別の計画のもとになる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられています（第18条の2）。

2 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

美浜町（以下「本町」という）は、非線引き都市計画区域である御坊都市計画区域に属しており、町域面積のおよそ2割を占める都市計画区域と、残りのおよそ8割の都市計画区域外から構成されていますが、「美浜町都市計画マスタープラン」（以下「本計画」）では、一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域だけでなく都市計画区域外を含めた町域全体を対象とします。

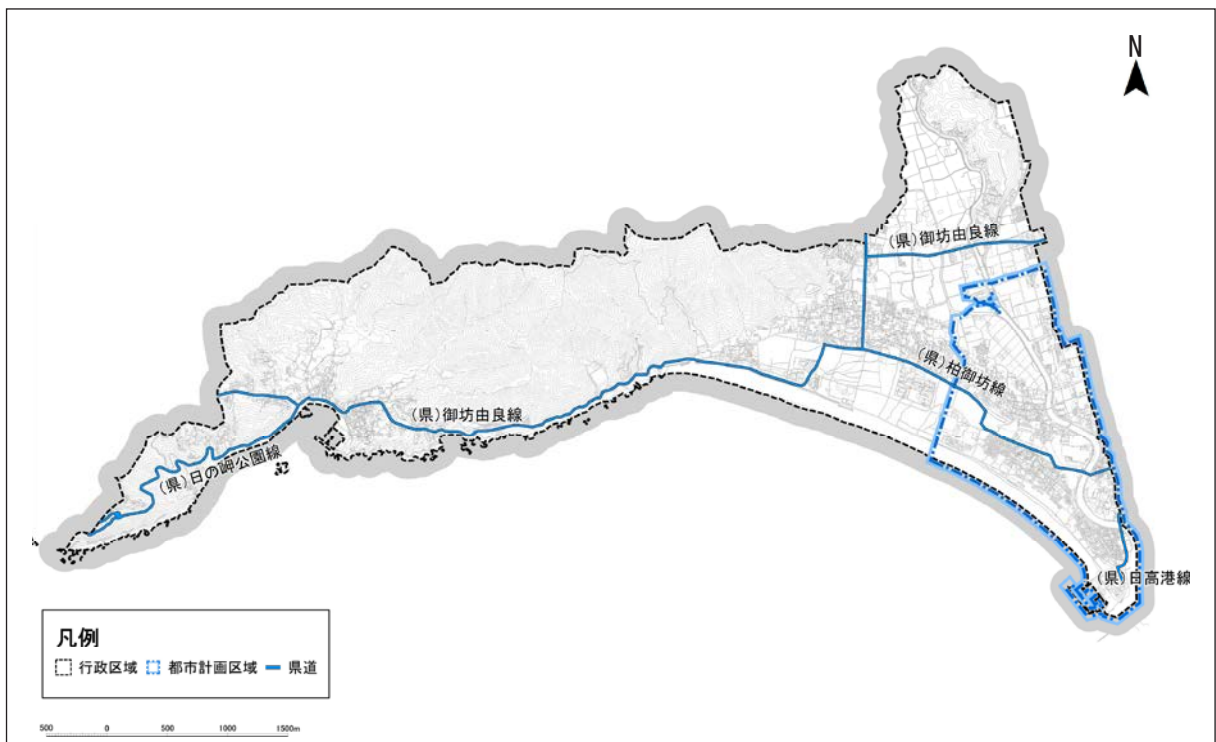


図 計画対象範囲

(2) 計画の期間

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えたまちづくりの基本方針を定めるとされているため計画期間は、令和 6（2024）年から 20 年後を見据えた 10 年後の令和 15（2033）年までの 10 年間とします。

なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

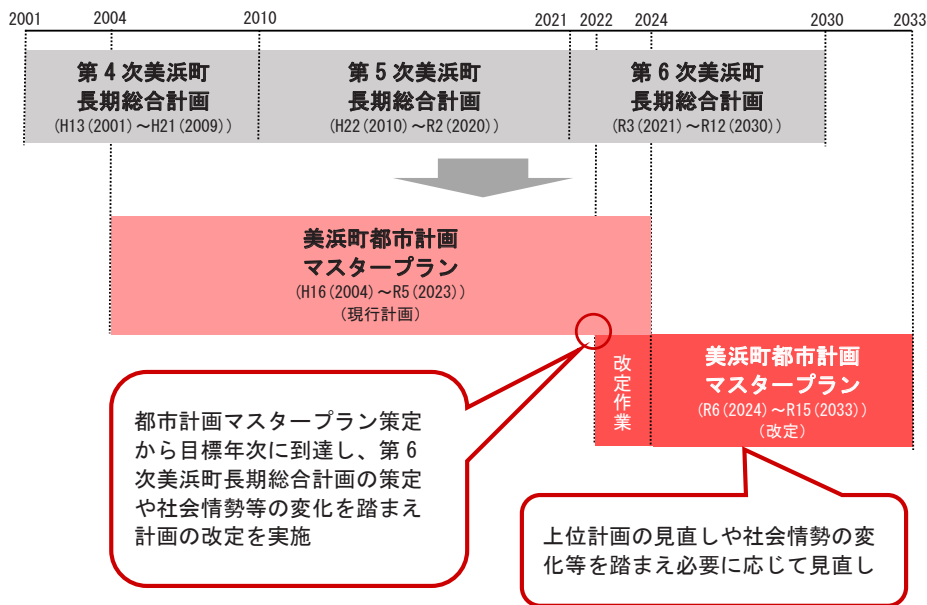


図 計画期間

3 計画の位置付け

美浜町都市計画マスタープランは、「第6次美浜町長期総合計画（令和3（2021）年3月策定）」や県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（日高圏域）（平成27（2015）年5月策定）」に即して定め、各種関連計画と整合を図り、連携しながら個別事業を推進します。

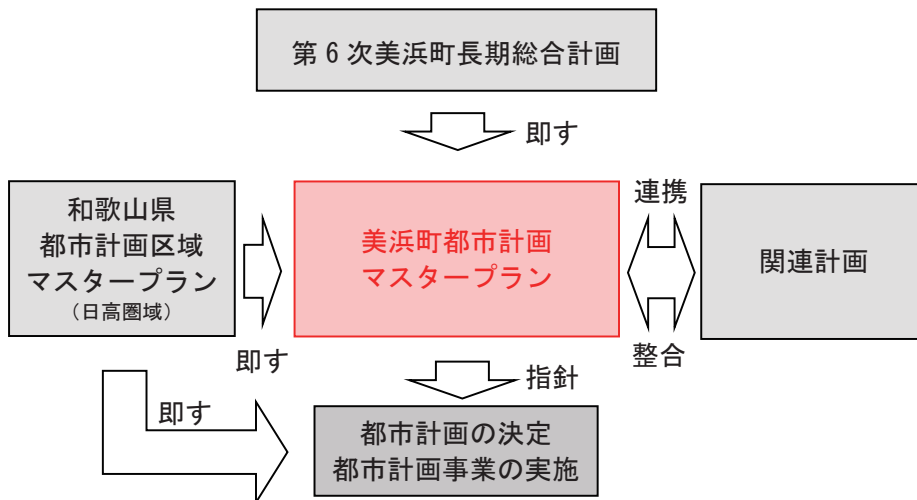


図 計画の位置付け

第2章 美浜町の概要と課題

1 美浜町の概況

(1) 自然的条件

1) 位置

本町は、和歌山県の西部、日高平野の一部、和歌山市まで約50km、大阪市まで約100kmに位置し、町域面積は12.77km²で、東西約9km、南北約2.5kmの広がりを持ち、東は御坊市、北は日高町にそれぞれ隣接しています。

また、6市町（美浜町、御坊市、日高町、日高川町、由良町、印南町）で構成される日高圏域に属しています。

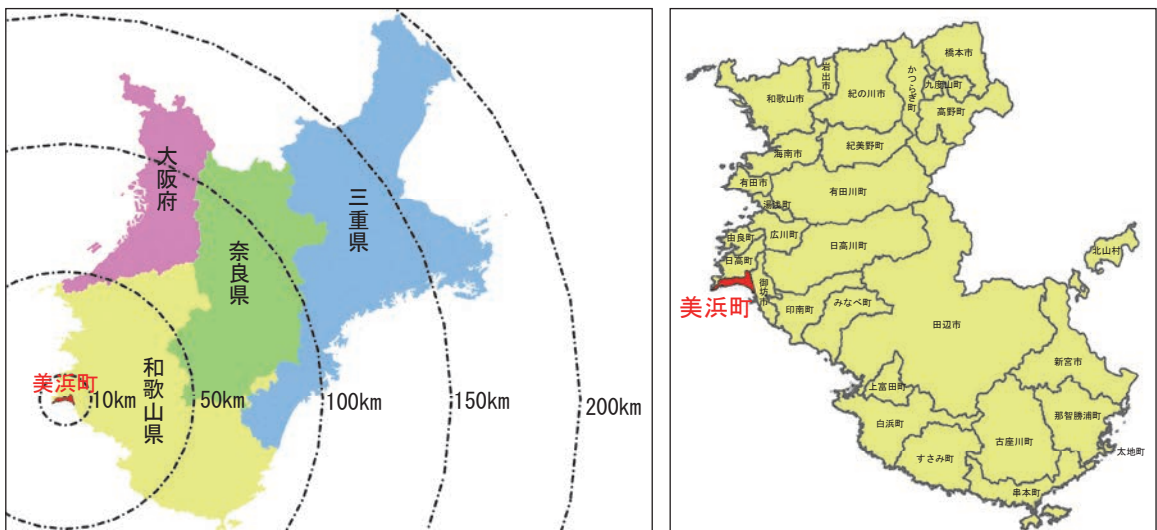


図 町の位置

資料：国土数値情報

2) 地形

本町は、日高平野に位置することより、標高は町南部で50m未滿、町北部では200m以上であり、南から北に向かって標高が高くなる地形となっています。

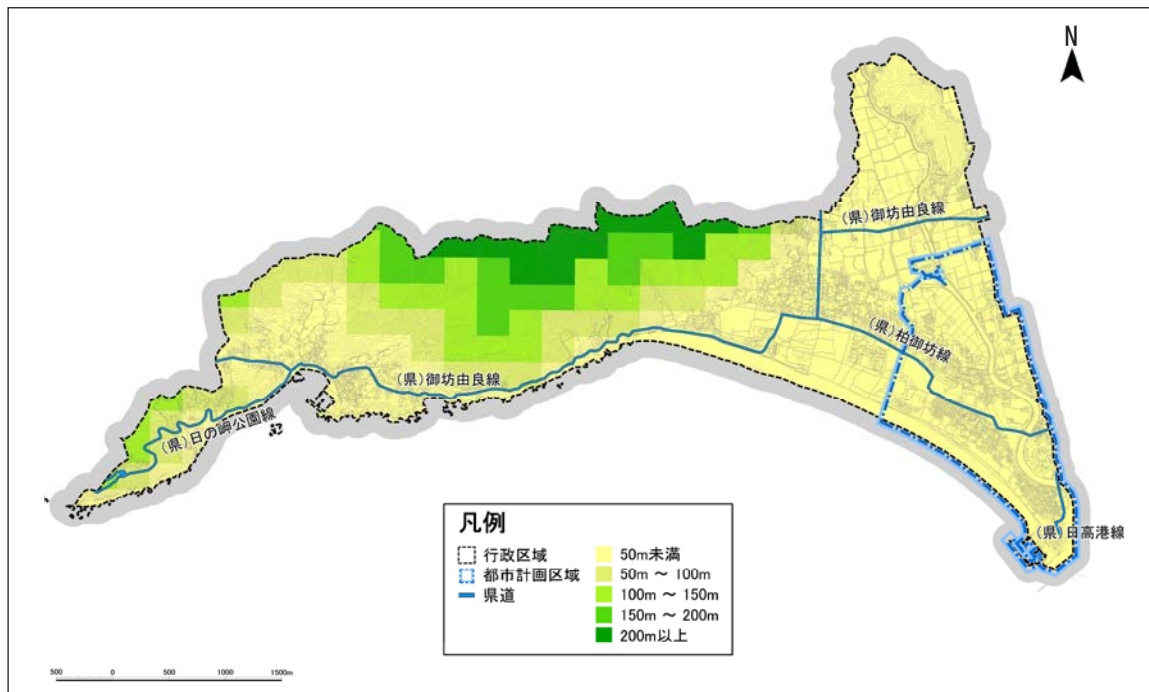


図 標高5次(250m)メッシュ

資料：国土数値情報

3) 気候

本町(川辺地域気象観測)の月間平均気温は16.1℃であり、和歌山県平均(15.3℃)よりも高く、月間平均降水量も181.8mmであり、和歌山県平均(203.4mm)よりも少なく、県内でも温暖な気候で雨の少ない地域となっています。

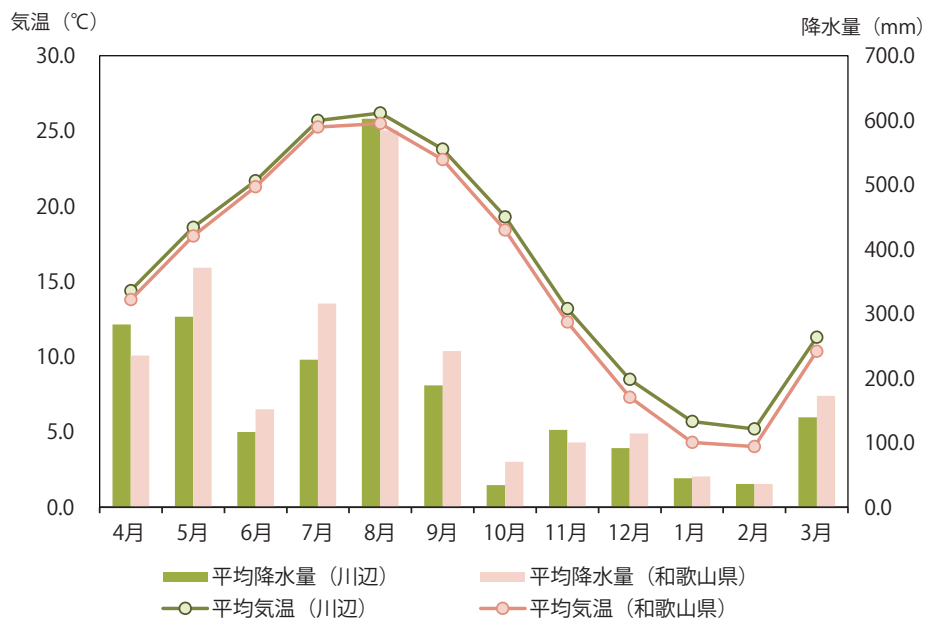
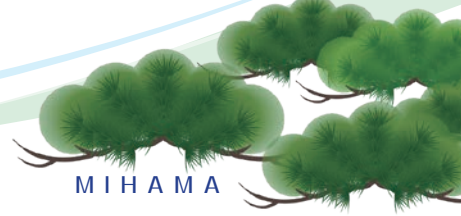


図 気温、降水量の月ごとの推移

資料：気象庁



(2) 歴史的条件

1) 都市形成の歴史

本町における人々の営みは、田井遺跡で出土した土器片などから、縄文時代後期に始まるといわれています。また、弥生期の遺跡や古墳時代の入山、和田、本ノ脇などの遺跡が知られています。

「風早の 三穂の浦みを 漕ぐ舟の 船人さわく 波立つらしも」と万葉集にも詠まれているように、奈良時代から風光明媚な場所として知られてきました。

近世になり、元和5（1619）年、徳川頼宣が紀州藩主として入国以来、三尾浦、和田浦、入山村、吉原浦、田井村、浜の瀬浦として統合されてきました。

2) 沿革

明治22（1889）年の町村制施行とともに三尾浦は三尾村、和田浦・入山村は和田村、吉原浦・田井村・浜の瀬浦は松原村となりました。

昭和28（1953）年の町村合併促進法の施行により、昭和29（1954）年10月1日、三尾・和田・松原の3村が合併し、人口8,667人の美浜町が誕生し現在に至っています。

「美浜町」の町名は、合併当時の公募により「美しい浜のある町」として名付けられたものです。

(3) 社会的条件

1) 人口及び世帯数

①人口及び世帯数

・人口は昭和60（1985）年、世帯数は平成12（2000）年から減少傾向

国勢調査によって本町の人口の推移を見ると、昭和60（1985）年の9,042人をピークとして以降は減少傾向が続いており、令和2（2020）年には6,867人となっています。

一方、世帯数についても平成12（2000）年をピークにして減少傾向にあり、令和2（2020）年現在の総世帯数は、2,863世帯となりました。

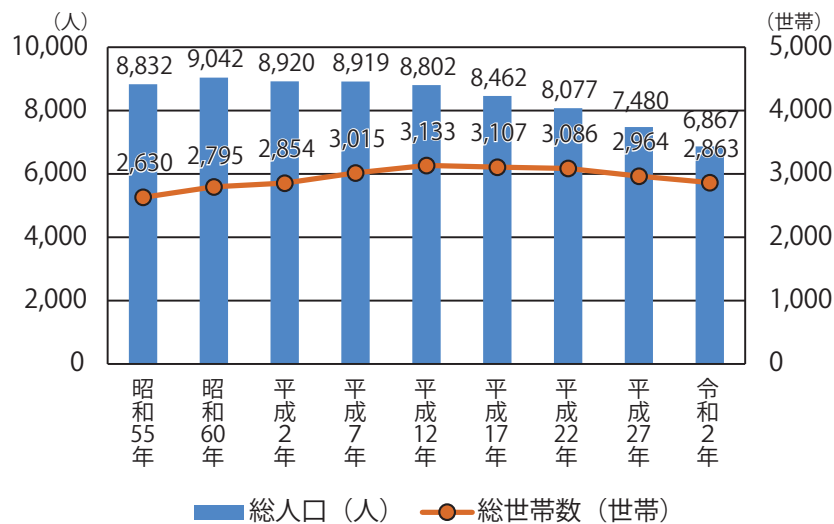


図 人口及び世帯数の推移

資料：国勢調査

②年齢構成別人口

・年少人口の減少と高齢化の進行が顕著

人口の減少と同時に、高齢化と少子化の進行も顕著であり、平成2（1990）年までは年少人口（15歳未満人口）が老年人口（65歳以上人口）を上回っていましたが、平成7（1995）年に逆転してからは高齢化が急速に進み、令和2（2020）年には老年人口が年少人口の3.0倍強に達しています。

生産年齢人口（15～64歳人口）は、ほぼ同じ割合で減少傾向が続いています。

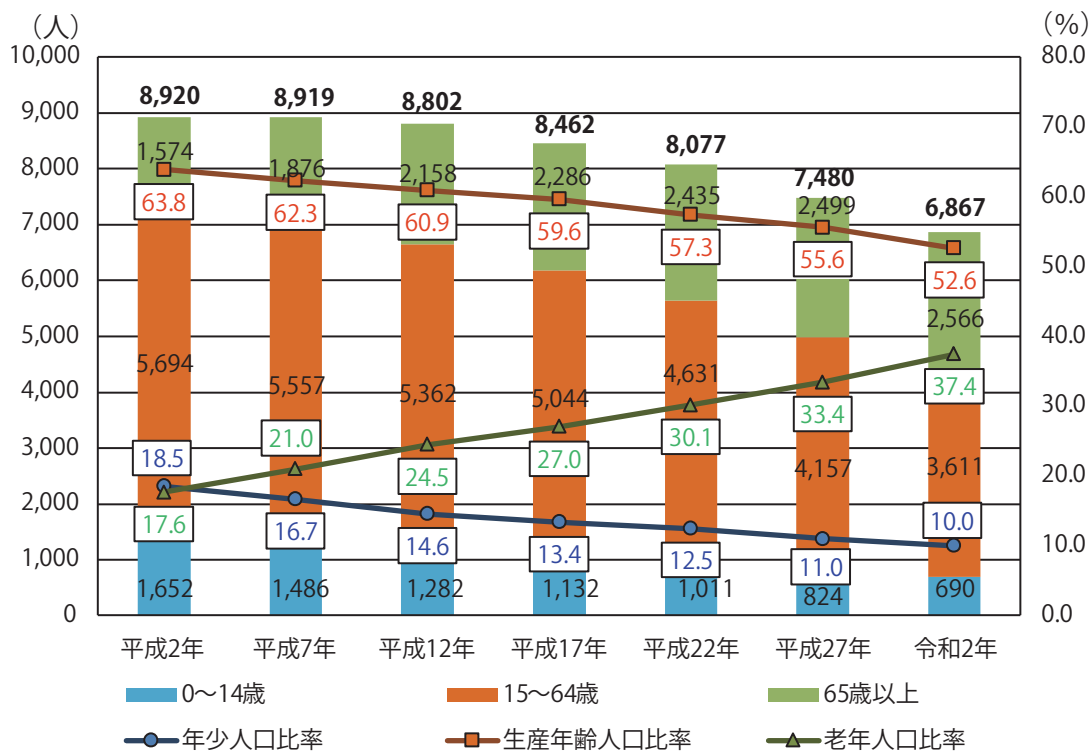


図 年齢構成別人口と割合の推移

資料：国勢調査

③人口動態

・自然動態、社会動態ともに減少傾向が継続

自然増減の状況を見ると、一貫して自然減が続いています。平成 30（2018）年頃までは、1 年間に 50 ～ 60 人程度でほぼ一定の自然減を示していましたが、令和に入ってから減少幅が急速に拡大する傾向を見せています。

社会増減の状況は、平成 13（2001）年までは若干の社会増が見られましたが、その後は社会減に転じ、それ以降、概ね社会減で推移しています。

自然減、社会減が続いている状況から、最近の 10 年間は概ね年間 100 人を超える純減少が続いており、人口減少に歯止めが掛かっていません。

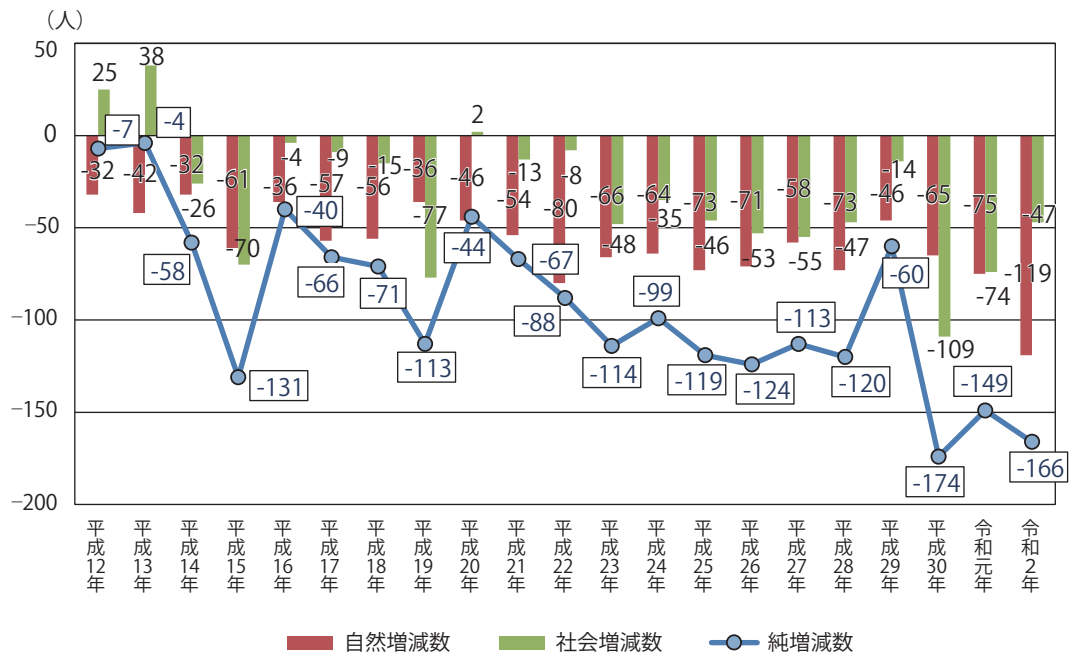


図 社会増減、自然増減の推移

資料：統計で見る市区町村のすがた 2022（社会・人口統計体系）

④ 転入・転出

・転入元、転出先ともに御坊市との結びつきが最も強く、以下、日高町、和歌山市、日高川町などとの転入出が上位

社会増減の内訳となる転入、転出の状況を、令和2（2020）年国勢調査の結果（平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間ににおける美浜町の転入出状況）で見ると、美浜町への転入が1,133人、転出が1,171人で、わずかに転出数が多くなっています。

転入元、転出先ともに御坊市との結びつきが最も強く、以下、日高町、和歌山市、日高川町などとの転入出が上位を占めています。和歌山市がやや遠い点を除けば、地理的に極めて近い近隣市町との関係が強いことを示しています。

また、県外との関係では、大阪市、京都市、堺市など、距離的にかなり遠い地域との転入出も、一定の量が見られます。

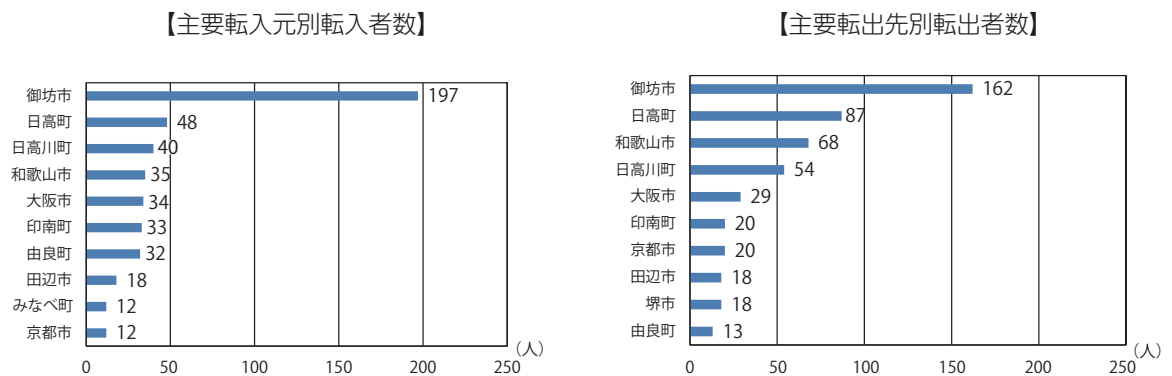


図 転入者・転出者の状況

資料：令和2年国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計

⑤ 昼間・夜間人口

- ・ 昼間人口、夜間人口とも一貫して減少傾向
- ・ 昼夜間人口率は平成 22（2010）年以降、増加傾向

夜間人口、昼間人口とも、ほぼ一貫して減少傾向にあり、昼夜間人口率（夜間人口を 100 とした時の昼間人口の比率）も徐々に下がってきていました。しかし、平成 22（2010）年以降は、夜間人口の減少傾向が従来よりも強まったため、昼夜間人口率は増加傾向に転じています。

令和 2（2020）年における美浜町の昼夜間人口率は 85.0%であり、和歌山県の値（97.9%）と比較して低い値となっています。

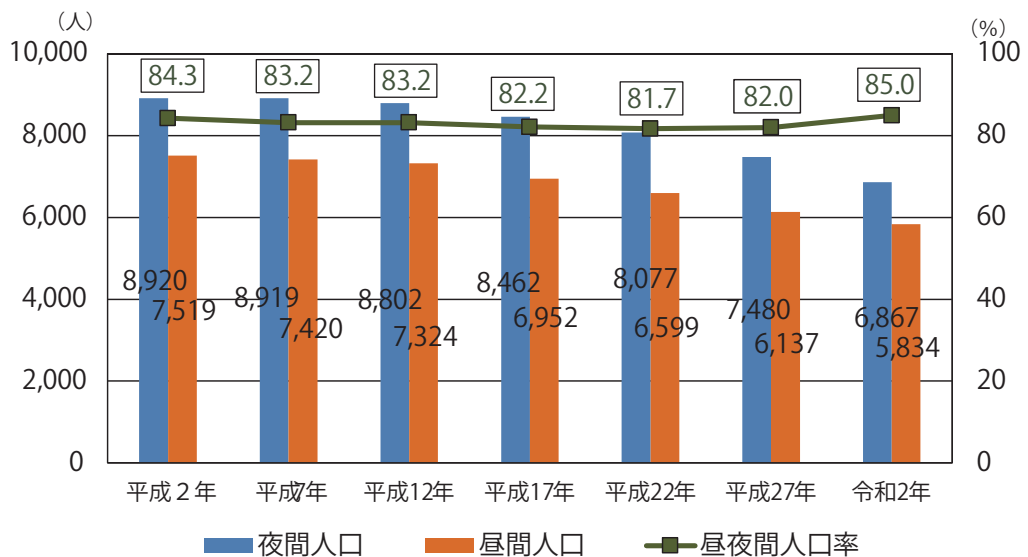


図 昼間・夜間人口の推移

資料：国勢調査

※夜間人口：地域に常住している人口

※昼間人口：美浜町の昼間人口＝美浜町の夜間人口－美浜町からの流出人口＋美浜町への流入人口

※流入・流出人口：通勤・通学の出入り

⑥ 将来人口

- ・人口の減少と高齢化の進行は今後も続くと予測
- ・25年後の老年人口比率は総人口の半分近くを占める

国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）によれば、本町の人口は今後も減少が続くと予測されており、平成27（2015）年の実績（7,480人）から30年後の令和27（2045）年には4割強減の4,385人になると推計されています。

人口が減少すると同時に、老年人口比率の上昇、生産年齢人口比率の低下の傾向も続き、令和27（2045）年には老年人口比率が47.2%とほぼ5割に達するという推計結果が示されています。

これに対し、本町の第6次長期総合計画の「人口の目標」では、平成27（2015）年に策定した「美浜町人口ビジョン」に基づき、人口目標値として、令和12（2030）年に6,255人（予測値は6,264人）、令和27（2045）年に5,617人（予測値は4,955人）としています。

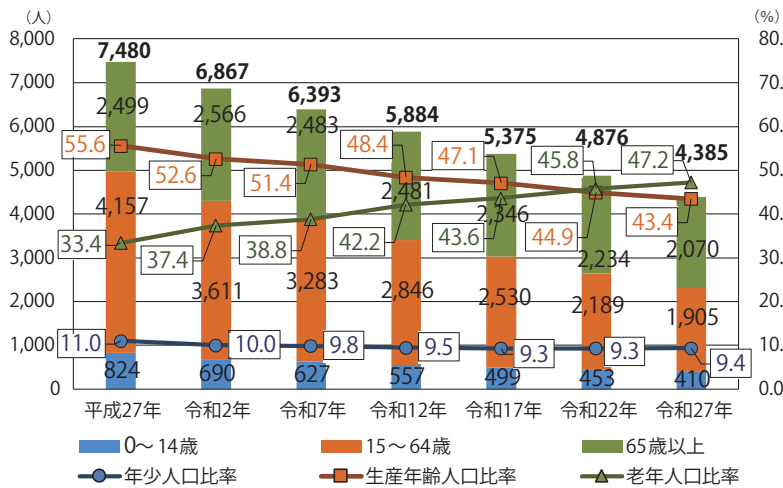
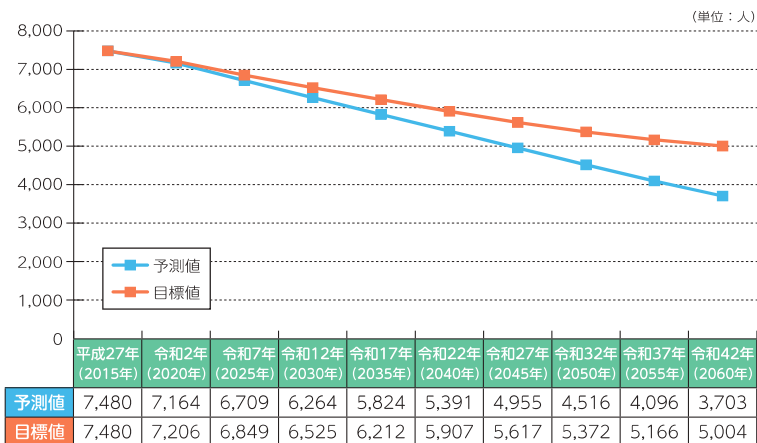


図 年齢構成別人口と割合の将来推計

資料：日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）／国立社会保障・人口問題研究所



注1) 予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。
 注2) 目標値は、合計特殊出生率と社会動態を望ましい値に設定した町独自の推計による。

(参考) 図 人口の目標

出典：第6次美浜町長期総合計画

2) 産業

①産業構成

- ・就業者数は緩やかな減少傾向が継続（特に第1次産業で高い減少率）
- ・本町では第3次産業への就業比率が高い
- ・事業所数は卸売業・小売業（18.6%）、建設業（14.7%）、宿泊業・飲食サービス業（11.4%）の順
- ・従業者数は宿泊業・飲食サービス業（33.0%）、学術研究・専門・技術サービス業（9.7%）、医療・福祉（8.7%）の順

国勢調査によって産業別の就業者数の推移を見ると、総人口の減少に連動するように、総就業者数は平成7（1995）年以降減少し続けており、ピーク時の3,993人から令和2（2020）年には約800人減少して3,179人となっています。

令和2（2020）年の結果を見ると、第1次産業の就業者比率は全体の約7%、第2次産業の就業者比率は約20%、第3次産業の就業者比率は約73%であり、本町では第3次産業への就業比率が高くなっています。

令和3（2021）年経済センサス活動調査によって、本町内に立地する事業所の内容を産業分類別に見てみると、事業所数では卸売業・小売業（18.6%）、建設業（14.7%）、宿泊業・飲食サービス業（11.4%）、生活関連サービス業（11.4%）などが多くを占めており、以下、不動産業・物品賃貸業などが続いています。

また、従業者数では、宿泊業・飲食サービス業（33.0%）が全体の1/3を占め、以下、学術研究・専門・技術サービス業（9.7%）、医療・福祉（8.7%）、卸売業・小売業（8.5%）、農林漁業（8.1%）などが上位を占めています。

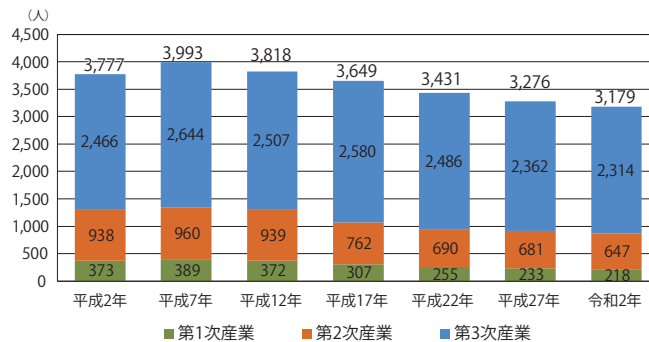


図 産業別人口の推移

資料：国勢調査

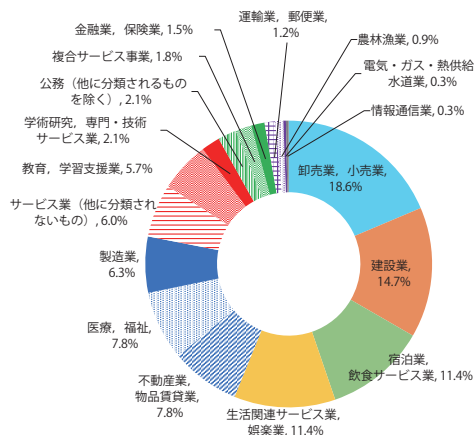


図 産業分類別事業所数

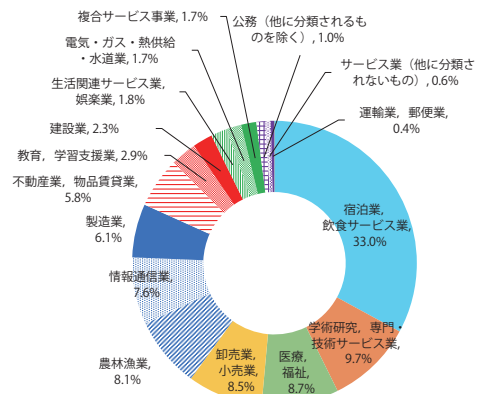


図 産業分類別従業者数

資料：令和3年経済センサス活動調査

②農業

- ・農家数は減少が続いているが、経営耕地面積や農業産出額はほぼ横ばいの傾向
- ・野菜と水田による米の生産（水稻）が中心、畜産物の生産は無し

農林水産省の「市町村別農業産出額（推計）」による本町の農業産出額（耕種のみ。本町に畜産は無し）は、令和2（2020）年現在で約4億円であり、最近数年間はほぼ4億円前後で推移しています。

耕地面積は、近年若干の減少傾向を見せているものの、ほぼ一定の面積（200ha前後）で推移してきたため、耕地面積当たりの産出額は農業産出額の推移と連動するような動きを見せています。

本町の農家数は、令和2（2020）年現在で133戸であり、そのうち約2／3が販売農家、1／3が自給的農家という構成になっています。最近の20年間で農家数は減少を続けており、特に販売農家数の減少が目立ちます。

経営耕地面積は、農家数の減少ほどではありませんが、平成17（2005）年以降若干の減少傾向にあり、令和2（2020）年の面積は199haとなっています。

令和2（2020）年度における本町の農業産出額の合計は4億円です。本町農業の中心は、野菜と水田による米の生産（水稻）であり、この2品種で全農業産出額の約90%を占めています。畜産物の生産は、本町では行われていません。

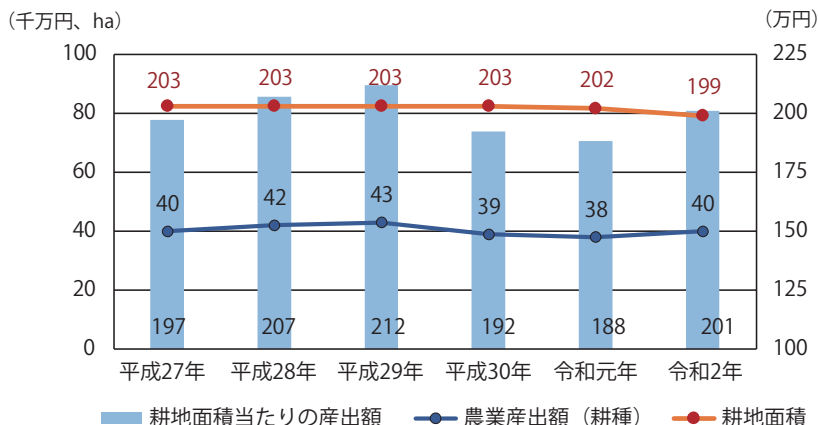


図 農業産出額の推移

資料：市町村別農業産出額（推計）／農林水産省、和歌山県統計年鑑

※耕種とは、田畑等の土地を使って作物を作ること、及びその産物を指し、畜産物以外のすべての農作物が含まれる。

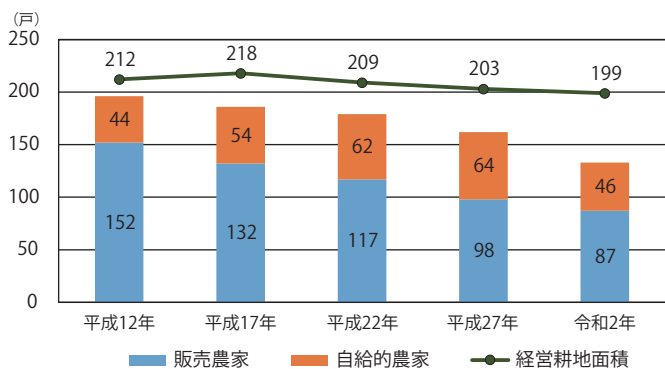


図 農家数・経営耕地面積の推移

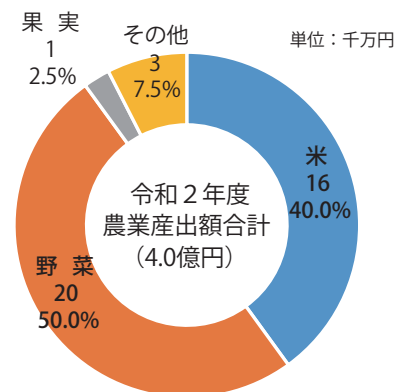


図 主要農産物の割合

資料：和歌山県統計年鑑 資料：令和2年市町村別農業産出額（推計）／農林水産省

③商業

- ・商業全体としては、商店数、従業者数、年間商品販売額とも、減少傾向から増加傾向へ移行
- ・小売業は、売場面積は減少が続くが、年間商品販売額は増加傾向へと変化

卸売業と小売業を合計した商業全体の推移を見ると、商店数は減少し続けてきましたが、最近の数年間は横ばい状態になっています。従業者数、年間商品販売額も減少気味でしたが、平成24（2012）年以降は増加に転じています。令和3（2021）年現在、商店数は57、従業者数は201人、年間商品販売額は約55億円です。

小売業の推移を見ると、平成11（1999）年以降減少傾向にあった年間商品販売額は、平成24（2012）年の約10.5億円を底にして増加に転じ、令和3（2021）年には約21億円にまで回復しています。売場面積はほぼ一貫して減少しているため、販売効率（売場面積当たりの年間商品販売額）が大幅に改善されています。

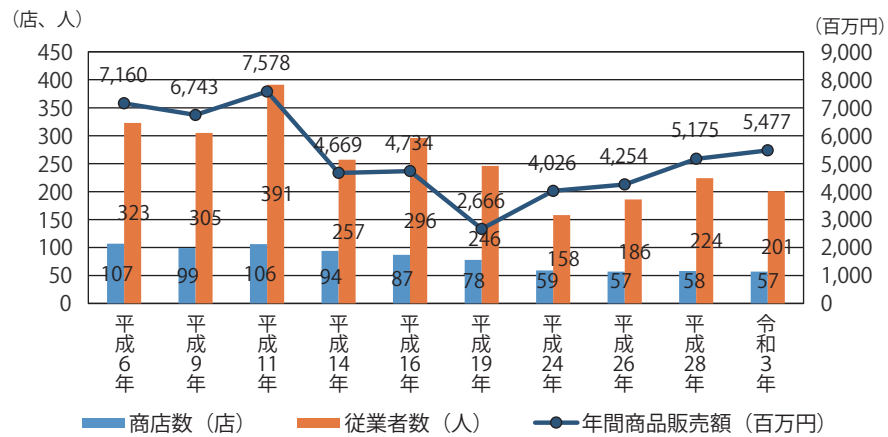


図 商店・従業者数、年間商品販売額の推移

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

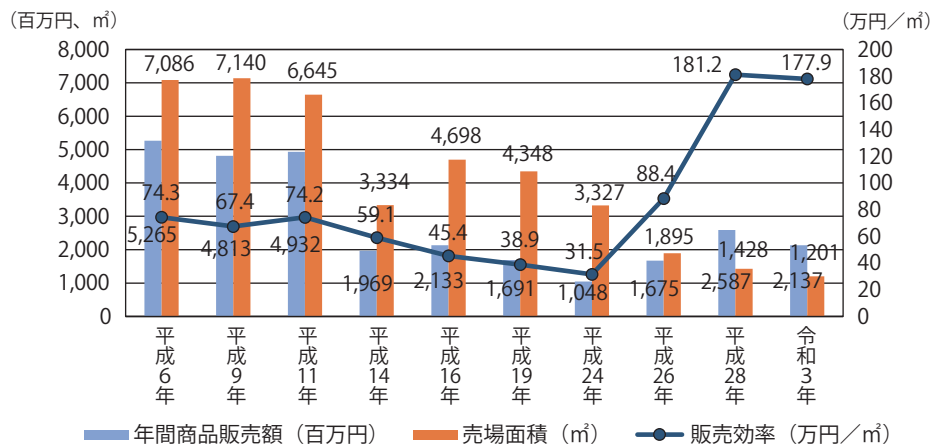


図 小売業年間商品販売額、小売業販売面積、面積当たりの販売額の推移

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

④工業

- ・製造品出荷額等は増減を繰り返し、近年増加傾向
- ・事業所は概ね 10 事業所、従業員数は概ね 150 人程度で推移

最近 10 年間の本町の工業生産の状況（従業者 4 人以上の事業所）をみると、製造品出荷額等は平成 23（2011）年から平成 25（2013）年にかけて増加傾向にあり、一度平成 26（2014）年に減少した翌年に急増しましたが、再度減少傾向に突入し、平成 29（2017）年を底値として増加傾向に移行しています。

事業所は概ね 10 事業所、従業員数は概ね 150 人程度で推移しています。

令和元（2019）年現在、町内に 7 事業所、160 人の従業者があり、製造品出荷額等は約 50 億円を記録しています。

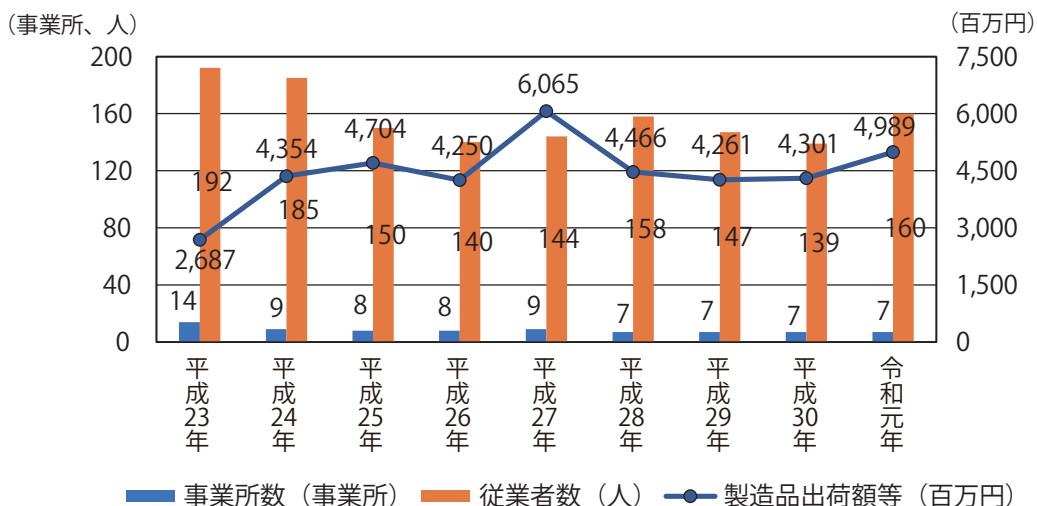


図 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

⑤ 漁業

- ・ 漁業経営体は減少傾向にあり、特に専門戸数の減少が顕著
- ・ 現在、漁業経営体は 45 経営体あるが、大半は年間漁獲高の少ない小規模経営

本町の漁業経営体数は減少し続けており、特に専門の経営体は過去 10 年で 1 / 3 にまで減少しました。

現在、漁業を営む経営体が 45 経営体あり、団体経営体の 1 社を除けば他はすべて個人経営体となっています。

規模が小さな個人経営体が大半を占めていることもあり、年間漁獲高が 500 万円未満の経営体が大半を占めており、100 万円未満の経営体も 20 経営体ある状況となっています。

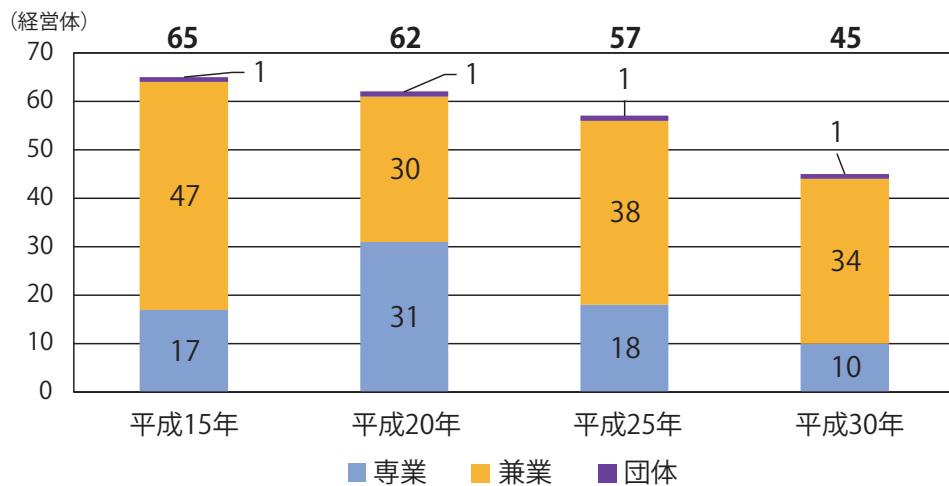


図 経営組織別経営体数の推移

資料：漁業センサス・海面漁業に関する統計（市区町村編）

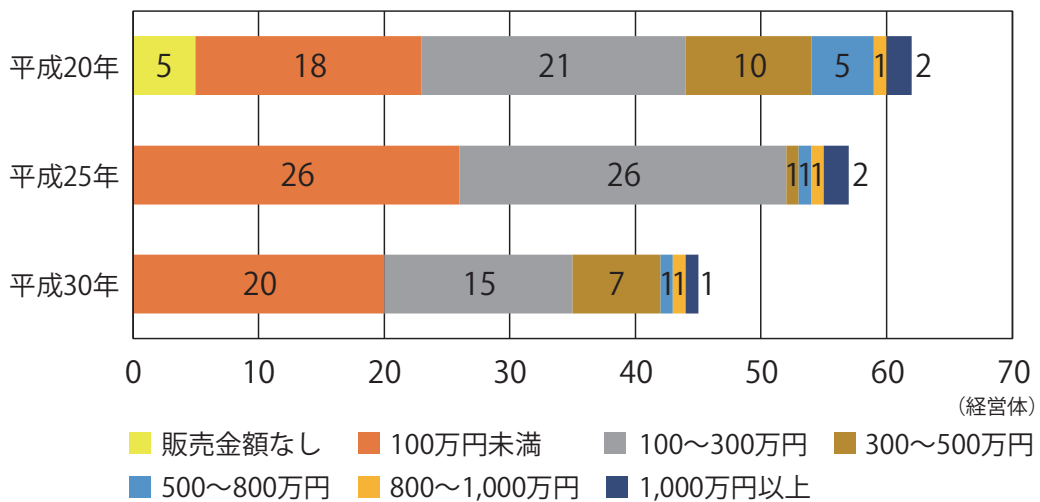


図 漁獲金額別経営体数の推移

資料：漁業センサス・海面漁業に関する統計（市区町村編）

(4) 環境条件

1) 災害

①土砂災害

- ・都市計画区域外の山の斜面地や斜面地沿いの幹線道路に分布
(入山地区、和田地区、三尾地区)

町内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、都市計画区域外の山の斜面地や斜面地沿いの幹線道路（特に（県）御坊由良線及び（県）日の岬公園線）をまたぐように分布（入山地区、和田地区、三尾地区）しています。

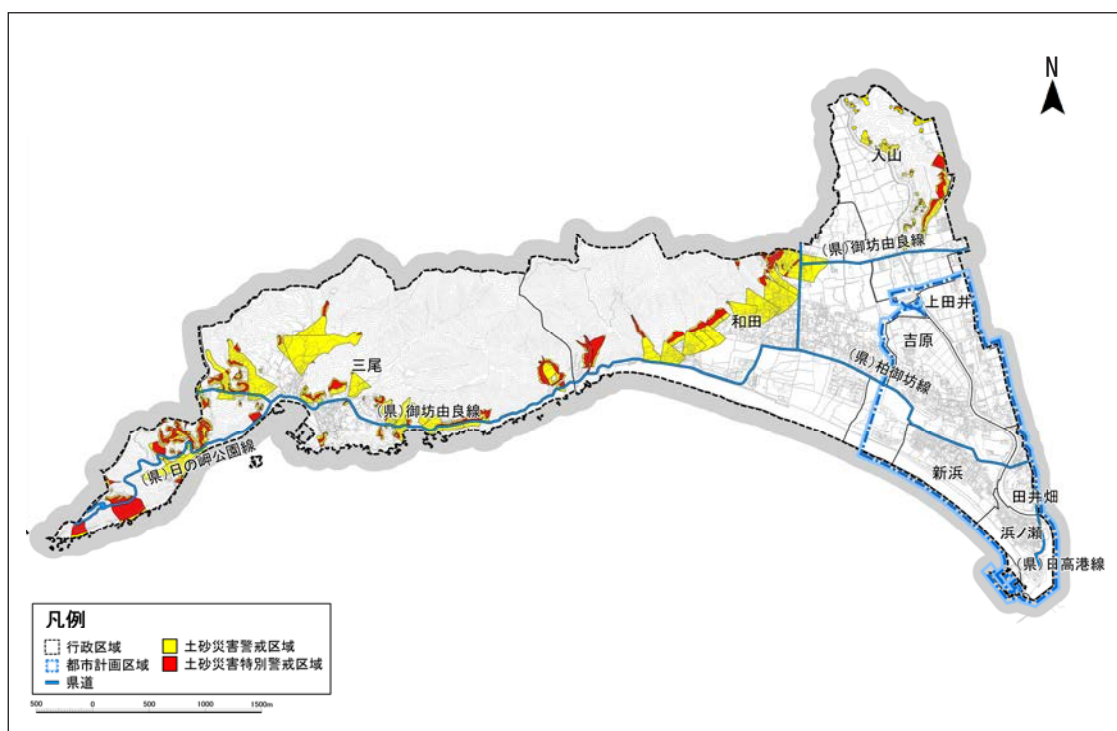


図 土砂災害（特別）警戒区域

資料：令和3年和歌山県

②洪水

・入山地区や和田地区、吉原地区に 3.0m ~ 5.0m のまとまりをもった浸水が想定

本町の東部に日高川や西川を起因とする洪水浸水想定区域が指定されています。

上田井地区や田井畑地区の一部に 3.0m ~ 5.0m の浸水が想定されており、特に入山地区や和田地区、吉原地区は同程度の浸水深がまとまりをもって想定されています。

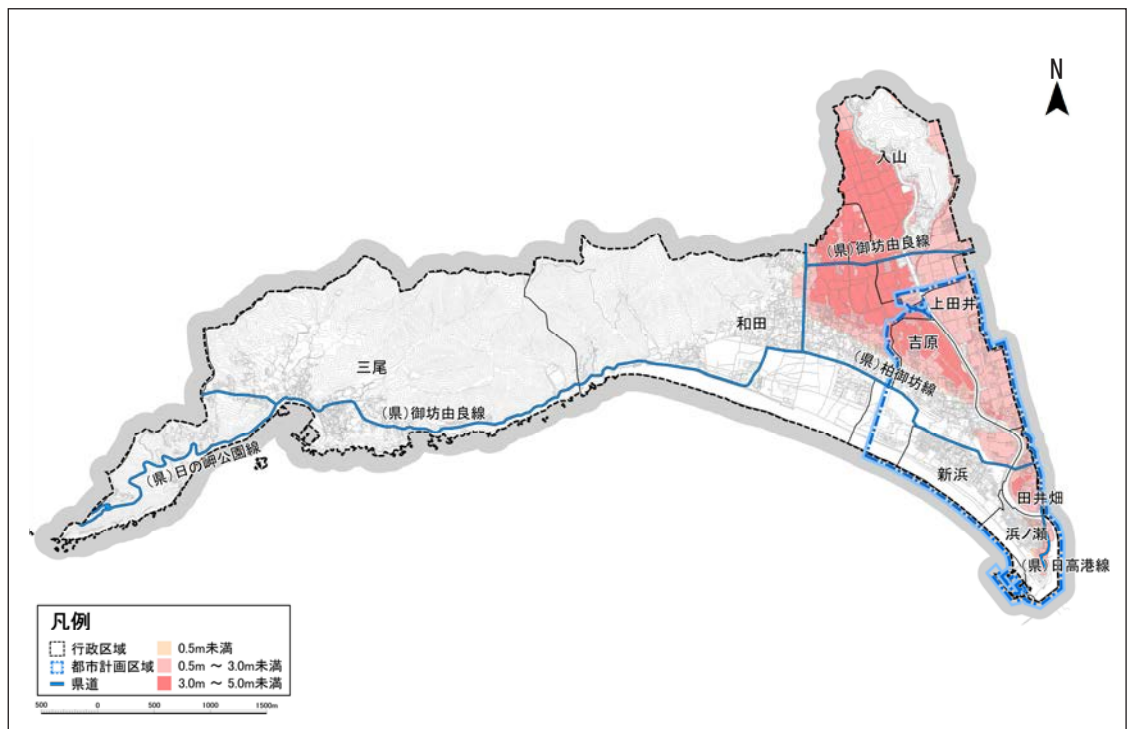


図 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

資料：令和2年和歌山県

③津波

・浜ノ瀬地区、田井畑地区、三尾地区に垂直避難が困難な5.0m～10.0mの浸水が想定

南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水想定区域が指定されており、沿岸部の居住者が少ない部分に10.0m～20.0mの浸水が見受けられますが、居住者が多くかつ浸水深が大きな地区は浜ノ瀬地区、田井畑地区、三尾地区となっており、垂直避難が困難な5.0m～10.0mの浸水が想定されています。

また、東海・東南海・南海3連動地震を想定した津波浸水想定区域によると、上田井地区に3.0～4.0mの浸水が想定されています。

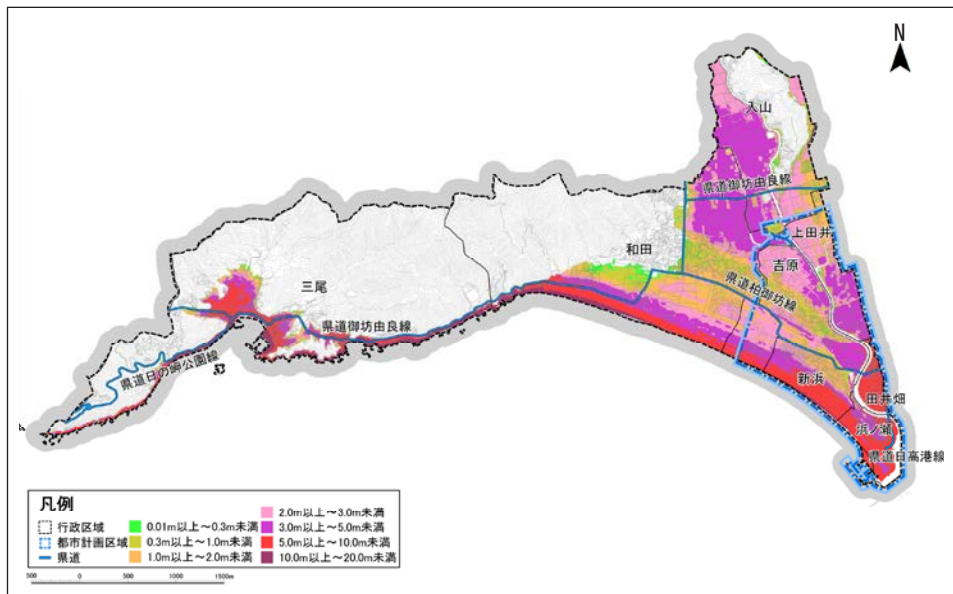


図 津波浸水想定区域（南海トラフ巨大地震想定）

資料：平成25年和歌山県

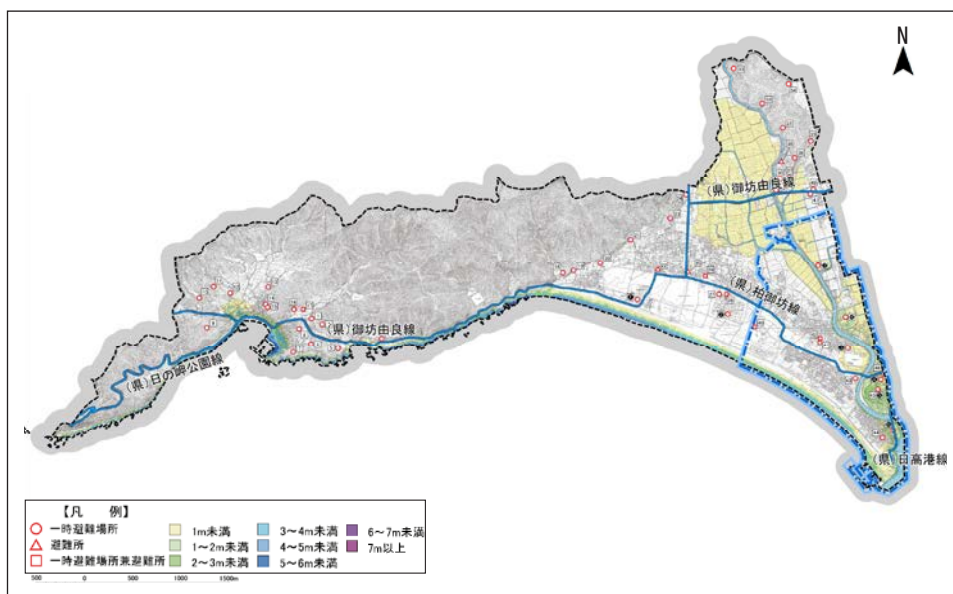


図 津波浸水想定区域（東海・東南海・南海3連動地震想定）

資料：美浜町

2) 利便

①通勤流動

- ・通勤による流出入の状況は、流出が流入の約 1.5 倍に達する流出超過
- ・御坊市との結びつきが圧倒的に強いが、和歌山市への流出も一定量あり

令和 2 (2020) 年国勢調査によって、本町の就業者 (15 歳以上) の通勤状況を見ると、町外から本町に働きに来る流入就業者は 1,796 人、町外に働きに出る流出就業者は 2,664 人であり、868 人の流出超過となっています。

流入、流出とも御坊市との結びつきが圧倒的に多く、次いで日高川町、日高町、和歌山市、印南町などの近隣市町との流出入が多くなっています。

本町への流入が流出を上回っているのは日高町のみで、他の市町へは流出超過となっています。

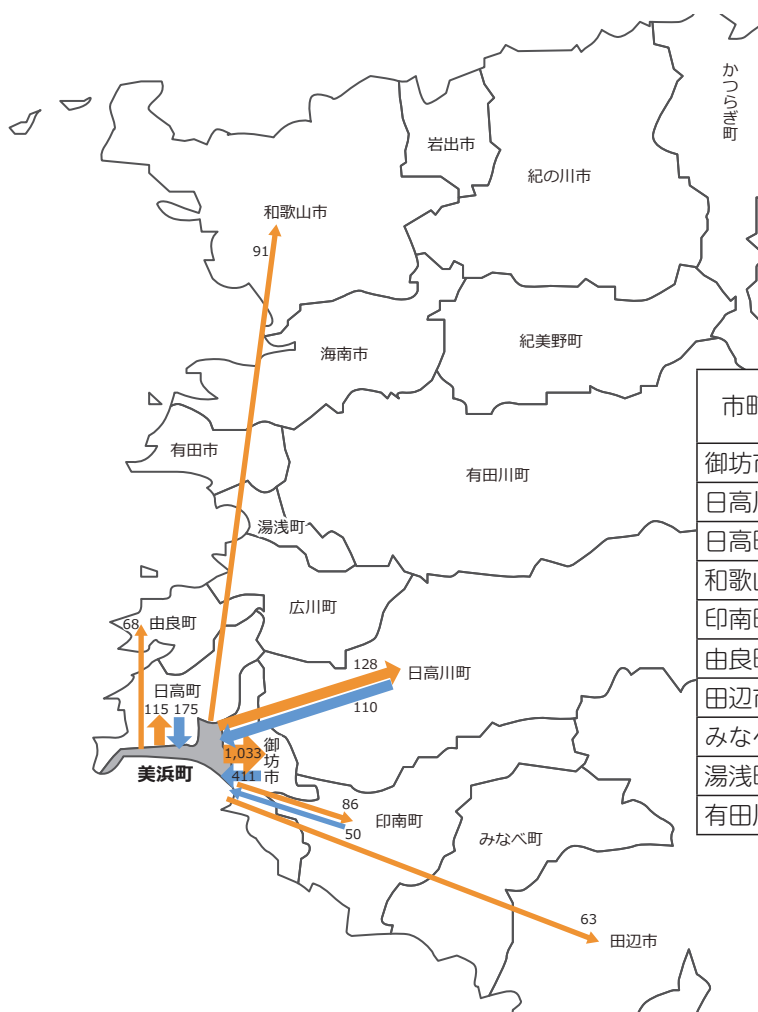


表 15 歳以上就業者における通勤者の流出・流入先人口

市町名	流出通勤者 (人)	流入通勤者 (人)	流出入差 (人)
御坊市	1,033	411	- 622
日高川町	128	110	- 18
日高町	115	175	60
和歌山市	91	17	- 74
印南町	86	50	- 36
由良町	68	48	- 20
田辺市	63	21	- 42
みなべ町	40	21	- 19
湯浅町	29	17	- 12
有田川町	26	17	- 9

※上位 10 市町を表示

図 15 歳以上就業者における通勤者の流出・流入先人口

資料：令和 2 年国勢調査

②通学流動

- ・通学者では圧倒的に町外への流出が多く、流入はごくわずか
- ・御坊市への流出が非常に多く、次いで和歌山市に流出

本町の通学者（15歳以上）の通学状況は就業者（通勤）の動きと同様、町外への流出量（198人）が町内への流入量（25人）を大きく上回っており、流入量のほぼ8倍に達しています。

主な流出先は、御坊市と和歌山市であり、県外への通学はほとんどありません。



表 15歳以上通学者における通学者の流出・流入先人口

市町名	流出通学者 (人)	流入通学者 (人)	流出入差 (人)
御坊市	125	7	- 118
和歌山市	24	1	- 23
田辺市	5	5	0
広川町	4	0	- 4
みなべ町	3	3	0
有田市	3	0	- 3
西宮市	3	0	- 3
京都市	3	0	- 3

※上位8市町を表示

図 15歳以上通学者における通学者の流出・流入先人口

資料：令和2年国勢調査

3) 地域資源

①文化財

本町の指定文化財 10 件のうち県指定が 4 件、町指定が 6 件あり、地区ごとにもみると、上田井地区に 1 件（町指定）、吉原地区に 2 件（県指定 1 件、町指定 1 件）、和田地区に 3 件（県指定 1 件、町指定 2 件）、三尾地区に 4 件（県指定 2 件、町指定 2 件）あります。

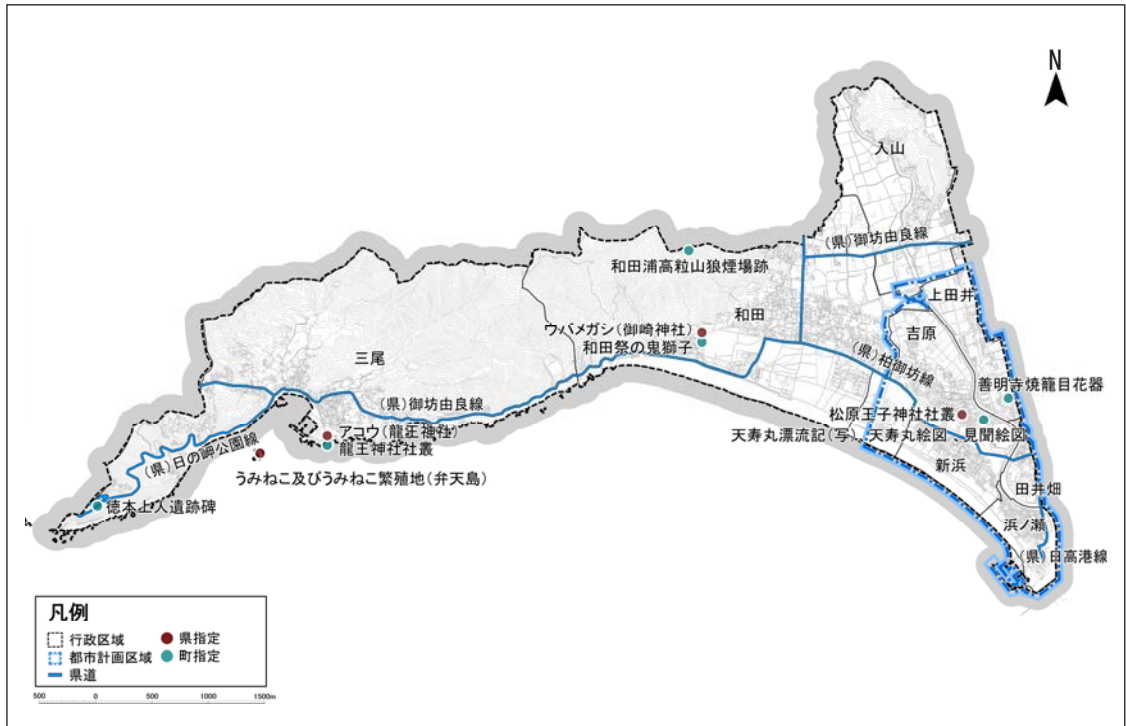


図 指定文化財

資料：美浜町

②観光

・観光入込客は少なく、日帰り客は増加傾向だが宿泊客は減少傾向

本町への観光入込客数は、日帰り客は増加傾向、宿泊客は若干の減少傾向を見せており、令和3（2021）年度には合計で年間約2万9千人の来訪がありました。

代表的な観光地としては、煙樹ヶ浜の松林（県立自然公園）、日ノ岬、アメリカ村、西山ピクニック緑地などが挙げられ、自然景観の鑑賞型観光が主流となっています。また、観光施設として、煙樹海岸キャンプ場、吉原公園、カナダミュージアムなどがあり、自然や文化と親しむ場、憩いの場として活用されています。

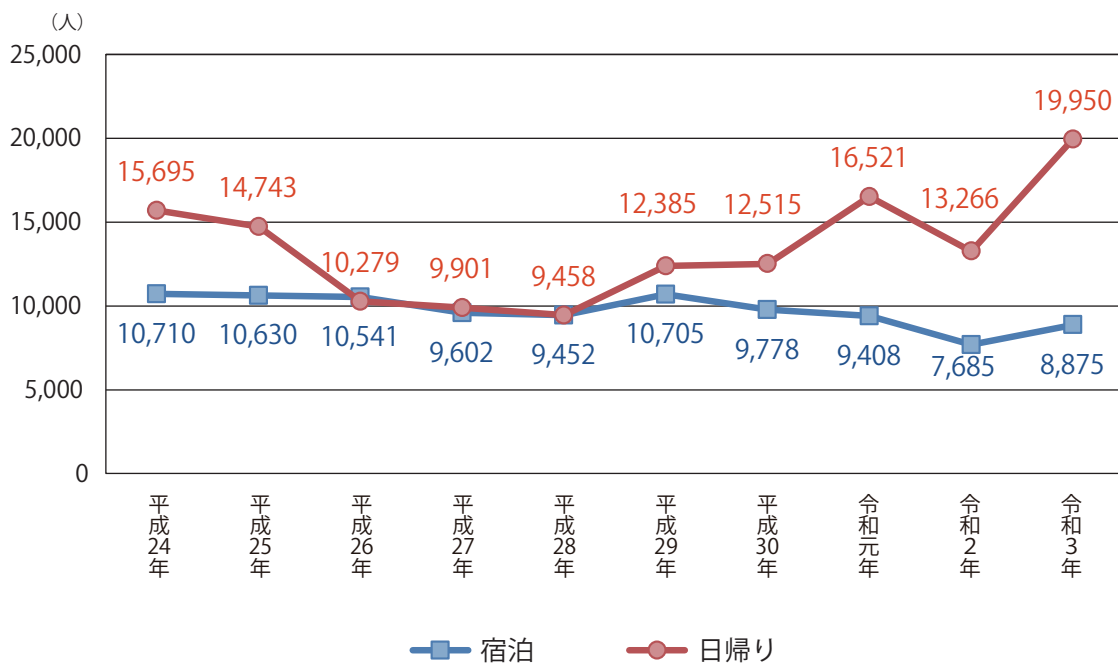


図 観光客数の推移

資料：令和3年度和歌山県観光動態調査報告書

(5) 都市の構造

1) 交通体系

本町の交通網図は、東西を通る(県)御坊由良線、(県)柏御坊線、(県)日の岬公園線と日高港湾(浜ノ瀬地区)へ繋がる(県)日高港線の県道4路線と町道405路線によって構成されています。

公共交通は、熊野御坊南海バスが(県)御坊由良線、(県)柏御坊線上で町を東西に横断しており、一日当たり7本運行しています。

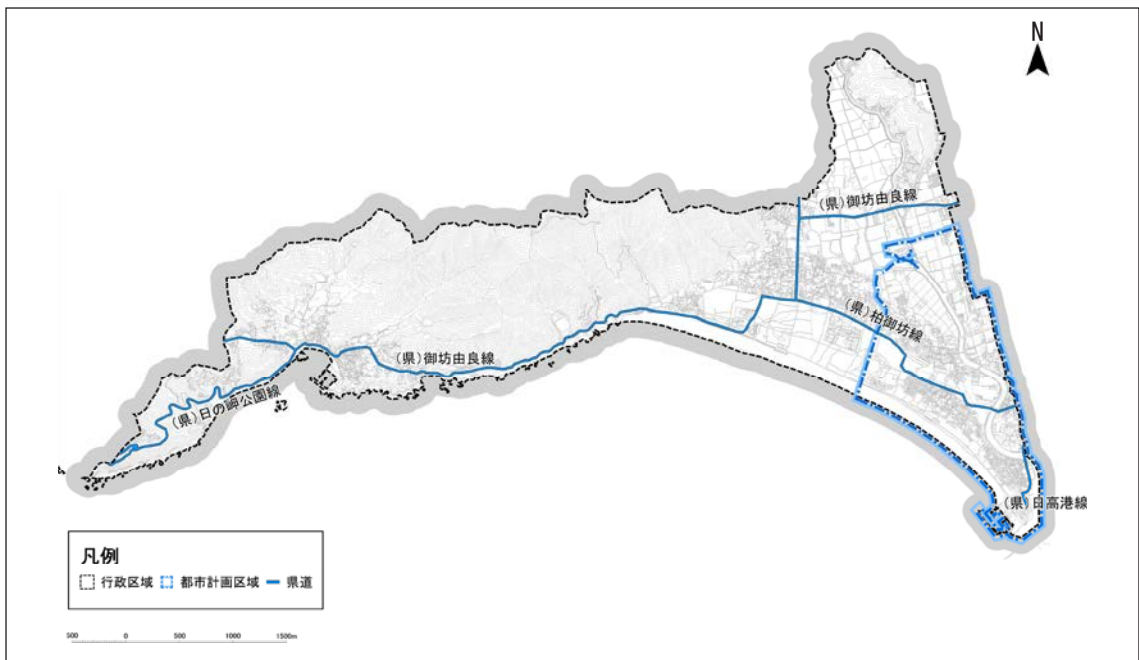


図 交通網図

資料：国土数値情報

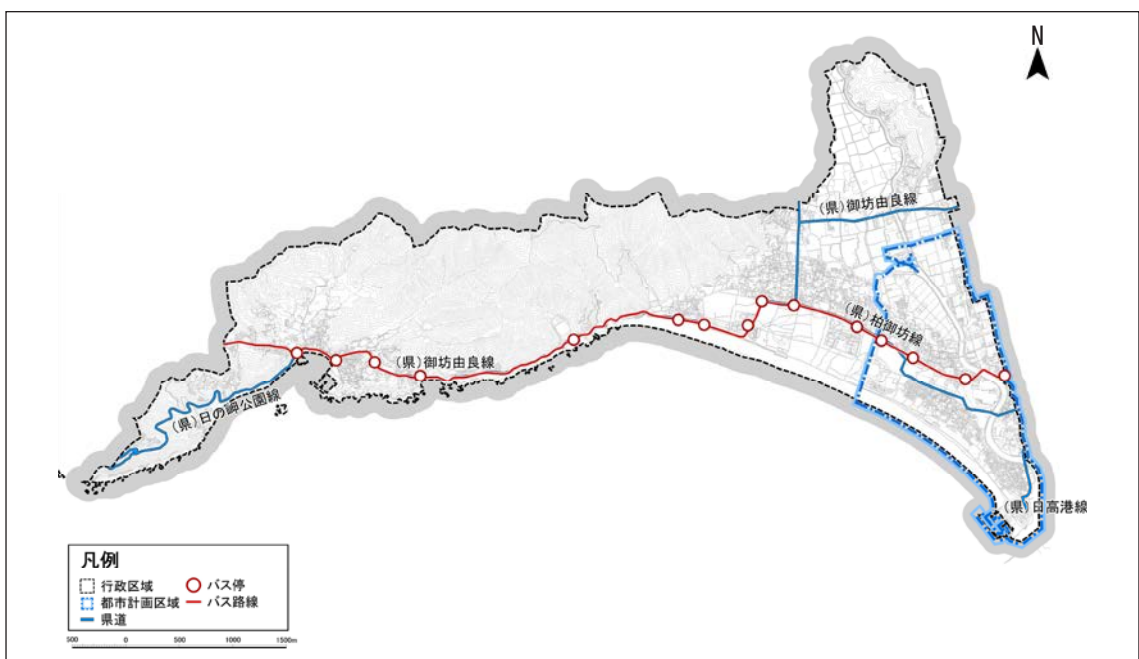


図 バス路線図

資料：国土数値情報

2) 土地利用

①土地利用の現状

- ・ 自然的土地利用 (53.5%)、都市的土地利用 (46.5%)
- ・ 自然的土地利用は、田 (17.8%)、その他自然地 (11.8%)、山林 (10.7%) の順
- ・ 都市的土地利用は、住宅用地 (17.8%)、道路用地 (9.6%)、工業用地 (6.3%) の順

本町の都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用が 53.5%、都市的土地利用が 46.5% となっています。

自然的土地利用で最も多いのは、田 (17.8%)、次いでその他自然地 (11.8%)、山林 (10.7%) の順となっています。

都市的土地利用で最も多いのは、住宅用地 (17.8%)、次いで道路用地 (9.6%)、工業用地 (6.3%) の順となっています。

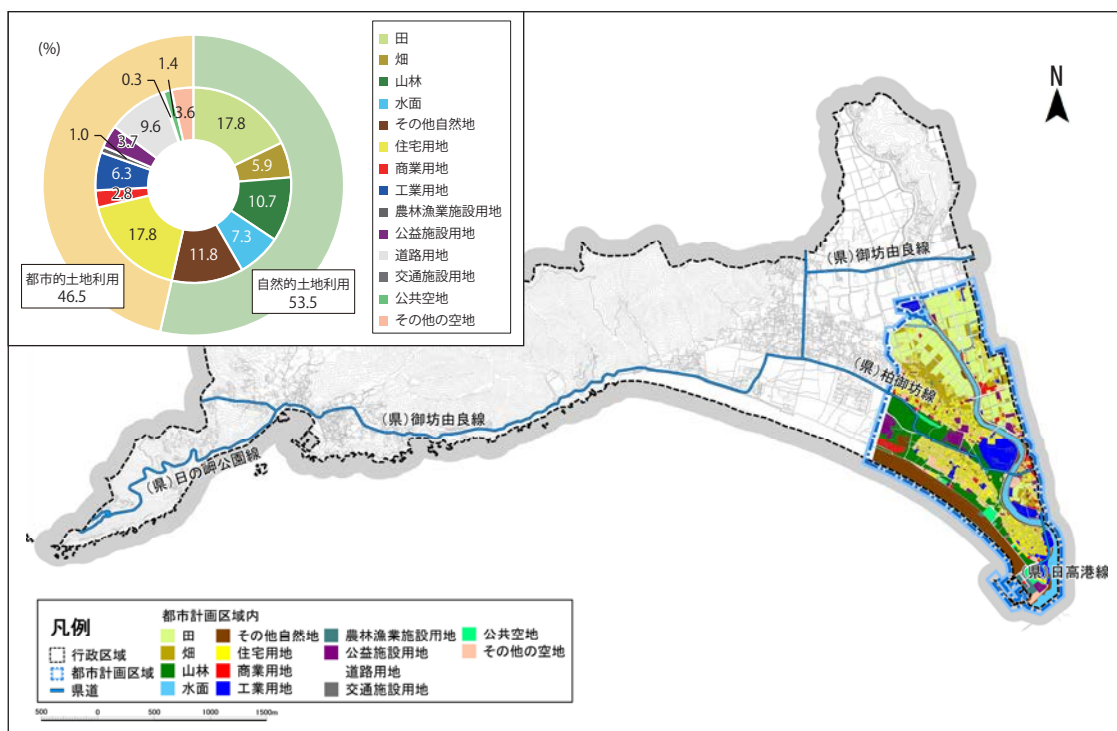


図 土地利用現況図

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

②市街地の動向

- ・農地の転用量は年間 1,000㎡程度
- ・新築（建築着工）は、年間に 10 件前後、延べ床面積にして 1,000 ～ 1,500㎡程度で、大半は住宅

近年の農地転用（農地法4条及び5条）の動きは、年間 500 ～ 1,500㎡程度で推移していますが、平成 24（2012）年には突発的に約 3,000㎡の転用が見られました。農地転用の多くは、農用地区域内で発生しています。

令和 2（2020）年現在の本町の経営耕地面積は 199ha なので、1年間に 1,000㎡の農地転用は耕地面積の 0.05%に当り、転用率は低いと言えます。

近年の建築着工の状況を見ると、年によって多少変動していますが、概ね年間に 10 件前後、延べ床面積にして 1,000 ～ 1,500㎡の建物が新築されています。新築建物の内訳を見ると、棟数、延べ床面積のいずれについても、住宅用途が住宅以外用途の建物を大きく上回っています。

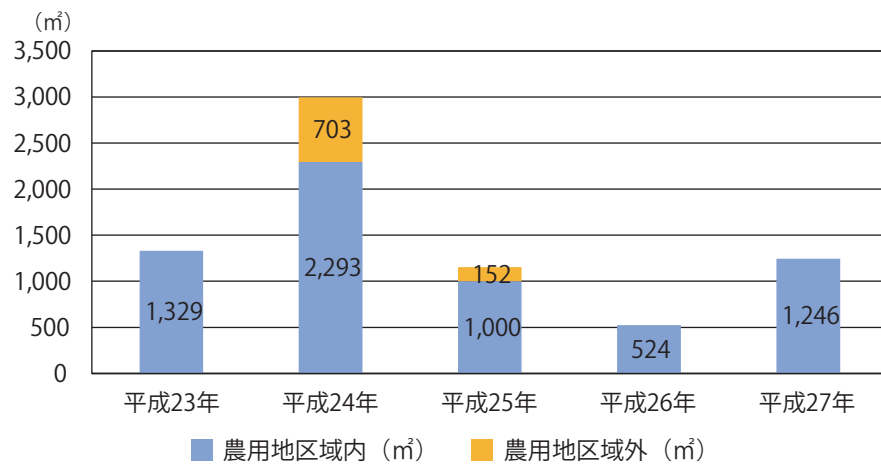


図 農地転用面積の推移

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

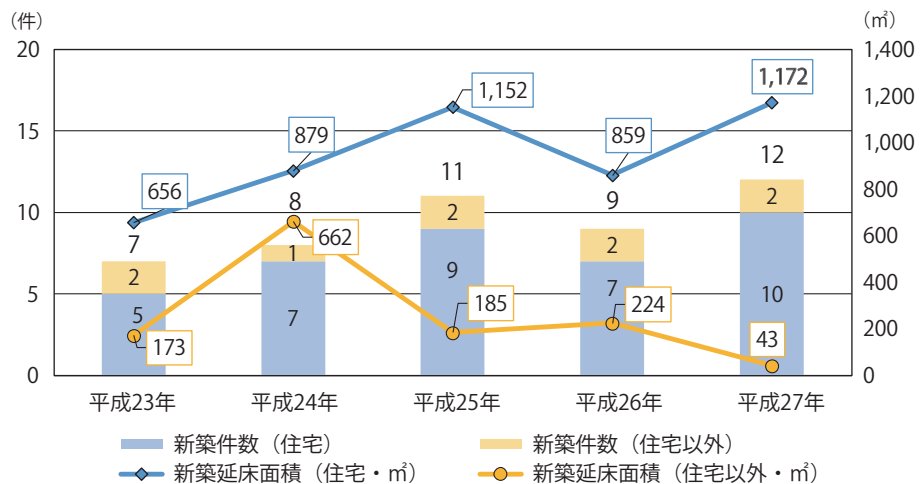


図 着工建築物の推移

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

③都市施設

- ・都市計画道路（吉原道之瀬線）、都市計画公園（吉原公園）、公共下水道（農業集落排水を含む）は整備完了済み

都市計画道路の決定は、昭和44（1969）年まで遡り、直近の見直しは令和4（2022）年に行われ、現在では1路線（吉原道之瀬線）、延長400mが都市計画決定されており、整備完了となっています。

都市計画公園は1箇所（吉原公園）、面積0.51haが都市計画決定されており、整備完了となっています。

公共下水道の都市計画決定面積は99.4haであり、整備完了となっています。

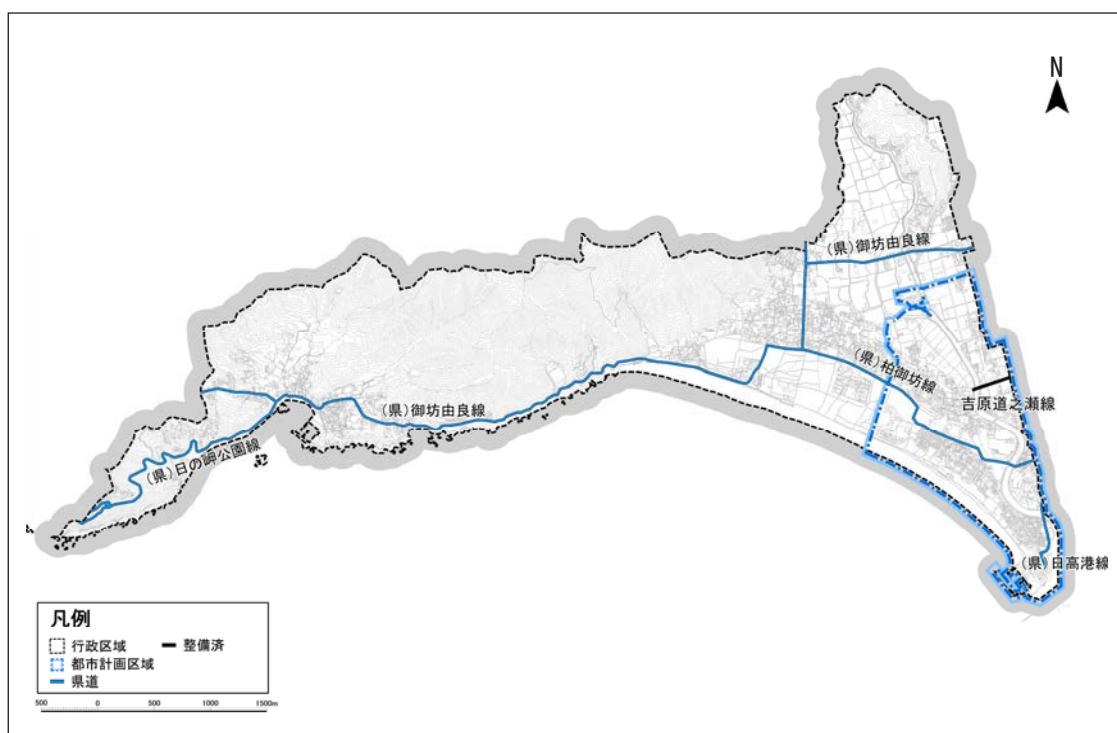


図 都市計画道路の整備状況

資料：令和2年美浜町

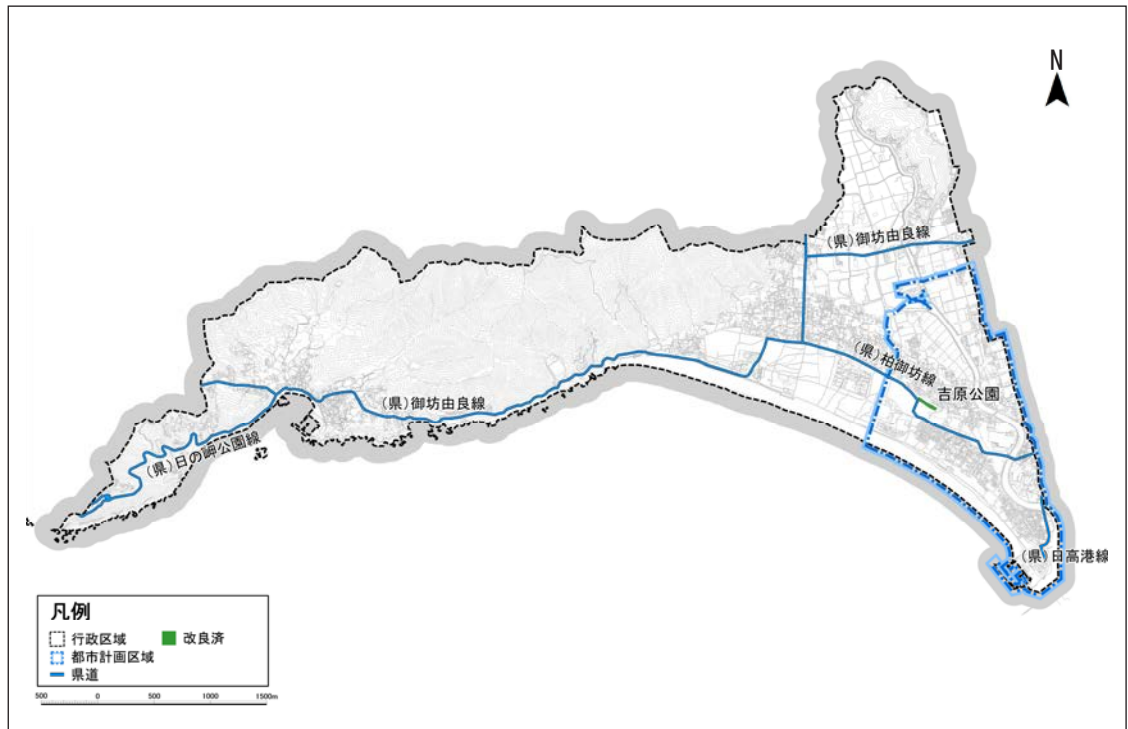


図 都市計画公園の整備状況

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

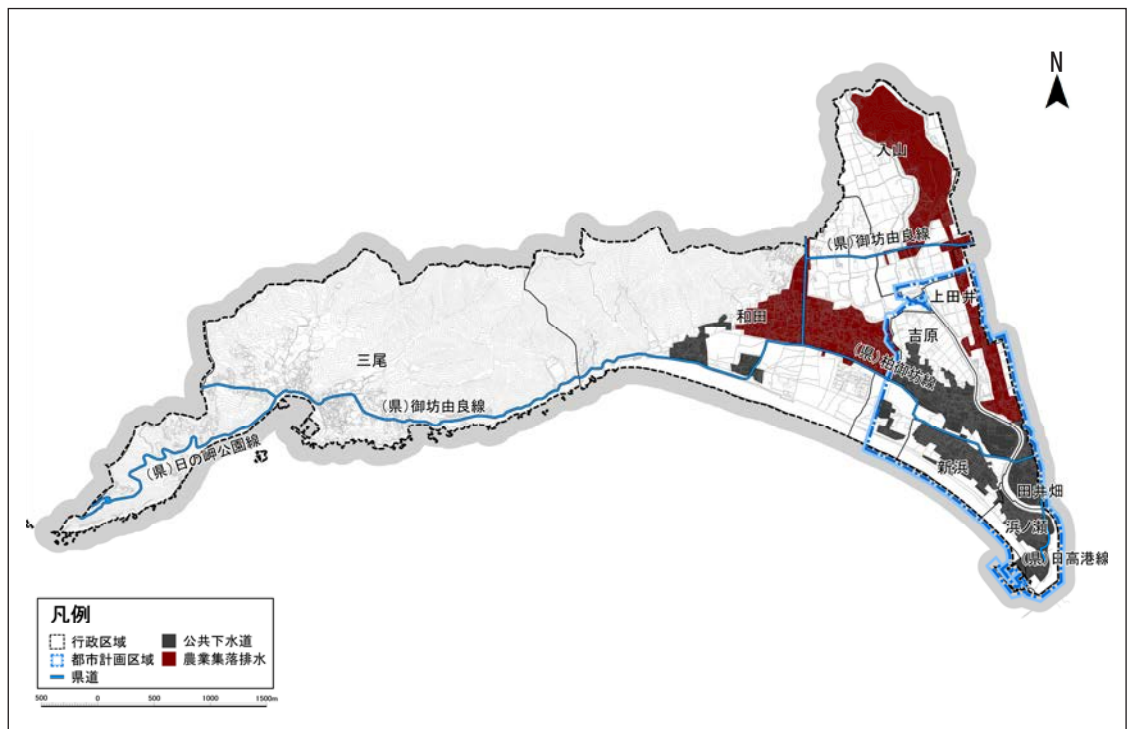


図 下水道の整備状況

資料：美浜町

3) 建物

①建物利用

- ・住宅系 (68.9%)、産業系が (20.2%)、公共公益系 (8.5%)、商業系 (1.6%)、その他 (0.9%)
- ・住宅系は、住宅 (62.9%)、店舗等併用住宅 (4.2%)、共同住宅 (1.6%) の順
- ・産業系は、工場 (10.6%)、農林漁業用施設 (6.0%)、運輸倉庫施設 (2.0%) の順

本町の都市計画区域内の建物利用は、住宅系が 68.9%、産業系が 20.2%、公共公益系が 8.5%、商業系が 1.6%、その他が 0.9%となっています。

住宅系で最も多いのは、住宅 (62.9%)、次いで店舗等併用住宅 (4.2%)、共同住宅 (1.6%) の順となっています。

産業系で最も多いのは、工場 (10.6%)、次いで農林漁業用施設 (6.0%)、運輸倉庫施設 (2.0%) の順となっています。

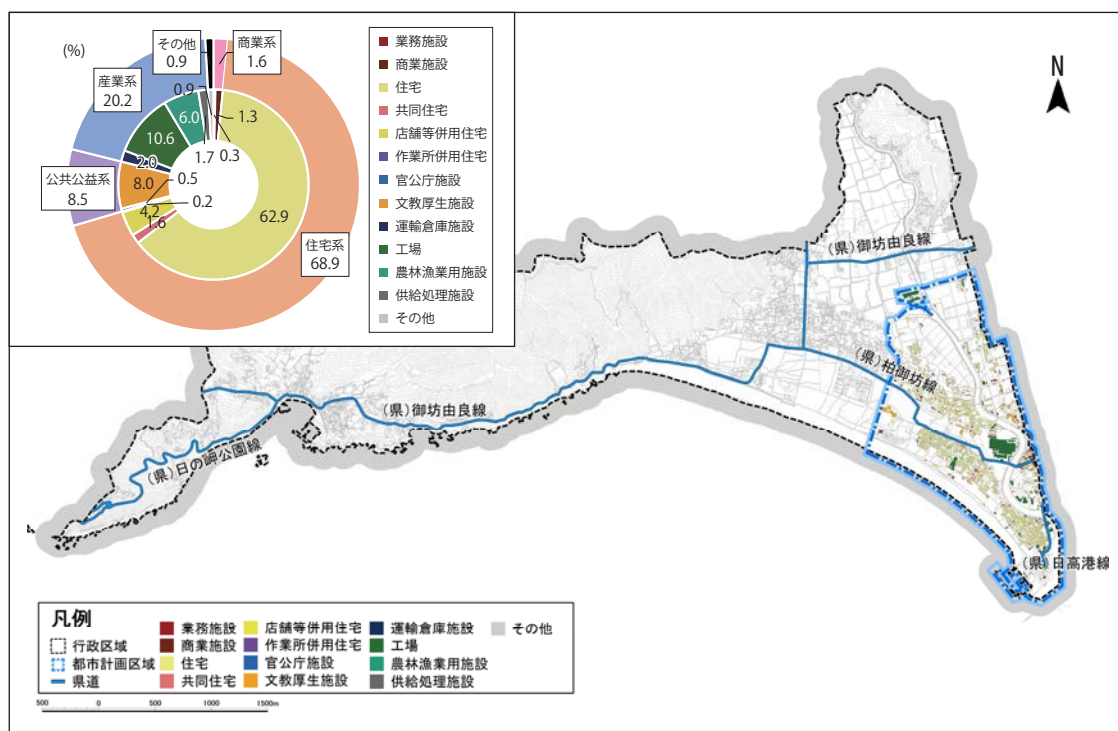


図 建物利用現況図 (用途)

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

②空き家

令和 4 (2022) 年 4 月改定の美浜町空家等対策計画によると、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日時点の空家等は 277 戸であり、今後も増加していくことが懸念されています。

② 上位・関連計画

(1) 上位計画

1) 和歌山県都市計画区域マスタープラン（日高圏域）

策定年月	平成 27 年 5 月	策定機関	和歌山県
計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 6 条の 2 (平成 13 年 5 月改正) に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、平成 27 年 5 月に都市計画決定した、長期的・広域的な視野に立った都市の将来像や、これの実現に向けての基本的な方向性を示す。 ・都市計画決定した計画は、都市計画施策に関する基本的方針を示すものとして、今後の都市計画決定、変更反映される。 		
目標年次	20 年後 (2035 年) の将来を見据えながら、概ね 10 年後 (2025 年) の整備目標を示す。		
和歌山県がめざす将来像	未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山		
都市づくりの基本理念	きのくらしい持続可能なまちづくり <u><持続可能なまちづくりの 5 つの条件></u> ①集約拠点ネットワーク型のまちづくり ②交流による活力あるまちづくり ③安全・安心な (南海トラフ地震等を見据えた) まちづくり ④環境共生のまちづくり ⑤ひと・コミュニティを育むまちづくり		
都市計画区域及び区域区分の方針	都市計画区域の指定の方針		
	市町村名 (都市計画区域名)	都市計画区域の拡大	備考
	美浜町 (御坊都市計画区域)	拡大	都市計画区域外において、一体の都市として整備・開発及び保全する必要のある区域があります。
	区域区分の有無の検討		
	都市計画区域名	区域区分の有無	備考
	御坊都市計画区域	無	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的制約により、日高川河口のまとまりある平野部に市街地が形成されている。 ・市街地は、これまでの世帯数増加に伴い、同上平野部であって、本都市計画区域外縁部にあたる地区において拡大してきた。 ・今後、世帯数は減少に転じることより、これ以上の市街地の拡大はない。
主要な都市計画などの決定方針	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の再生のための土地利用の誘導 ・安全で活力ある都市の形成 ・郊外部や農村地域での計画的な市街地形成の誘導と無秩序な宅地開発の防止 ・広域交流を支援する土地利用の誘導 ・防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成 ・優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導 ●都市施設の整備に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の都市活動や財政規模に見合った都市施設の整備及び計画見直し ・広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備 ・災害の防止や避難、救援機能をもつ都市施設の整備 ・誰もが安心して生活できる広域医療体制の整備 ・誰にでもわかりやすく使いやすい都市の環境づくり ・港湾・海岸の機能充実 		

主要な
都市計画など
の決定方針
(つづき)

都市機能分担
関連図

●交通に関する方針

- ・拠点市街地等を連携する公共交通システムの充実
- ・多様な交通手段の結節システムの整備
- ・市街地中心部再生の根幹となる道路等の整備
- ・自動車へ過度に依存しない交通体系の形成
- ・誰もが出かけられる近隣環境の整備
- ・観光資源としての歩行者系ルートの整備

●自然的環境に関する方針

- ・市街地中心部の利便や防災に配慮した公園広場の整備や緑のネットワークの形成
- ・広域交流の拠点となる公園緑地の整備や特色のある緑地の保全
- ・健康や喜びを提供するレクリエーション施設の充実
- ・風害、延焼、水害等を防ぐ防災機能を有する緑地の保全
- ・都市の自然環境、郷土景観等の骨格を形成している緑地等の保全と自然環境に配慮した都市施設の整備
- ・省資源とリサイクルに配慮するまちづくり
- ・廃棄物の適正処理体制の構築
- ・農業や里山と調和する循環型まちづくり
- ・再生可能エネルギーによる地域産業の創造

●市街地整備に関する方針

- ・市街地中心部再生のための市街地整備の促進
- ・郊外部や新市街地での市街地開発の見直しと既存の都市ストックの活用
- ・広域交流拠点や地域の高質な都市空間の形成を図る市街地整備の促進
- ・密集市街地の再整備の促進
- ・津波や水害・土砂災害を見据えた市街地整備
- ・安全で快適なまちなかでの居住の支援と促進
- ・安心して暮らせる高齢者の住まい

●景観形成のまちづくり

- ・優れた街並み景観を創造するまちづくり
- ・優れた文化遺産を継承し活用するまちづくり
- ・優れた自然景観を継承し活用するまちづくり
- ・地域の特性を活かした住民主体の景観づくり

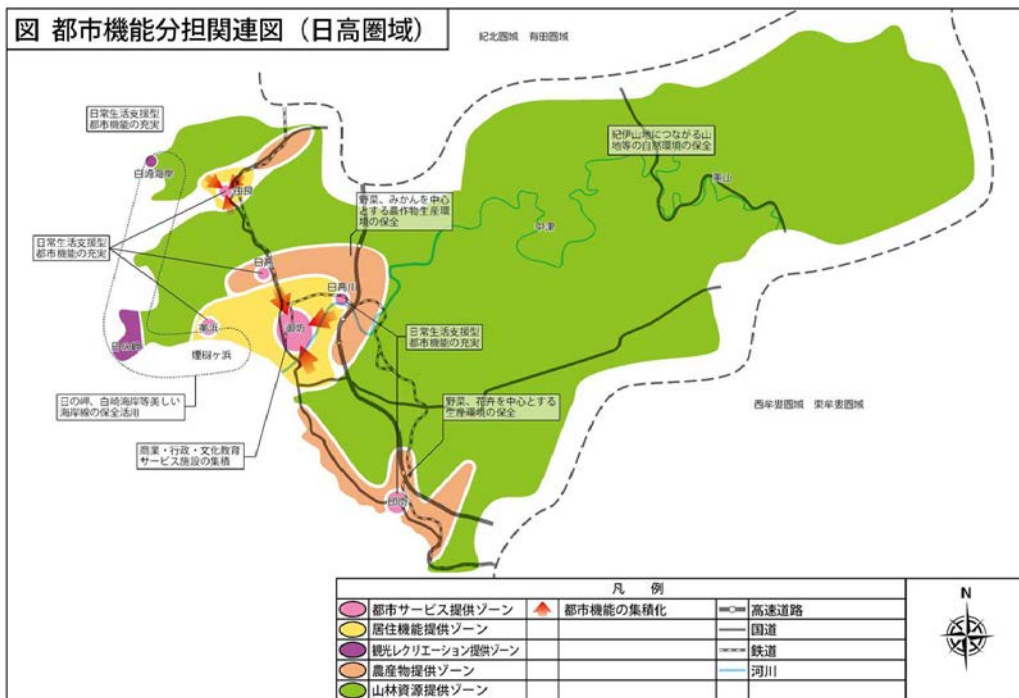
●防災に関する方針

- ・都市災害の防備
- ・南海トラフ地震等の災害への対応
- ・防災意識の向上
- ・自然災害の防備
- ・救急救援ネットワークの整備

●協働に関する方針

- ・住民・市町村・県との連携による協働のまちづくり
- ・協働のまちづくりを支える情報通信ネットワークの向上
- ・住民によるまちづくりを促す制度の整備
- ・地域個性を尊重した協働のまちづくり
- ・協働による安全・安心の確保
- ・協働のまちづくりに関わる人材の育成

図 都市機能分担関連図(日高圏域)



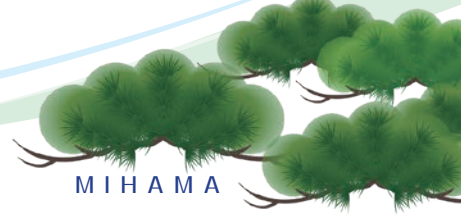
2) 第6次美浜町長期総合計画（みはまみらい2030プラン）

策定年月	令和3年3月	策定機関	美浜町
計画策定の目的	・10年先を見据え、将来どのようなまちにしていけるのか、そのために誰がどのようなことをしていけるかをまとめたものであり、自治体がつくる計画の中で、最も上に位置する「最上位計画」。		
計画の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜町民にとっては：まちづくりの共通目標 ・美浜町行政においては：新たな時代の行財政運営の指針 ・国・和歌山県・周辺自治体に対しては：美浜町の主張・情報発信 		
計画期間	基本構想：令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間 前期基本計画：令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間 後期基本計画：令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間 実施計画：基本計画に基づき別途策定、計画期間は向こう3年間とし、毎年度見直し		
将来像	海と緑に彩られた強く優しく美しいまち 美浜町		
人口の目標	令和12年度（2030年度）の人口の予測値：6,264人、目標値：6,525人		
計画の体系	<p>分野目標1：安心・安全で美しい生活環境のまち 施策項目：消防・防災、交通安全・防犯・消費生活、環境保全、煙樹ヶ浜の松林、廃棄物処理、上・下水道</p> <p>分野目標2：人に優しい健康・福祉のまち 施策項目：健康支援、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉</p> <p>分野目標3：発展を支える生活基盤が整ったまち 施策項目：土地利用、道路、情報化・技術革新、住宅環境、定住・移住</p> <p>分野目標4：人を育む教育・文化のまち 施策項目：学校教育、社会教育、文化芸術・文化財、スポーツ</p> <p>分野目標5：足腰の強い地域産業のまち 施策項目：農業、水産業、商工業、観光</p> <p>分野目標6：ともに生き、ともにつくるまち 施策項目：人権・男女共同参画、コミュニティ、町民参画・協働、行財政運営</p>		
主要施策（抜粋）	<p>●消防・防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設の整備や備蓄品の充実、災害時の情報連絡体制の充実、町民の防災意識の啓発や避難訓練の実施、自主防災組織の機能強化など、防災・減災体制の充実を図る ・河川の改修や内水排除対策、海岸の整備、急傾斜地の崩壊対策等を県に要請していくほか、町管理のため池の決壊防止対策を推進 <p>●土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の抑制につながる土地利用に向け、土地利用関連計画の見直し・総合調整を検討 ・適正な土地利用を促進するため、土地利用関連法・関連計画に関する情報提供や適切な運用を図る <p>●道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全・便利な道路網の形成に向け、各地区からの要望を踏まえつつ、町道の整備・維持補修を計画的・効率的に推進 <p>●農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や農道、用排水施設の整備・改修を進めるとともに、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた支援施策を推進 <p>●水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して漁業関連施設の整備・改修 <p>●観光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙樹海岸キャンプ場や吉原公園、西山ピクニック緑地、「アメリカ村」などの観光・交流拠点について、観光・交流人口の増加や地方創生に向けた施設・設備等の整備充実・機能強化を進め、有効活用に努める <p>●町民参画・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種行政計画の策定や見直し、各種イベントの企画・開催、公共施設の管理・公共サービスの提供等への町民や町民団体、民間企業等の参画・協働を一層促進するしくみづくりを進める 		

(2) 関連計画

1) 美浜町国土強靱化地域計画

策定年月	令和4年3月	策定機関	美浜町
地域計画の目的	<p>・国において、平成26年6月に国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定。 ・国の動きに合わせて、大規模自然災害が発生しようとも、町民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、美浜町国土強靱化地域計画を策定。</p>		
地域計画の役割と位置づけ	<p>・強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、美浜町長期総合計画との整合性を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となる。</p>		
計画期間	美浜町長期総合計画に合わせて令和12年度を目標年次とするが、必要に応じて見直す。		
基本目標	<p>1 人命の保護が最大限図られること 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興</p>		
事前に備えるべき目標	<p>1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する 5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない 6 災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 7 制御不能な二次災害を発生させない 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>		
リスクシナリオ	<p>1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水 1-4 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 3-1 行政機能の機能不全 4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 食糧等の安定供給の停滞 6 災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 7 制御不能な二次災害を発生させない 7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 8 災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>		

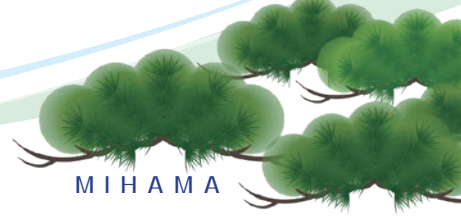


2) 美浜町地域防災計画

策定年月	令和 6 年 3 月 (改訂)	策定機関	美浜町防災会議																																																												
計画の目的	この計画は、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条の規定に基づき、美浜町防災会議が定める災害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、住民の生命、財産等を風水害や大規模な地震災害、その他の大規模な事故から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。																																																														
災害の危険性	■風水害 河川氾濫 (内水氾濫)、高潮 (河口から河川への逆流)、土砂災害 (三尾・和田・入山地区)																																																														
	■地震災害 (想定地震：南海トラフ巨大地震、東海・東南海・南海 3 連動地震) ・最大津波高、平均浸水深、到達時間																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>最大津波高</th> <th>平均浸水深</th> <th>第 1 波最大津波到達時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフの巨大地震</td> <td>17m</td> <td>3.7m</td> <td>16 分</td> </tr> <tr> <td>東海・東南海・南海 3 連動地震</td> <td>8m</td> <td>1.3m</td> <td>27 分</td> </tr> </tbody> </table>			地震名	最大津波高	平均浸水深	第 1 波最大津波到達時間	南海トラフの巨大地震	17m	3.7m	16 分	東海・東南海・南海 3 連動地震	8m	1.3m	27 分																																																
	地震名	最大津波高	平均浸水深	第 1 波最大津波到達時間																																																											
	南海トラフの巨大地震	17m	3.7m	16 分																																																											
東海・東南海・南海 3 連動地震	8m	1.3m	27 分																																																												
・建物被害 (冬 18 時 風速 8m/ 秒)																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">木造棟数</th> <th rowspan="3">非木造棟数</th> <th rowspan="3">総棟数</th> <th rowspan="3">最大計測震度</th> <th colspan="8">全壊</th> <th rowspan="3">全壊</th> <th rowspan="3">全壊率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">震動</th> <th colspan="2">斜面崩壊</th> <th colspan="2">津波</th> <th rowspan="2">焼失</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> <th>木造</th> <th>非木造</th> <th>木造</th> <th>木造</th> <th>非木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>3,600</td> <td>950</td> <td>4,500</td> <td>6.7</td> <td>92</td> <td>2</td> <td>1,800</td> <td>140</td> <td>5</td> <td>960</td> <td>400</td> <td>79</td> <td>3,500</td> <td>77.0%</td> </tr> <tr> <td>3 連動地震</td> <td>3,600</td> <td>950</td> <td>4,500</td> <td>6.4</td> <td>91</td> <td>1</td> <td>900</td> <td>45</td> <td>5</td> <td>190</td> <td>32</td> <td>69</td> <td>1,400</td> <td>30.0%</td> </tr> </tbody> </table>				木造棟数	非木造棟数	総棟数	最大計測震度	全壊								全壊	全壊率	液状化		震動		斜面崩壊		津波		焼失	木造	非木造	木造	非木造	木造	木造	非木造	南海トラフ巨大地震	3,600	950	4,500	6.7	92	2	1,800	140	5	960	400	79	3,500	77.0%	3 連動地震	3,600	950	4,500	6.4	91	1	900	45	5	190	32	69	1,400	30.0%
	木造棟数	非木造棟数						総棟数	最大計測震度	全壊								全壊	全壊率																																												
										液状化		震動		斜面崩壊						津波		焼失																																									
			木造	非木造	木造	非木造	木造			木造	非木造																																																				
南海トラフ巨大地震	3,600	950	4,500	6.7	92	2	1,800	140	5	960	400	79	3,500	77.0%																																																	
3 連動地震	3,600	950	4,500	6.4	91	1	900	45	5	190	32	69	1,400	30.0%																																																	
・人的被害 (冬 18 時 風速 8m/ 秒)																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">人口</th> <th>人的被害の合計</th> <th>建物倒壊 (震動) による被害</th> <th>建物倒壊 (斜面崩壊) による被害</th> <th colspan="2">津波による被害</th> <th colspan="2">火災による被害</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>死者</th> <th>死者</th> <th>死者</th> <th>死者 (閉込者)</th> <th>死者</th> <th>死者 (閉込者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>7,700</td> <td>3,700</td> <td>92</td> <td>0</td> <td>3,300</td> <td>300</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3 連動地震</td> <td>7,700</td> <td>200</td> <td>59</td> <td>0</td> <td>110</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				人口	人的被害の合計	建物倒壊 (震動) による被害	建物倒壊 (斜面崩壊) による被害	津波による被害		火災による被害		死者	死者	死者	死者	死者 (閉込者)	死者	死者 (閉込者)	南海トラフ巨大地震	7,700	3,700	92	0	3,300	300	9	0	3 連動地震	7,700	200	59	0	110	28	3	0																											
	人口	人的被害の合計			建物倒壊 (震動) による被害	建物倒壊 (斜面崩壊) による被害	津波による被害		火災による被害																																																						
		死者	死者	死者	死者	死者 (閉込者)	死者	死者 (閉込者)																																																							
南海トラフ巨大地震	7,700	3,700	92	0	3,300	300	9	0																																																							
3 連動地震	7,700	200	59	0	110	28	3	0																																																							
美浜町防災ビジョン	“人がきらめき、緑かがやく、安心・安全なまちをめざして”																																																														
防災行政の基本方針	防災のまちづくりを進める柱	1 災害時において住民の生命の安全確保を図る。 ①風水害時における警戒避難体制を整備し、迅速・安全な避難を確保する。 ②地震対策として住宅の耐震化を推進する。 ③地区ごとの津波避難計画を普及し、津波から人命を守る。 ④災害時における避難行動要支援者の避難システムを整備する。																																																													
	防災の重点施策	2 自助、共助、公助の役割分担を踏まえ防災力の整備を図る。 ①自助・共助・公助の役割分担を踏まえ、町が担うべき防災対策を推進する。 ②災害時の避難誘導・救助等を担う地域防災力として自主防災組織を整備する。 ③階層的な防災体制 (防災階層) を構築し、災害に対して安全な体制を整備する。																																																													
		1 大地震から人命を守る住宅等の整備 2 津波避難計画に基づく避難体制の確立 3 集中豪雨時における情報伝達及び避難システムの構築 4 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 5 地域における防災力の向上 6 安全で設備の整った避難所等の整備 ①避難所として安全な建築物の確保 ②避難行動要支援者に対する福祉避難所の確保 ③避難所における設備等の整備 7 防災拠点の整備 ①避難所 ②物資集積拠点 ③緊急離着陸場 ④医療・救護拠点 ⑤ボランティアセンター 8 自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備 ① 住民自身による「自助」 ② 自主防災組織等による「共助」 ③ 行政による「公助」 9 町地震防災アクションプログラムの推進																																																													

第1章 はじめに
第2章 美浜町の概要と課題
第3章 全体構想
第4章 地域別構想
第5章 実現化に向けて
資料

津波から逃げ切るための基本方針	町は、和歌山県が発表した「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定を基に、津波避難施設の建設に努め、津波から住民の命を守り、死者をゼロとするため、住民の避難を支援する。															
災害予防計画	<p>■防災のための基盤整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の整備 (情報通信拠点、医療救護拠点、物資集積拠点、食糧供給拠点、ボランティア拠点) ・地域防災拠点等の整備 (地区情報通信拠点、地区医療救護拠点、地区集積拠点、避難所、備蓄倉庫) ・場外離着陸場の維持管理 <p>■道路防災計画 計画内容 (①道路の整備 ②橋梁の点検・整備 ③狭あい道路の整備)</p> <p>■河川防災計画 計画内容 (①河川・水路の整備 ②水防施設の点検・整備 ③警戒避難体制の整備)</p> <p>■土砂災害予防計画 1 土石流対策 2 急傾斜地崩壊対策 3 地すべり対策 4 山地災害対策</p> <p>■建築物の耐震化計画</p> <table border="0"> <tr> <td>1 町有建築物の耐震化の実施</td> <td>2 耐震化の啓発・耐震診断・耐震補強の推進</td> </tr> <tr> <td>3 住宅耐震化の推進</td> <td>4 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>5 ブロック塀等の安全対策の推進</td> <td>6 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備</td> </tr> </table> <p>■宅地災害予防計画</p> <p>■上水道等施設災害予防計画</p> <p>■下水道等施設災害予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容 (①災害時に対応可能な設備の整備 ②施設管理図書の整備 ③災害時における応援体制の整備 ④災害に強い施設整備 ⑤詳細調査のための体制整備) <p>■ため池防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容 (①点検調査の実施 ②防災対策工事の推進 ③ソフト対策の推進) <p>■海岸防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容 (煙樹海岸一帯の保安林の育成、管理など適切な保全) <p>■港湾防災計画</p> <p>■漁港防災計画</p> <p>■公衆電気通信施設災害予防計画</p>	1 町有建築物の耐震化の実施	2 耐震化の啓発・耐震診断・耐震補強の推進	3 住宅耐震化の推進	4 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進	5 ブロック塀等の安全対策の推進	6 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備									
1 町有建築物の耐震化の実施	2 耐震化の啓発・耐震診断・耐震補強の推進															
3 住宅耐震化の推進	4 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進															
5 ブロック塀等の安全対策の推進	6 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備															
避難計画	<p>■避難場所整備計画 計画内容 (①避難場所の管理者との事前協議 ②避難場所の整備内容 ③避難所の設置基準)</p> <p>■避難路整備計画 計画内容 (①避難路の条件 ②避難路の整備)</p> <p>■避難に関する情報の周知</p> <p>■避難に関する基準</p>															
津波避難計画	<p>地区ごとの津波到達予想時間に基づくシミュレーションを今後実施</p> <table border="0"> <tr> <td>①津波浸水予想地域に基づく避難対象地域の設定</td> <td>②津波予想到達時間の想定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③避難目標地点の設定</td> <td>④避難可能距離の算出</td> <td>⑤避難困難地域の抽出</td> </tr> <tr> <td>⑥津波避難困難者数の算出</td> <td>⑦津波避難ビル等候補の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧避難路・避難経路及び避難方法の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨津波避難ビルの指定 (ビル所有者との協定締結)</td> <td>⑩住民への周知・普及・啓発</td> <td></td> </tr> </table>	①津波浸水予想地域に基づく避難対象地域の設定	②津波予想到達時間の想定		③避難目標地点の設定	④避難可能距離の算出	⑤避難困難地域の抽出	⑥津波避難困難者数の算出	⑦津波避難ビル等候補の選定		⑧避難路・避難経路及び避難方法の確認			⑨津波避難ビルの指定 (ビル所有者との協定締結)	⑩住民への周知・普及・啓発	
①津波浸水予想地域に基づく避難対象地域の設定	②津波予想到達時間の想定															
③避難目標地点の設定	④避難可能距離の算出	⑤避難困難地域の抽出														
⑥津波避難困難者数の算出	⑦津波避難ビル等候補の選定															
⑧避難路・避難経路及び避難方法の確認																
⑨津波避難ビルの指定 (ビル所有者との協定締結)	⑩住民への周知・普及・啓発															



3) 復興に関する事前準備計画（美浜町地域防災計画 第7部・復旧期、第8部・復興期）

策定年月	平成 31 年 3 月（追記版）	策定機関	美浜町										
第7部 復旧期編													
目指すところ	避難所生活 → 仮設住宅への入居 迅速に												
復旧期における事前準備の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧期とは、まずは命という初動対応期が過ぎた、また過ぎつつあるという時期である。命は助かったが、これからの生活をどうしようと考え始める時期でもある。 ・復旧期においては様々な対応を行う必要があるが、ここでは町としてあらかじめ考えておくべきことに絞り事前準備を行うこととする。 												
具体的事前準備の詳細	<p>1 仮設住宅に関する事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仮設住宅用地の確保（応急仮設住宅必要建設戸数 782 戸、必要建設用地 7.184ha） ②仮設住宅用地の抽出 ③土地所有者情報 ④仮設住宅候補地についての説明 ⑤仮設住宅建設のための資材の調達 ⑥仮設住宅建設作業員の確保 ⑦空家・民間賃貸住宅の活用 <p>2 災害廃棄物（がれき等）に関する事前準備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>候補地の名称</th> <th>住所</th> <th>敷地面積</th> <th>仮置き可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>第1 若者広場</td> <td>美浜町浜ノ瀬</td> <td>9,000 m²</td> <td>約 45,000 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 尿尿の処理に関する事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①終末処理場の応急対策 ②事業者との協定 <p>4 広域調整に関する事前準備</p> <p>5 自衛隊の協力に関する事前準備（駐屯地があるという美浜町の特異性として）</p> <p>6 建築制限に関する事前準備</p>			番号	候補地の名称	住所	敷地面積	仮置き可能量	①	第1 若者広場	美浜町浜ノ瀬	9,000 m ²	約 45,000 m ³
番号	候補地の名称	住所	敷地面積	仮置き可能量									
①	第1 若者広場	美浜町浜ノ瀬	9,000 m ²	約 45,000 m ³									
第8部 復興期編（復興に関する事前準備計画）													
目指すところ	仮設住宅 → 恒久的住宅へ 一日でも早く												
策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興を考える時点では、基本的には現地での再整備とする。 ・美浜町として出来ることをまず考えるということを基本スタンスとする。 												
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ①集約拠点ネットワーク型のまちづくり ②交流による活力あるまちづくり ③安全・安心なまちづくり ④環境共生のまちづくり ⑤ひと・コミュニケーションを育むまちづくり 												
復興に関する事前準備計画の方針	<p>1 土地利用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状復興を基本とすることから、現状の土地利用を基本に復興後（将来）の土地利用の方針を定める ①住宅系 ②商業系 ③工業系 ④農業系 <p>2 都市施設（主に道路）に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路インターチェンジアクセス道路の整備 ・近隣市町（特に御坊市、国道 42 号）との連結道路の整備 ・それら道路のネットワーク化 ・生活道路（町道）の幅員確保（4 m以上） ・高台、避難所への防災道路の強化 ・幹線道路を中心に電線の地中化 <p>3 市街地開発事業（面的整備）に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業（土地区画整理事業）が有力 設計基準（付加しておくべき望ましい施策等） <住環境の維持>都市計画区域の指定 用途地域の指定 地区計画 建築協定 景観地区 <交通>コミュニティバス・デマンドバス導入といったことについても検討 <p>4 事業手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が望むまちづくりを迅速でより良く実現するため、安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、復興まちづくりの各事業の特色を活かした適切な事業の選択を行う。 <p>5 発注方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンストラクションマネージメント、市街地総合コーディネート、設計・施工一括発注方式等。 ・UR 都市機構の協力が不可欠で有り、平素から連携を深める。 												

第1章 はじめに

第2章 美浜町の概要と課題

第3章 全体構想

第4章 地域別構想

第5章 実現化に向けて

資料

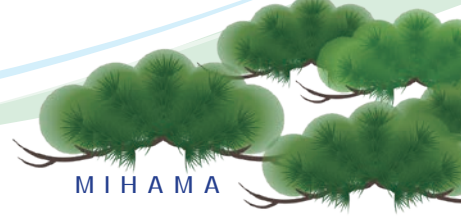
<p>復興に関する 事前準備計画に おける整備計画</p>	<p><前提条件の整理> 1 地震、津波災害想定 ・県マニュアルに従い、南海トラフ巨大地震（M9.1）の地震被害想定 2 基本的な考え方 ・L1 津波（3. 連動地震）に対しては防御 ⇔ L2 津波（巨大地震）に対しては逃げる</p> <p><策定の進め方> 1 事前復興パターンの整理 2 町内各地区の分類 3 被災原因等によるグループ分け</p> <table border="1" data-bbox="874 501 1410 757"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">南海トラフ</th> <th colspan="2">3 連動</th> </tr> <tr> <th>海</th> <th>西川</th> <th>海</th> <th>西川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Group1 : ②和田、④吉原、⑤新居浜</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Group2 : ⑥浜ノ瀬</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>Group3 : ⑦上田井、⑧田井畑、⑨入山</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Group4 : ①三尾</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ Group 1（和田、吉原、新浜） ・南海トラフ巨大地震：L2 津波 ⇒海からの津波：L1 対応堤防で防御、西川を遡上する津波：西川河口水門等で防御 ・3 連動：L1 津波⇒被災しないため検討不要</p> <p>■ Group2（浜ノ瀬） ・南海トラフ巨大地震：L2 津波 ⇒海からの津波：L1 対応堤防で防御、西川を遡上する津波：西川河口水門等で防御 ・3 連動：L1 津波⇒西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興</p> <p>■ Group3（上田井、田井畑、入山） ・南海トラフ巨大地震：L2 津波 ⇒西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興 L2 津波対応出来ていないため浸水するが、水門等で減衰され時間が稼げるため、その間に避難タワー等へ逃げる。 ・3 連動：L1 津波⇒西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興</p> <p>■ Group4（三尾） ・南海トラフ巨大地震：L2 津波 ⇒傾斜地に人家が張り付いているため、背後地の状況を鑑み高台移転を考える。 移転元地の活用についても検討。 ・3 連動：L1 津波 ⇒傾斜地に人家が張り付いているため、背後地の状況を鑑み高台移転を考える。 移転元地の活用についても検討。</p>		南海トラフ		3 連動		海	西川	海	西川	Group1 : ②和田、④吉原、⑤新居浜	●	●			Group2 : ⑥浜ノ瀬	●	●		●	Group3 : ⑦上田井、⑧田井畑、⑨入山		●	●		Group4 : ①三尾	●		●	
	南海トラフ		3 連動																											
	海	西川	海	西川																										
Group1 : ②和田、④吉原、⑤新居浜	●	●																												
Group2 : ⑥浜ノ瀬	●	●		●																										
Group3 : ⑦上田井、⑧田井畑、⑨入山		●	●																											
Group4 : ①三尾	●		●																											
<p>行政内部で 進めておくべき 対策</p>	<p>1 役場内組織 ・国、他府県、市町村等から都市計画の経験者を求める。 ・UR 都市機構の応援を求める。 ・コンサルタント、測量会社等との契約を急ぐ。仕様書等をあらかじめ作って置く。 ・地籍調査については令和2年度に事業完了予定。</p> <p>2 地元との話し合い ・各区において、区長等従来の役員とは別に「復興事業促進委員会（仮称）」を立ち上げる。</p> <p>3 他機関との協議・調整</p> <p>4 再建費用について</p>																													

4) 第2次美浜創生総合戦略

策定年月	令和3年3月	策定機関	美浜町
策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・国における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連動させつつ、本町における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「第2次美浜創生総合戦略」を策定する。 		
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合戦略は、「美浜町人口ビジョン」で示した目標人口（戦略人口）を達成するために必要な5つの政策（基本戦略）ごとの基本目標を示す。 ・各政策分野を構成する施策については、効果を客観的に検証するためのKPI（重要業績評価指標）を設定している。 		
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）までの5年間		
戦略人口	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会を背景に本町の趨勢人口は令和42年（2060年）には3,700人規模にまで減少することが想定される。 ・こうした減少傾向に対して、今後、戦略的な取り組みを講じることによって、これを5,000人規模までの減少に抑制することが可能と考える。 		
基本戦略と具体的施策	<p>【基本戦略1】 仕事を創るまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業・起業への支援 ・産業力の強化 <p>【基本戦略2】 魅力を創るまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜町への移住・定住の促進 ・町内資源を活用した交流拡大 <p>【基本戦略3】 笑顔を創るまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚への支援 ・出産への支援 ・子育てへの支援 <p>【基本戦略4】 未来を守るまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難体制の強化 ・防災力の強化 <p>【基本戦略5】 絆を創るまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住みやすいまちづくり ・町内交流の促進 ・高齢者の健康と安全を見守るまちづくり 		

5) 美浜町人口ビジョン

策定年月	平成 27 年	策定機関	美浜町																																																																																																								
計画の位置づけ	国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。																																																																																																										
対象期間	国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060（令和 42）年とする。																																																																																																										
人口の将来展望	<p>2010年の総人口 8,077 人から、今後の趨勢人口として 2060 年には 3,703 人にまで減少することが見込まれる。</p> <p>目指すべき将来の戦略人口と展望</p> <p>○ 町独自推計で、社人研推計をベースに、出生率が 2.1 まで上昇し、2060 年に人口 5,000 人規模の維持を見込んだ推計。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>3要素</th> <th>将来設定の基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生</td> <td>合計特殊出生率が 2015 年以降、一定の比率（年率 5.0%）で上昇するものと仮定（合計特殊出生率の上限 2.1 設定）。</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td>社人研推計と同様。</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>各年齢層を通じたライフサイクルでの純定住率（各年齢層の純定住率の積）が 2040 年までに男女ともに 1.0 にまで上昇、さらに 2060 年までに 1.4 にまで上昇することを仮定。</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> <p>戦略人口</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>趨勢人口</td> <td>8,073</td> <td>7,626</td> <td>7,164</td> <td>6,709</td> <td>6,264</td> <td>5,824</td> <td>5,391</td> <td>4,955</td> <td>4,516</td> <td>4,096</td> <td>3,703</td> </tr> <tr> <td>戦略人口</td> <td>8,073</td> <td>7,628</td> <td>7,206</td> <td>6,849</td> <td>6,525</td> <td>6,212</td> <td>5,907</td> <td>5,617</td> <td>5,372</td> <td>5,166</td> <td>5,004</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>趨勢人口</td> <td>8,073</td> <td>7,626</td> <td>7,164</td> <td>6,709</td> <td>6,264</td> <td>5,824</td> <td>5,391</td> <td>4,955</td> <td>4,516</td> <td>4,096</td> <td>3,703</td> </tr> <tr> <td>戦略人口</td> <td>8,073</td> <td>7,628</td> <td>7,206</td> <td>6,849</td> <td>6,525</td> <td>6,212</td> <td>5,907</td> <td>5,617</td> <td>5,372</td> <td>5,166</td> <td>5,004</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>戦略効果 (戦略人口 - 趨勢人口)</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42</td> <td>140</td> <td>261</td> <td>388</td> <td>516</td> <td>662</td> <td>856</td> <td>1,070</td> <td>1,301</td> </tr> </tbody> </table>			3要素	将来設定の基本的な考え方	出生	合計特殊出生率が 2015 年以降、一定の比率（年率 5.0%）で上昇するものと仮定（合計特殊出生率の上限 2.1 設定）。	死亡	社人研推計と同様。	移動	各年齢層を通じたライフサイクルでの純定住率（各年齢層の純定住率の積）が 2040 年までに男女ともに 1.0 にまで上昇、さらに 2060 年までに 1.4 にまで上昇することを仮定。	年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	趨勢人口	8,073	7,626	7,164	6,709	6,264	5,824	5,391	4,955	4,516	4,096	3,703	戦略人口	8,073	7,628	7,206	6,849	6,525	6,212	5,907	5,617	5,372	5,166	5,004		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	趨勢人口	8,073	7,626	7,164	6,709	6,264	5,824	5,391	4,955	4,516	4,096	3,703	戦略人口	8,073	7,628	7,206	6,849	6,525	6,212	5,907	5,617	5,372	5,166	5,004	戦略効果 (戦略人口 - 趨勢人口)	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年				42	140	261	388	516	662	856	1,070	1,301
3要素	将来設定の基本的な考え方																																																																																																										
出生	合計特殊出生率が 2015 年以降、一定の比率（年率 5.0%）で上昇するものと仮定（合計特殊出生率の上限 2.1 設定）。																																																																																																										
死亡	社人研推計と同様。																																																																																																										
移動	各年齢層を通じたライフサイクルでの純定住率（各年齢層の純定住率の積）が 2040 年までに男女ともに 1.0 にまで上昇、さらに 2060 年までに 1.4 にまで上昇することを仮定。																																																																																																										
年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																
趨勢人口	8,073	7,626	7,164	6,709	6,264	5,824	5,391	4,955	4,516	4,096	3,703																																																																																																
戦略人口	8,073	7,628	7,206	6,849	6,525	6,212	5,907	5,617	5,372	5,166	5,004																																																																																																
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																
趨勢人口	8,073	7,626	7,164	6,709	6,264	5,824	5,391	4,955	4,516	4,096	3,703																																																																																																
戦略人口	8,073	7,628	7,206	6,849	6,525	6,212	5,907	5,617	5,372	5,166	5,004																																																																																																
戦略効果 (戦略人口 - 趨勢人口)	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																																																																																
			42	140	261	388	516	662	856	1,070	1,301																																																																																																
まとめ	<p>○ 戦略人口の達成に向けては、地域における雇用や本町への新しい“人の流れ”を創出するとともに、出産や子育てに関する現実と理想とのギャップを解消するための環境整備、人口減少時代に対応した地域社会を創り出すための取組を進める必要がある。</p> <p>○ また、町民が安心して暮らし続けるためにも、防災面での取組を充実させていくことも重要。</p> <p>○ そうした取組を通じて、本町人口の減少を可能な限り抑えることにより、地域における消費の落ち込みを抑制し、雇用や労働力人口を確保し、地域経済・地域社会に対する人口減少の影響を最小限に留めていくことが重要。</p> <p>○ 美浜町の将来の姿をともに見据えつつ、地域の豊かな資源と安心・快適な暮らしを次の世代へと受け継いでいくために、戦略人口を達成するための地方創生の取組を「総合戦略」として明らかにし、その着実な遂行を図っていく。</p>																																																																																																										

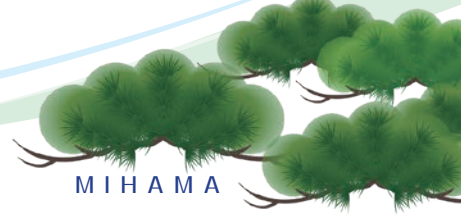


6) 美浜町空家等対策計画

策定年月	令和2年3月発行、令和4年4月改定	策定機関	美浜町
計画の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国は、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、また和歌山県は、この法施行に併せて「和歌山県空家等対策推進協議会」を平成28年12月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していく。 		
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。 したがって、本町の空家等対策の基礎となるものである。 		
基本的な方針	<p>(1) 所有者等の意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の醸成を行う。 <p>(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図る。 空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。 <p>(3) 特定空家等の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組む。 <p>(4) 住民からの相談に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 空家等対策の情報提供を行う。 所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために相談体制を構築する。 		
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間		
対象地区	美浜町内全域		
対象とする空家等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅及び併用住宅及び法第2条第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象とする。 なお、本計画においては、町有施設も対象に含め、適正管理を行う。 		
空家等対策における施策	<p>●空家等の調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 空家等調査方法 実態調査 空家等の情報 <p>●空家等の適切な管理の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 所有者等の意識の醸成 相談体制の整備等 <p>●空家等及び跡地の活用の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域住民からの要望による活用 利活用可能な空家及び跡地の情報提供 補助金の活用促進 地域に応じた柔軟な対応の検討 関係法令等の遵守 公的空き建築物の適正管理 <p>●特定空家等に対する措置等及びその他の対処</p> <ol style="list-style-type: none"> 措置の方針 措置の実施 税制上の措置 その他の対処 <p>●空家等対策の実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 庁内の組織体制及び役割 関係機関等との連携 <p>●住民等からの空家等に関する相談への対応</p> <p>●その他空家等対策の実施に関し必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画における目標値 地域での空家等対策の検討と情報の共有 他法令との連携 計画の変更 		

7) 美浜町公共施設等総合管理計画（改訂版）

策定年月	平成 29 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）	策定機関	美浜町
計画策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源の中で公共施設等の安全性を確保するため、まずは全庁的な公共施設マネジメントに関する体制の構築のうえ、日常点検等を確実に実施し、公共施設等全体に係る必要な費用を試算し、長期的な視点に基づいた更新・長寿命化等を通じた財政負担の軽減や平準化を行う必要がある。 美浜町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の安全性の確保、建替え等に係る財政負担の軽減・平準化といった観点から、本町における公共施設マネジメントの方針を示す。 		
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、国（総務省）より要請された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年（2014 年）4 月 22 日）」を受け、本町の公共施設や道路、橋梁等のインフラ施設の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置づける。 		
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設とインフラ施設の両方を対象とする。 		
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度（2017 年度）～令和 8 年度（2026 年度） ※ 10 年間 		
基本方針	<p>【基本方針 1】 供用停止、老朽化による危険性の高い施設については、複合化・集約化及び廃止・解体を検討する</p> <p>【基本方針 2】 施設の現状を把握し、老朽化が著しい、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。</p> <p>【基本方針 3】 日常点検等を行い、施設の適切な維持管理を行う。</p> <p>【基本方針 4】 個別施設計画を策定し、施設の総量、維持管理、更新等を実施する。</p>		
実施方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 ・定期的な公共施設等の点検・診断を実施し、利用状況を把握する。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ・履歴情報を蓄積し、計画に活用する。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 ・危険性の高い施設等は、速やかに修繕・除却等の対応を実施する。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 ・災害対応施設としての観点も含め、計画的に耐震化工事を実施する。</p> <p>(5) 長寿命化の実施方針 ・公共施設に係る工事は改築中心から長寿命化への転換を推進する。</p> <p>(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針 ・誰もが利用しやすい施設整備を推進する。</p> <p>(7) 統合や廃止の推進方針 ・施設の総量や配置の最適化を実施する。</p> <p>(8) 住民との情報共有の実施方針 ・公共施設等に関する情報公開を実施する。</p> <p>(9) PPP / PFI の活用 ・PPP / PFI 等民間活力の活用の可能性について検討する。</p> <p>(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 ・公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施する。</p> <p>(11) フォローアップの実施方針 ・社会情勢や利用需要等を把握しながら、フォローアップを実施する。</p>		
公共施設の削減目標	<p>令和 3 年度（2021 年度）～令和 17 年度（2035 年度）の 15 年間で、 1,500㎡の削減</p>		



3 町民意向の把握

都市計画マスタープランの改定に当たり、土地利用や都市施設、暮らしやすさに関する住民意向を把握するために、アンケート調査（美浜町の都市計画に関する町民意向調査）を実施しました。調査対象は、無作為に抽出する 18 歳以上の町民 1,200 名とし、郵送により調査票を配布・回収しました。

なお、回答者が特定の地区に偏ることを防止に加え、性別・年齢など多様な属性を持つ町民からの意見を可能な限り反映できるよう、地区ごとに性別・年齢別の人口数を算出し、町全体の人口に対する割合に基づき、性別・年齢の異なる属性に対して配布数を割り当てました。

(1) 調査方法及び回収結果

調査方法		回収結果	
調査対象	美浜町に在住する 18 歳以上の町民	配布数	1,200
調査方法	郵送配布、郵送回収	回収数	505
調査時期	令和 4 年 9 月 9 日配布 令和 4 年 9 月 30 日返送締切	回収率	42.1% (505 票回収 / 1,200 票配布)

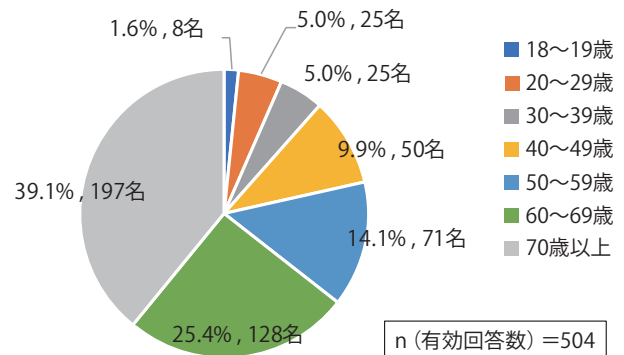
(2) 調査結果概要

※回答の構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

1) 回答者の属性

① 年齢

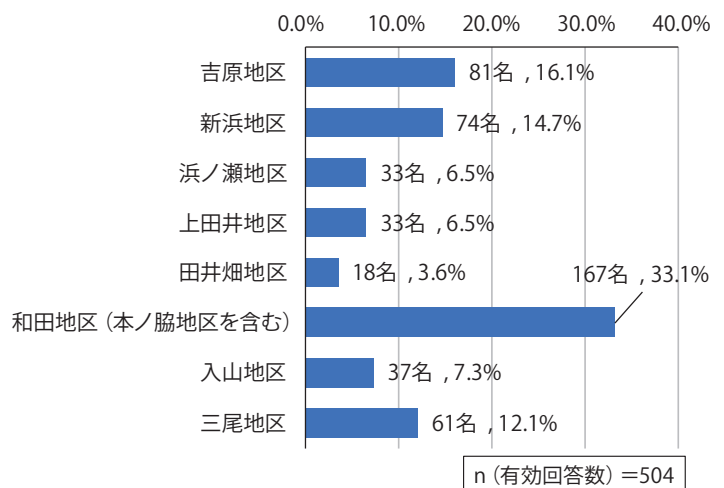
年齢は、「70 歳以上 (39.1%)」が最も多く、次いで「60～69 歳 (25.4%)」となっており、60 歳以上の高齢世代が 6 割を超える結果となっています。



② 居住地区

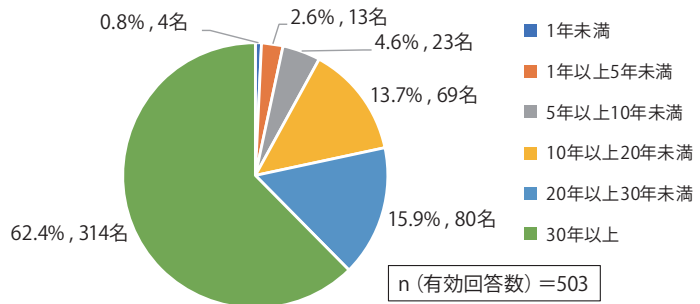
住んでいる地区は、「和田地区 (33.1%)」が最も多く、続く「吉原地区 (16.1%)」、「新浜地区 (14.7%)」に比べても突出しています。

最も少ないのは「田井畑地区 (3.6%)」となっています。



③ 居住年数

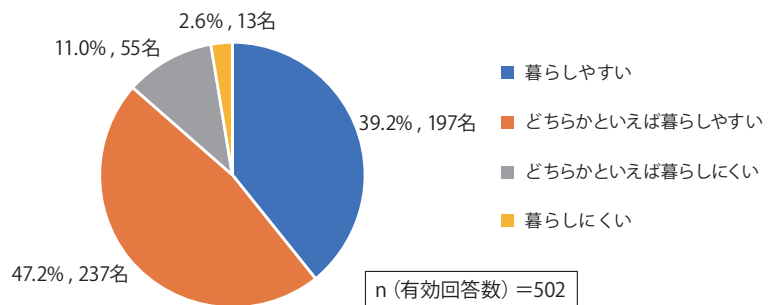
美浜町での居住年数は、「30年以上（62.4%）」が最も多く、次いで「20年以上30年未満（15.9%）」となっており、20年以上居住している人が全体の約8割を占めています。



2) 美浜町全体のことについて

① 暮らしやすさ

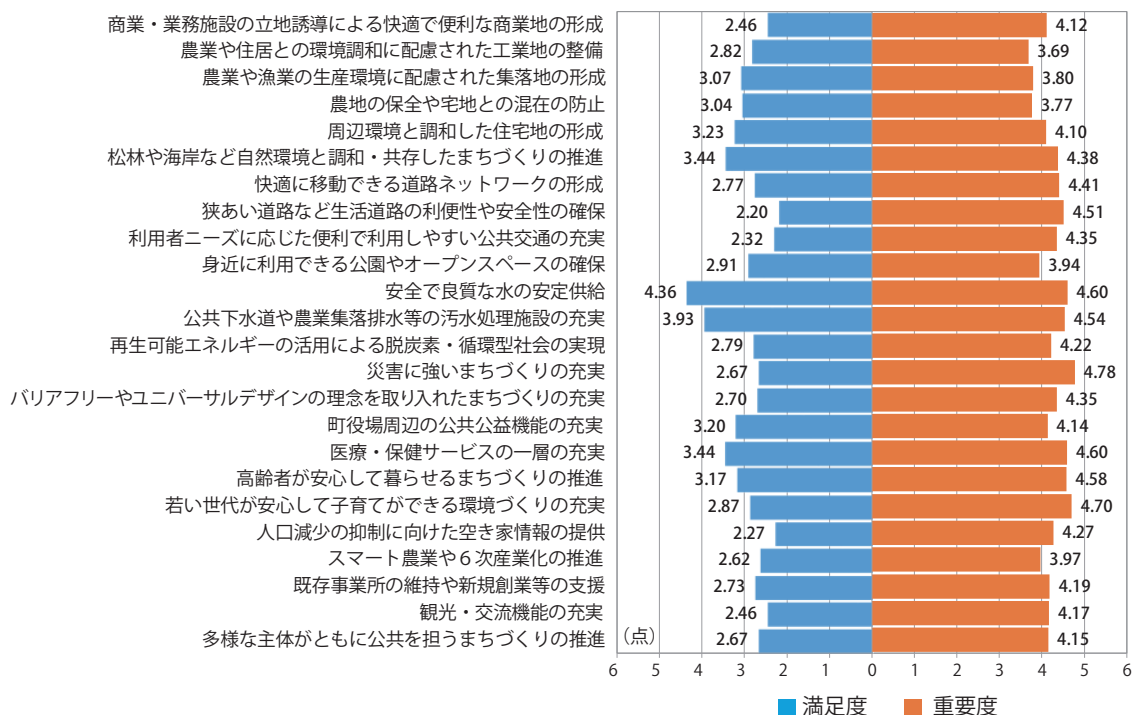
暮らしやすさについては、「どちらかといえば暮らしやすい（47.2%）」が最も多く、「暮らしやすい（39.2%）」と合わせて9割近くの回答者が「暮らしやすい」と感じています。

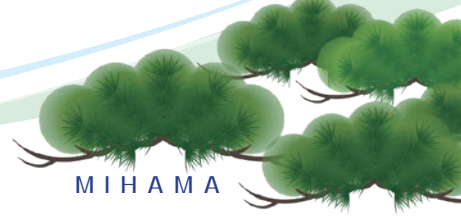


② 住み心地（現状の満足度、将来の重要度）

満足度は、「安全で良質な水の安定供給（4.36点）」が最も高く、「公共下水道や農業集落の排水等の污水处理施設の充実（3.93点）」が続きます。約4点に挙がるのはこの2項目で、他は3点前後となっており、特に「満足度」の高い項目と言えます。

重要度は「災害に強いまちづくりの充実（4.78点）」、「若い世代が安心して子育てができる環境づくりの充実（4.70点）」、「安全で良質な水の安定供給（4.60点）」、「医療・保健サービスの一層の充実（4.60点）」がより高くなっていますが、他の項目においても4点前後を示しており、項目間に大きな差は見られません。





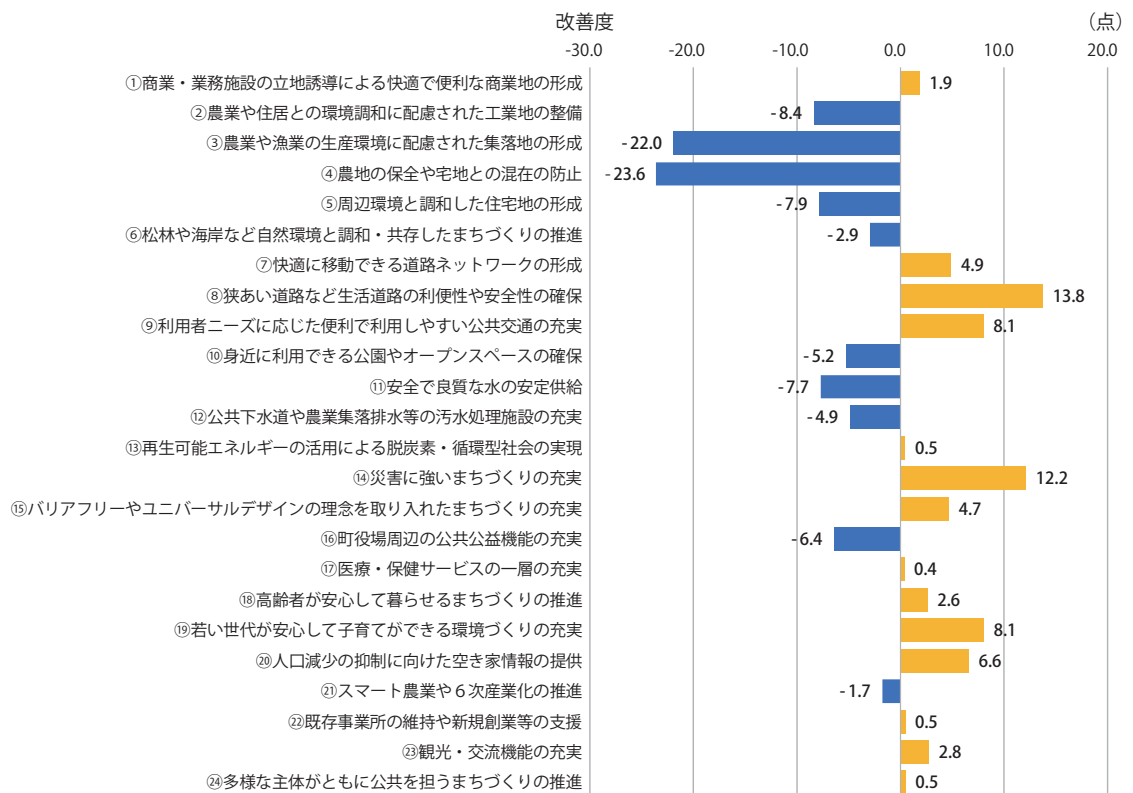
③改善度（重点的に対策すべき項目）

改善度は、値が大きいほど改善する必要が高い項目であり、値が負（マイナス）の場合は改善する必要が低い項目となっています。

24項目のうち14項目の改善度の値がプラスで、「狭あい道路など生活道路の利便性や安全性の確保（13.8点）」が最も高く、次いで「災害に強いまちづくりの充実（12.2点）」となっており、これら2つは値がプラス10.0点以上と高くなっています。

その他、改善度が5.0点以上と比較的高い項目は、「利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい公共交通の充実（8.1点）」、「若い世代が安心して子育てができる環境づくりの充実（8.1点）」、「人口減少の抑制に向けた空き家情報の提供（6.6点）」となっています。

一方、「農地の保全や宅地との混在の防止（-23.6点）」や「農業や漁業の生産環境に配慮された集落地の形成（-22.0点）」は、特に改善度が低くなっています。



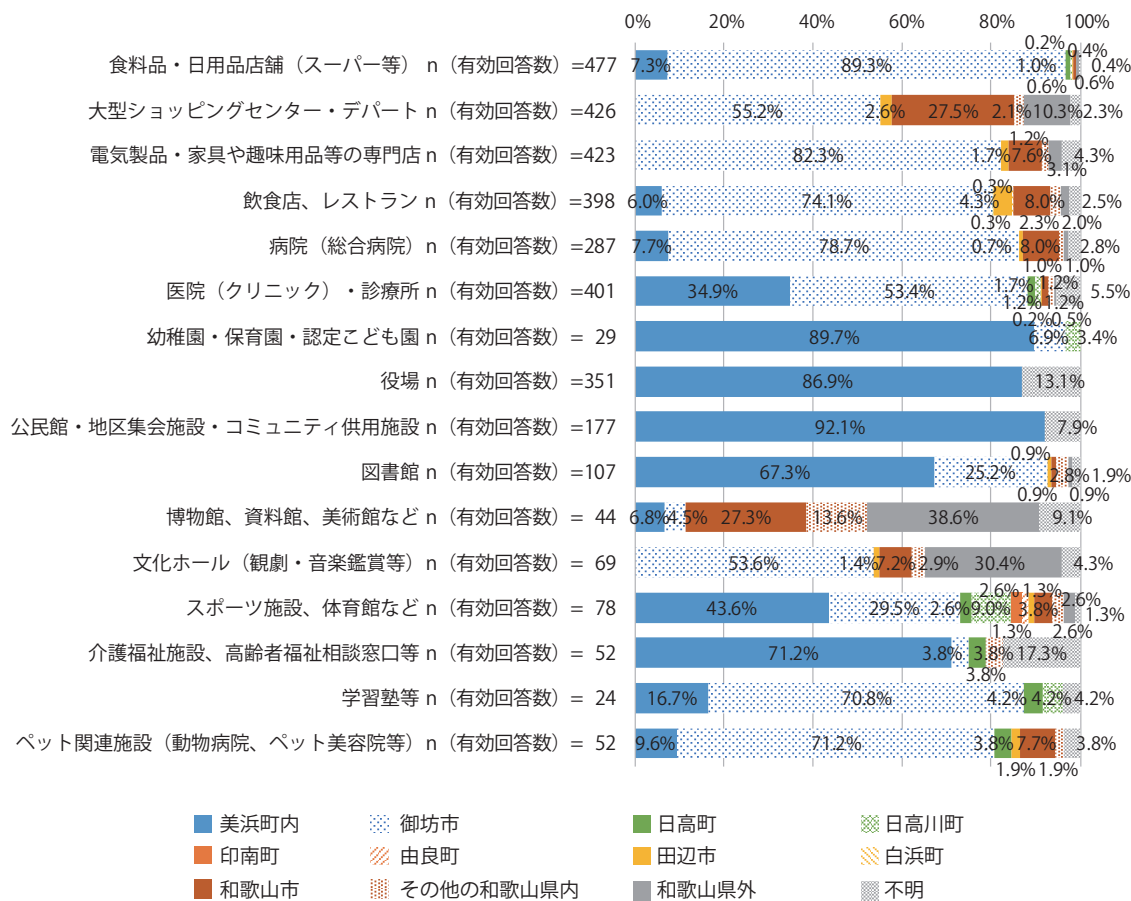
3) 日々の生活の場について

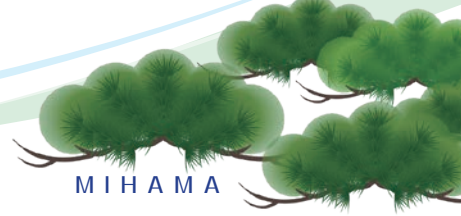
①日常生活の中で利用する施設の場所

食料品・日用品店舗（スーパー等）の利用場所は、「御坊市（89.3%）」が最も多く、「美浜町内」は7.3%に留まります。また、大型ショッピングセンター・デパートの利用場所も「御坊市」が55.2%と半数以上であり、次いで「和歌山市」が27.5%となっています。

その他、電気製品・家具や趣味用品等の専門店の利用場所、飲食店、レストラン、病院（総合病院）、医院（クリニック）・診療所においても、最も高いのは「御坊市」となっており、それぞれ82.3%、74.1%、78.7%、53.4%となっています。

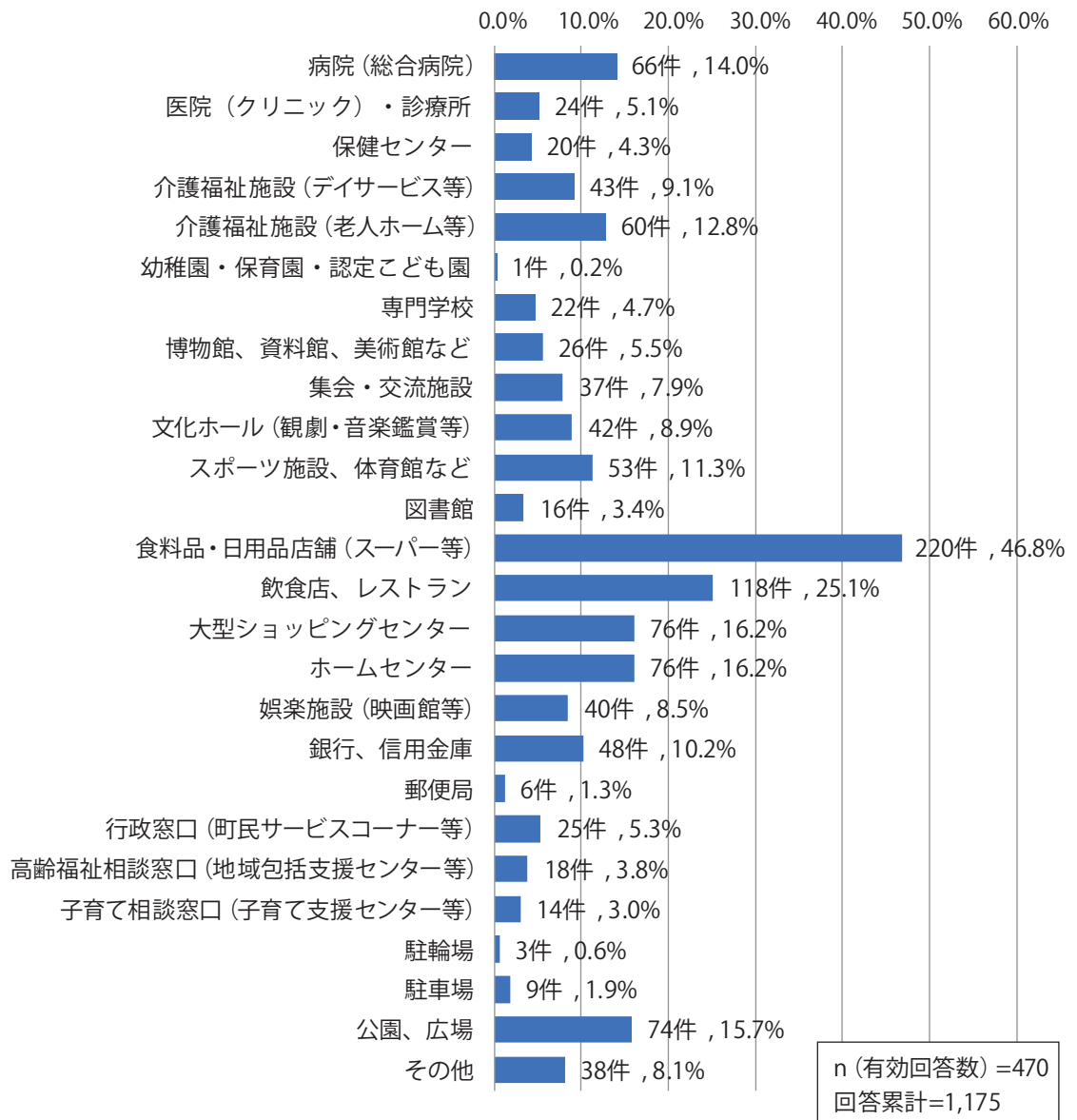
なお、医院（クリニック）・診療所については、「美浜町内」も34.9%と一定数見られます。





②美浜町内で充実させたい施設

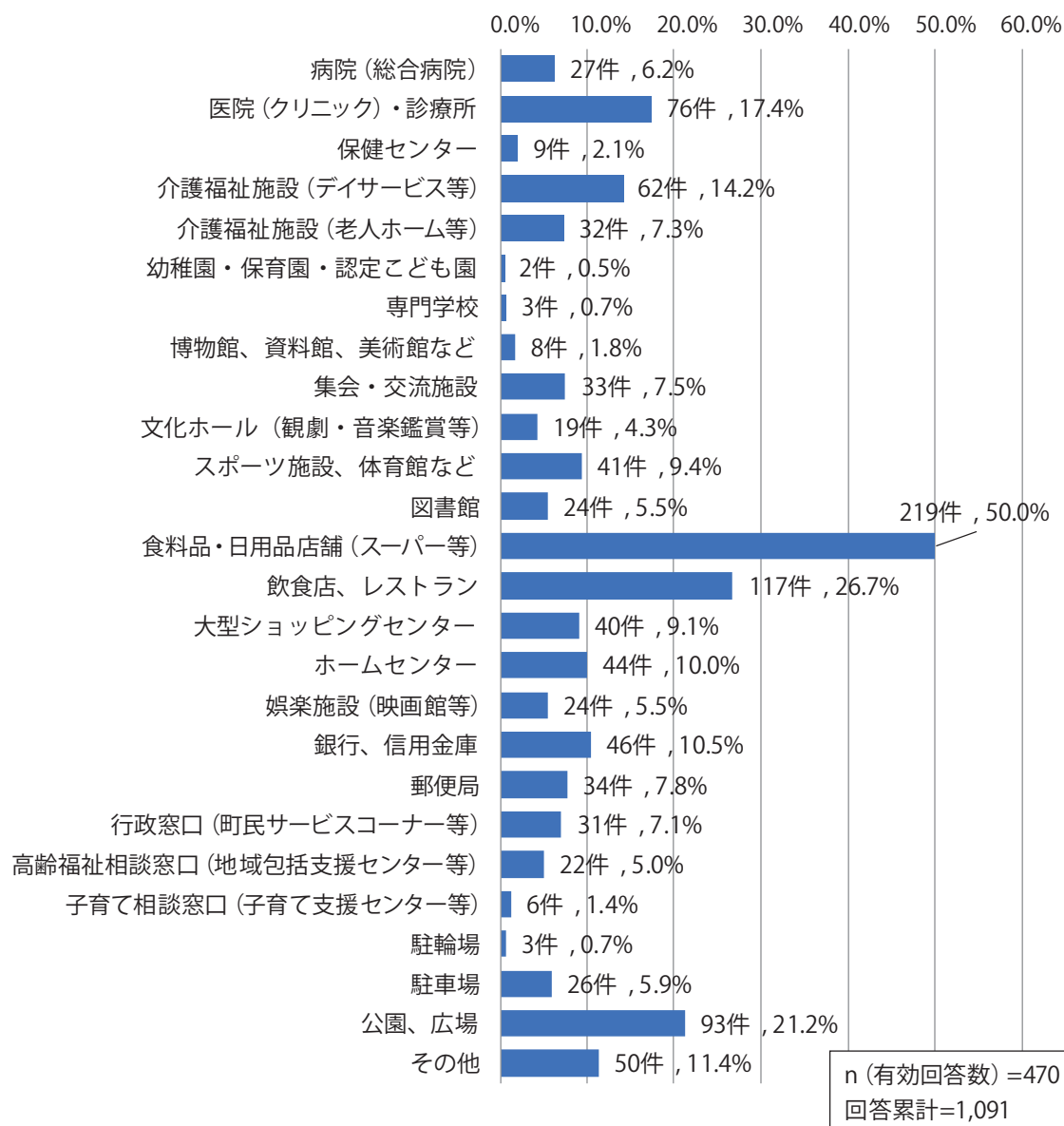
美浜町内で充実させたい施設は、「食料・日用品店舗（スーパー等）（46.8%）」が突出して最も多く、次いで「飲食店、レストラン（25.1%）」となっています。

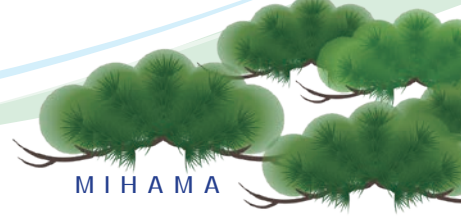


③住まいの地区で充実させたい施設

住まいの地区で充実させたい施設の全体の回答については、美浜町内で充実させたい施設とほぼ同じ結果となっており、「食料品・日用品店舗（スーパー等）（50.0%）」が突出して最も多く、次いで「飲食店、レストラン（26.7%）」となっています。

しかしながら、「病院（総合病院）」の割合が「住まいの地区：6.2%、美浜町全体：14.0%」、「医院（クリニック）・診療所」の割合が「住まいの地区：17.4%、美浜町全体：5.1%」と、この2つの施設については、地区別と美浜町全体で数値が逆転しています。





4 時代の潮流

(1) 人口急減・超高齢化社会の到来

令和7(2025)年に「団塊の世代」の全てが後期高齢者となり急速な高齢化が進むなど、我が国は超高齢社会を迎えます(2025年問題)。人口減少や少子高齢化の進展は、社会保障費負担の増加や労働力の減少を招くこと等が懸念されており、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化を背景に、高齢者等の社会的孤立や管理不全の空き家が増加する等の問題が発生しています。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)に対応した都市づくり

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとされています。本町のこれからのまちづくりは、このSDGsが掲げる開発目標への貢献を念頭に取組むことが求められます。

(3) 環境・エネルギー問題の深刻化

世界的規模で地球温暖化が進行しており、二酸化炭素の排出量の削減に向けたエネルギー効率のさらなる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入等、脱炭素・循環型社会の構築が求められています。

(4) 自然災害の頻発化・激甚化

全国で大規模な被害が頻発しています。その被害は甚大かつ広範囲にわたることから、自然災害に対する備えの大切さが認識されています。このような大規模災害に対応できる建物や都市構造、地域でのコミュニティづくりや情報共有が重要視されています。

(5) 最新の技術革新を活用した都市づくり

新たな技術の開発が進んできており、それらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められています。このようなICT等の新技術を活用した都市政策(スマートシティ)や制度・技術革新の動向を注視しつつ、長期的な視点で本町での展開も念頭におきながら、これからの本町のまちづくりを検討することが必要です。

(6) 既存ストックの有効活用

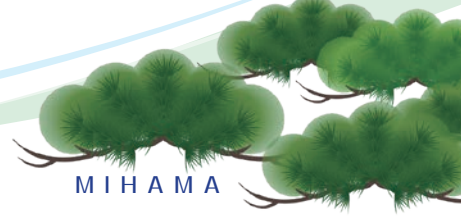
今後、投資的経費などへの支出は、より一層厳しくなることが予想されるなか、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが一斉に更新の時期を迎えようとしています。平成25(2013)年に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるなどの国の動きを受け、公共施設・インフラ施設の更新に取り組む必要があります。

(7) グリーンインフラへの対応

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める必要があります。

(8) 生活様式の変化と多様な住まい方

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスによる感染症については、これまでの生活を一変させました。このような状況下において、テレワーク等働く場・働き方が多様化したことにより、今後このような生活様式が定着されつつあります。人や企業の東京一極集中の流れが見直され、地方への分散・回帰の機運も高まりつつあるため、都市づくりにおいても必要な対策が求められます。一方、テレワーク等を活用した地方・郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを实践する動きが本格化しています。



5 まちづくりの主要課題

(1) 身の丈にあったコンパクトな都市の維持

本町は県下でも人口密度が高く、比較的高台の平地に人口が集積するなどコンパクトなまちが形成されています。しかし、近年は人口減少が深刻化し空き家が増加するなど都市のスポンジ化現象傾向が見られます。人口を維持するために、良好な居住環境を形成し都市規模に見合う都市機能を維持しながら、足りない機能は御坊市を中心とした周辺自治体と連携するなど、より便利で快適な暮らしを目指していく必要があります。

西川沿い周辺の広大な農地に加え、集落地内に多くの農地が点在していますが、今後、農家の担い手不足により耕作放棄地の増加が懸念されるため、担い手の確保まで含めた農地の維持のための検討が必要です。

集落地内には老朽化した木造住宅、接道条件を満たさない住宅、狭あい道路が多く見られることから、ゆるやかな集落地の整序の検討が必要です。

(2) 住民の移動手段の確保

高齢化率の増加に伴い、高齢者の免許返納などより一層公共交通の需要が高まっています。本町は東西を横断する路線バスが運行していますが、運行本数が少なく、南北に交通空白地が存在しており、アンケートでも公共交通の改善が求められています。特に御坊市等周辺自治体へ都市機能の一部を依存している本町においては、広域的な観点で既存公共交通の維持に加え、交通弱者の外出機会の増大に向けた、利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい交通体系が必要です。

(3) 大規模災害に対する備え

津波や洪水による浸水想定区域は、集落地または平野部の広範囲において想定されており、基盤整備を進めてきた集落地を維持し、住み続けられるよう、ハード・ソフトによる防災・減災対策や南海トラフ巨大地震等の不測の大規模災害への備えとして、平時から復興に備えた事前の準備や実践に向けた取組が必要です。

特に災害リスクが高く人口や都市機能の誘導が必要なエリアについては、土地利用の転換を検討するなど、強靱な都市の中で安全安心を実感しながら豊かな暮らしが営めるような災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

(4) 豊かな自然環境の保全・活用

本町のシンボルである煙樹ヶ浜の松林の保全・活用による町民の憩い空間の形成や地域への愛着・誇りを高めるとともに、観光客等の増加に繋げていくことが必要です。

観光及び交流から移住・定住への展開、関係人口の増加を見据えたPR手法の検討など、本町の豊富な資源を活用し、観光及び交流機能の一層の強化が必要です。

(5) 効率的なマネジメントと協働

人口が大幅に増加する見込みがなく今後大きな財政収入が見込めない中で、公共施設の適切な維持管理等による長寿命化を図るなど、有効かつ効率的に行財政を運営していく必要があります。

広範に及ぶまちづくり施策を行政だけで実現することは難しく、道路や公園などの公共施設の維持管理など町民と行政が協働で取り組むことが重要です。

第3章 全体構想

① 目指すべきまちの将来像

(1) 基本理念

1) まちづくりの基本的な方向性

昭和29(1954)年10月、三尾・和田・松原の3村が合併し現在の美浜町が誕生しました。本町は和歌山県のほぼ中央に位置し、日高平野の一部である平坦地は、煙樹ヶ浜砂州と西川周辺の後背地である農地との間に、もともと砂州であった比較的高台に集落地が形成されています。東隣に隣接する御坊市の野口地区に御坊湯浅道路の御坊インターチェンジがありそこへのアクセスが容易であるなど、広域交通の利便性にも良好です。しかし、働く場所や南海トラフ巨大地震への災害リスクの影響などもあり、より利便性が高く安全な自治体への若い世代の流出が続いています。

本町は非線引き都市計画区域である御坊都市計画区域内にありますが、旧松原村エリアに限定されており、本町の総面積の約18%にとどまっています。そのため、本町ではまちづくりの観点で都市計画区域以外のエリアについても検討する必要があります。

そこで本町では、煙樹ヶ浜や広大な海など、美しさの中に、事前準備により災害に負けない強さと、人を思いやるコミュニティを維持しながら、みんながより便利で快適に暮らせるいきいきしたまちを目指します。

2) 新しいまちが目指す将来都市のイメージ

① 町全体

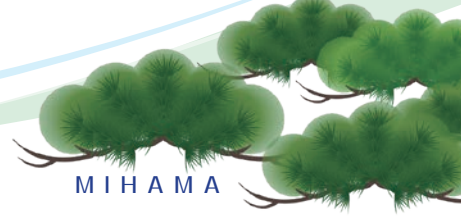
これまでのようにまちがコンパクトに維持されながら、空き家や農地の利活用が図られるとともに、御坊市や周辺自治体と連携しながら、美しい自然を身近に感じ便利で快適に暮らせるライフスタイルが若い世代にも浸透しつつある。

広域的な交通体系の中に、住民のニーズに対応した多様な移動モードが設定され、それらが一体的に連動しているため、高齢者をはじめ外出機会が増加し健康寿命が伸びつつある。

災害リスクに対し、住民への周知が徹底されており、避難訓練への参加率が高く、住民あがての避難体制が充実している。また、築山の整備や県下で最初に被災後の復興に関する事前準備計画も策定されており、ソフト・ハード両面での復興事前準備の道筋が示されている。

農地では、ほ場整備や集約化、スマート農業が行われ、後継者不足の解消が進み、松野菜など農業の美浜ブランドに磨きがかかっている。

由良町、日高町と連携し、煙樹海岸キャンプ場やアメリカ村など(県)御坊由良線沿線が観光客で賑わいを見せている。



②キーワード

- ・コンパクトなまちの継続と密度の維持
- ・つながりの無いニーズにあった交通体系
- ・ソフト・ハードともに事前準備が万全で強靱なまちづくり
- ・(県) 御坊由良線沿線の観光交流軸の形成
- ・美浜ブランドづくり

③基本理念

海と緑に彩られた強く優しく美しいまち 美浜町

(2) まちづくりの基本目標

安全安心なまちづくり

人口減少の要因の一つと考えられる南海トラフ巨大地震の災害リスクを低減し、誰もが安心して暮らせる美しいまちを目指します。そのため、防災施設の整備や築山など避難施設、避難路の整備などハード対策とともに、住民へのリスク周知や避難訓練の実施などのソフト対策など、減災の総合的な事前準備取組を進めます。また、災害リスクの低減が困難な場所へは居住や都市機能を誘導しないこととします。

便利で暮らしやすいまちづくり

本町の生活圏である御坊市をはじめ周辺都市との連携を前提としたまちづくりを標榜し、住民のみならずが便利で快適に暮らせるまちを目指します。

本町の町並の美しさは、煙樹ヶ浜に代表される海と緑とともに、極端な用途の混在が進行しない土地利用にあると考えられます。この土地利用を維持するための都市計画手法の検討とともに、近年顕在化しつつある空き家と耕作放棄地の増加などの解消にむけた取組を行います。

また、高齢化が急速に進展する本町において、高齢者を含む交通弱者の足の確保は急務です。周辺都市へ買物やその他の用事が快適にできるよう、ニーズにあった交通手段を検討します。

美しく活気あるまちづくり

煙樹海岸に代表される自然景観や広大な田園景観など、本町の美しいまちを原資とし、観光振興・地域振興に力を入れます。そのため、美しい自然景観の保全や耕作放棄地に歯止めをかけるなどとともに、観光客や新しい産業との共存について検討します。

未来に輝くまちづくり

未来の子ども達へ美しいまちを遺すべく、脱炭素のまちづくりを推進するとともに、未来を見据えたまちづくりを推進し、緑が溢れ人や自然に優しく若い世代に選ばれる、未来に輝くまちづくりに取組めます。

多様な主体の交流によるまちづくり

公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、人・モノ・金・土地・ハコモノなど資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。そして、住民が率先してまちづくりに取り組めるよう、積極的な参加機会を創出します。これらの行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。

(3) 将来人口

人口の目標については、「第6次美浜町長期総合計画」において、平成27(2015)年策定の「美浜町人口ビジョン」に基づき、令和42(2060)年に5,000人程度の人口の確保を目指しており、本計画の目標年度である令和15(2033)年の人口は、6,337人となっております。

ただし、国交省から都市計画に関する将来推計は実情に即したものとすることと指導されており、本計画に掲載する将来人口推計の値は、社人研を使用することを原則としていることから、以下のとおり、社人研に基づき将来人口を設定します。

目標年次(令和15(2033)年)の将来人口 約5,600人

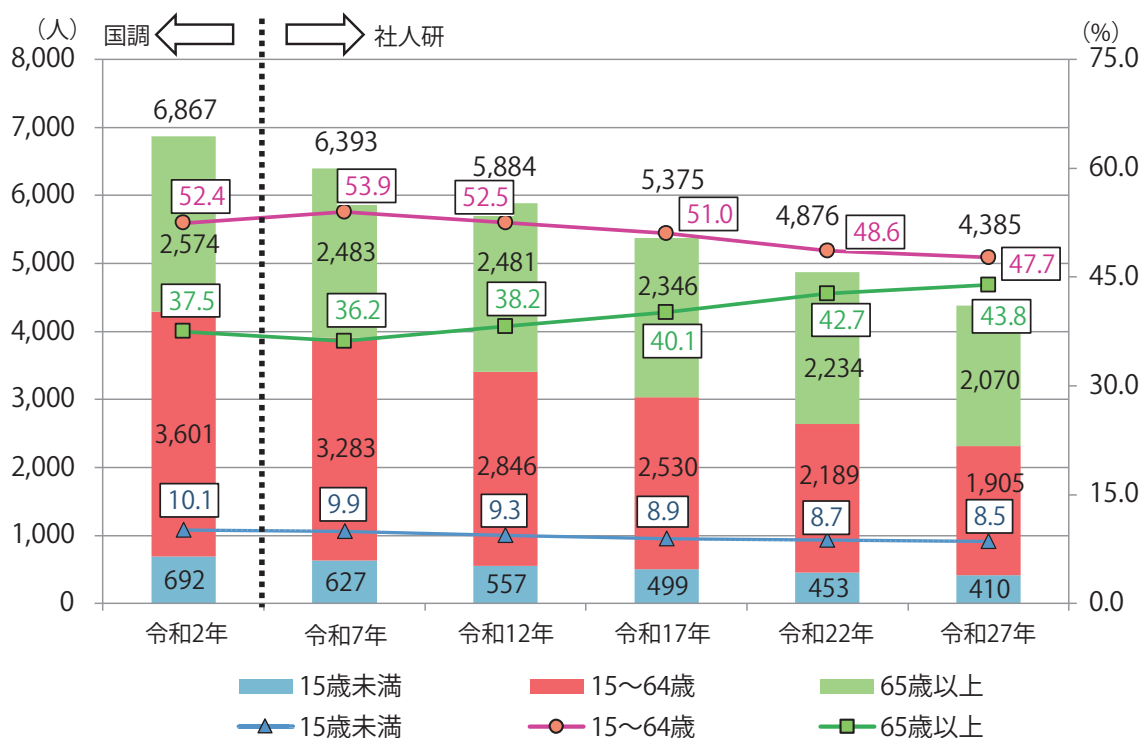


図 年齢構成別人口と割合の将来推計

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）／国立社会保障・人口問題研究所

(4) 将来都市構造

1) 基本的な考え方

本町は、和歌山県下で太地町の次に行政区域面積が小さく、御坊市と一体的な都市計画区域となっております。

特に御坊市とは、市町間の人々の交流もさることながら、本町の住民は、町内に無い高次都市機能を活用しながら居住しております。

そこで、本町では、身の丈にあった都市を目指すため、御坊市と連携することを基本とし、本町内ではさらに生活に必要な身近な拠点を設定するなど、重層的な将来都市構造を設定します。

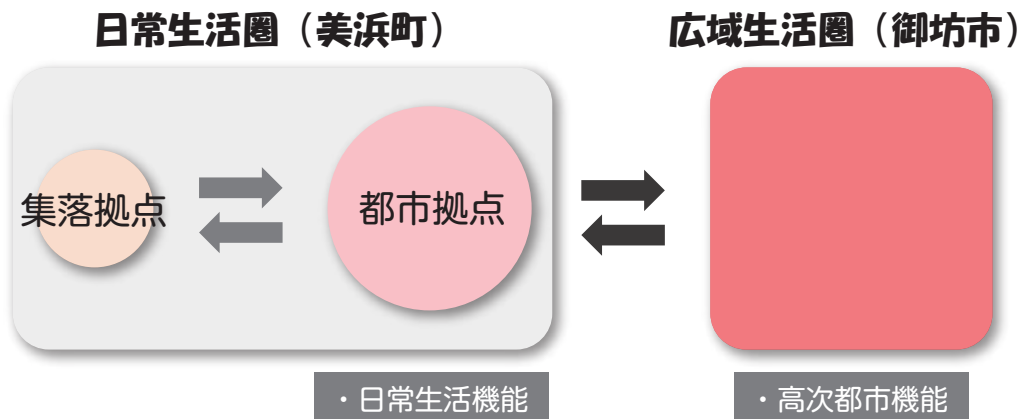


図 重層的な将来都市構造のイメージ

2) 位置付け

①拠点

■ 日高圏域中心拠点 (町外)

多様な都市機能が集積する国道 42 号沿線を含む御坊市役所から御坊駅周辺を「日高圏域中心拠点」と位置付けます。

■ 都市拠点

本町の中心である美浜町役場周辺を「都市拠点」と位置付け、機能の維持及び強化を図ります。

■ 集落拠点

地域の中心的な役割を担う松原地区公民館、田井畑コミュニティセンター、美浜町公民館入山分館、美浜町公民館三尾分館の周辺を「集落拠点」と位置付け、地域コミュニティの維持を図ります。

②軸

■広域連携軸（町外）

阪和自動車道、国道42号、JR紀勢本線を「広域連携軸」と位置付け、国や関係機関と連携し、高次都市機能へのアクセス、観光振興や災害に強いネットワークの機能確保など、広域間の連携強化を図ります。

■都市間連携軸

（県）御坊由良線、（県）御坊美山線、（県）日高印南線、（県）柏御坊線、（県）江川小松原線、（町）吉原上田井線、（町）上田井下財部線、（市）下財部国道線を「都市間連携軸」と位置付け、都市間の移動円滑性の向上について、国や関係機関と連携し、その機能維持を図ります。

■地域連携軸

（県）日高港線、（県）日の岬公園線、（町）美浜中央線、（町）吉原道ノ瀬線、（町）和田入山線、（町）新浜松洋線、（町）田井吉原中央線、（町）田井和田中央線、（町）田井西川2号線、（町）川口吉原1号線、（町）川口吉原2号線、（町）入山周囲1号線、（町）入山周囲2号線、（町）入山周囲3号線、（町）和田本ノ脇線、（町）今池本ノ脇線を「地域連携軸」と位置付け、地域内の円滑な移動を支えるものとして、維持及び整備に努めます。

■緑の保全軸

自然公園地域を「緑の保全軸」と位置付け、良好な自然的景観の維持を図ります。

■水のうるおい軸

日高川、西川を「水のうるおい軸」と位置付け、川が身近になり、地域住民が憩える空間となるよう国や関係機関と連携し、河川環境整備を推進します。

③ゾーン

■まちゾーン

本町の中心的な区域として（県）御坊由良線及び（県）柏御坊線の沿線を「市街地ゾーン」と位置付け、良好な居住環境の形成を図ります。

■田園ゾーン

優良な農地が広がる都市計画区域北部から入山地区を「田園ゾーン」と位置付け、緑豊かな営農環境の維持を図ります。

■緑浜ゾーン

美浜町役場南側の煙樹ヶ浜を「緑浜ゾーン」と位置付け、優れた自然環境を保全しつつ、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を図ります。

■森林ゾーン

西山及び入山周辺を「森林ゾーン」と位置付け、山地及び森林を適切に保全しつつ、優れた環境を活かしたレクリエーション機能としての活用を図ります。

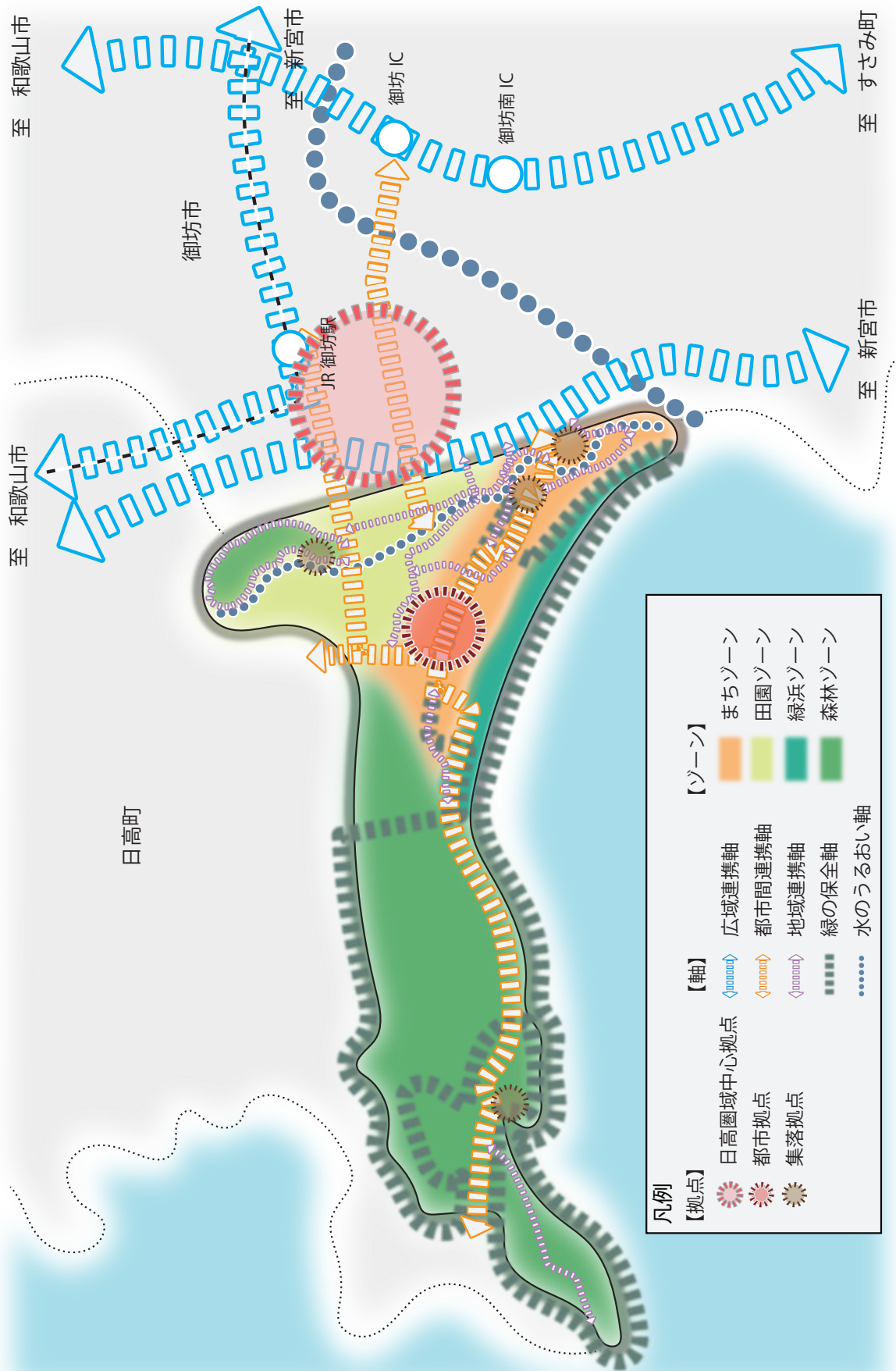


図 将来都市構造図

第1章 はじめに

第2章 美浜町の概要と課題

第3章 全体構想

第4章 地域別構想

第5章 実現化に向けて

資料

② 部門別整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

昭和29(1954)年10月、三尾・和田・松原の3村が合併し現在の美浜町が誕生しました。本町は和歌山県のほぼ中央に位置し、日高平野の一部である平坦地は、煙樹ヶ浜砂州と西川周辺の後背地である農地との間に、もともと砂州であった比較的高台に集落地が形成されています。

本町が目指す将来都市構造を実現するため、土地利用の方針においては、広域的な日高圏域を見据えつつ、本町の都市拠点、集落拠点への都市機能の充実を図るとともに、拠点及びその周辺においては、各種サービスが持続的に提供される良好な居住環境の維持を図り居住を誘導します。

本町は非線引き都市計画区域である御坊都市計画区域内にありますが、旧松原村エリアに限定されており、本町の総面積の約18%にとどまっています。

そこで、都市計画区域内外を問わず、それぞれの地域において良好な市街地や住宅地を形成するため、適切な配置と土地利用の誘導・規制を図ります。

2) 拠点・ゾーン毎の土地利用の規制誘導の方針

① まちゾーン

■ 都市拠点

都市拠点は、町役場や中央公民館、図書館、病院など公共施設が集積したゾーンで、まちの中心街区を構成しています。今後、施設の集約化による公共サービス機能や公益機能の集約化による都市サービスの充実を図ることにより、都市機能の誘導を図ります。そのため、道路や公園、駐車場など都市基盤施設の整備と周辺部の住環境整備を進め居住を誘導するなど、利便性が高く、防災性に優れた中心部にふさわしい、コンパクトで防災性に優れた街区整備を進めます。

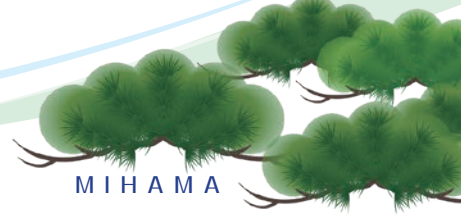
■ 住居系土地利用

漁村集落の形態を残す浜ノ瀬地区から新浜、吉原、和田地区までが、一体の既成市街地としてまちの中心的な住宅街区を構成しています。地区は古くからの街区形態を残しており、木造家屋が密集した市街地となっています。今後、良好な住環境の形成を図るため、地区の実情を踏まえながら、住環境整備を緩やかに進める修復型まちづくりを検討します。また、増加する空き家について所有者に対する意識醸成に向けた取組や地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、適切な管理や利活用を推進します。

■ 工業系土地利用

西川の河口部両岸に集積している河川街区とその他は施設が単独で立地している区画で構成されています。今後、周辺の農業や住居との環境調和に配慮しながら、工業の業種に対応した都市基盤施設の整備を促進し、より質の高い生産環境を形成します。

また、日高港湾(浜ノ瀬地区)は、港湾整備事業による基盤整備を促進し、港湾計画に基づいた施設整備を進めます。



工場の撤退による跡地については、低未利用地の発生を抑制するために地区計画等の都市計画制度の運用を必要に応じて検討します。

■ 集落拠点

地域の中心的な役割を担う松原地区公民館、田井畑コミュニティセンターの周辺にあり、周囲の農業環境に配慮し、古くからのコミュニティを維持した集落環境を形成するために、計画的な整備を進めます。

② 田園ゾーン

農業振興地域整備計画に定められている農用区域を含む農地で、和田地区を中心に、入山、吉原、田井地区の北部に位置しています。近年、農地転用による宅地化が一部で進行するなど農地と宅地の混在が見られ、今後、双方の環境問題が顕在化することが懸念されています。そのため、農業振興地域整備計画との調整を行いながら、優良農地を中心に保全し、計画的な農業基盤整備の推進と農地と宅地の混在を防ぎます。

■ 集落拠点

地域の中心的な役割を担う美浜町公民館入山分館周辺にあり、周囲の農業生産環境に配慮しながら、古くからのコミュニティを維持した集落環境を形成するために、農山漁村地域整備等の事業を導入するなど、計画的な整備を進めます。

③ 緑浜ゾーン

浜ノ瀬から本ノ脇に至る煙樹ヶ浜の松林は、本町を代表する歴史的な資源であり、地域の大切な景観であるとともに、潮害防備保安林などの環境を保全する公益的機能を維持します。また、煙樹海岸活性化基本構想に沿ってこの美しい自然を活用した煙樹海岸キャンプ場への集客力向上のための集客施設やインフラ整備を推進します。

④ 森林ゾーン

和田から日ノ御崎にかけての西山周辺は煙樹海岸県立自然公園に指定された景勝地であるとともに、レクリエーション機能の役割も果たしている区域であることから、入山周辺と併せて自然環境を保全しつつ積極的な利活用を図ります。

■ 集落拠点

地域の中心的な役割を担う美浜町公民館三尾分館周辺にあり、観光交流拠点としてアメリカ村らしい歴史的建築物等の再生・保存を行います。また、周囲の農業や漁業の生産環境に配慮しながら、古くからのコミュニティを維持した集落環境を形成するために、農山漁村地域整備等の事業を導入しながら、計画的な整備を進めます。

三尾漁港については、地域の漁港として適切な維持管理を図ります。

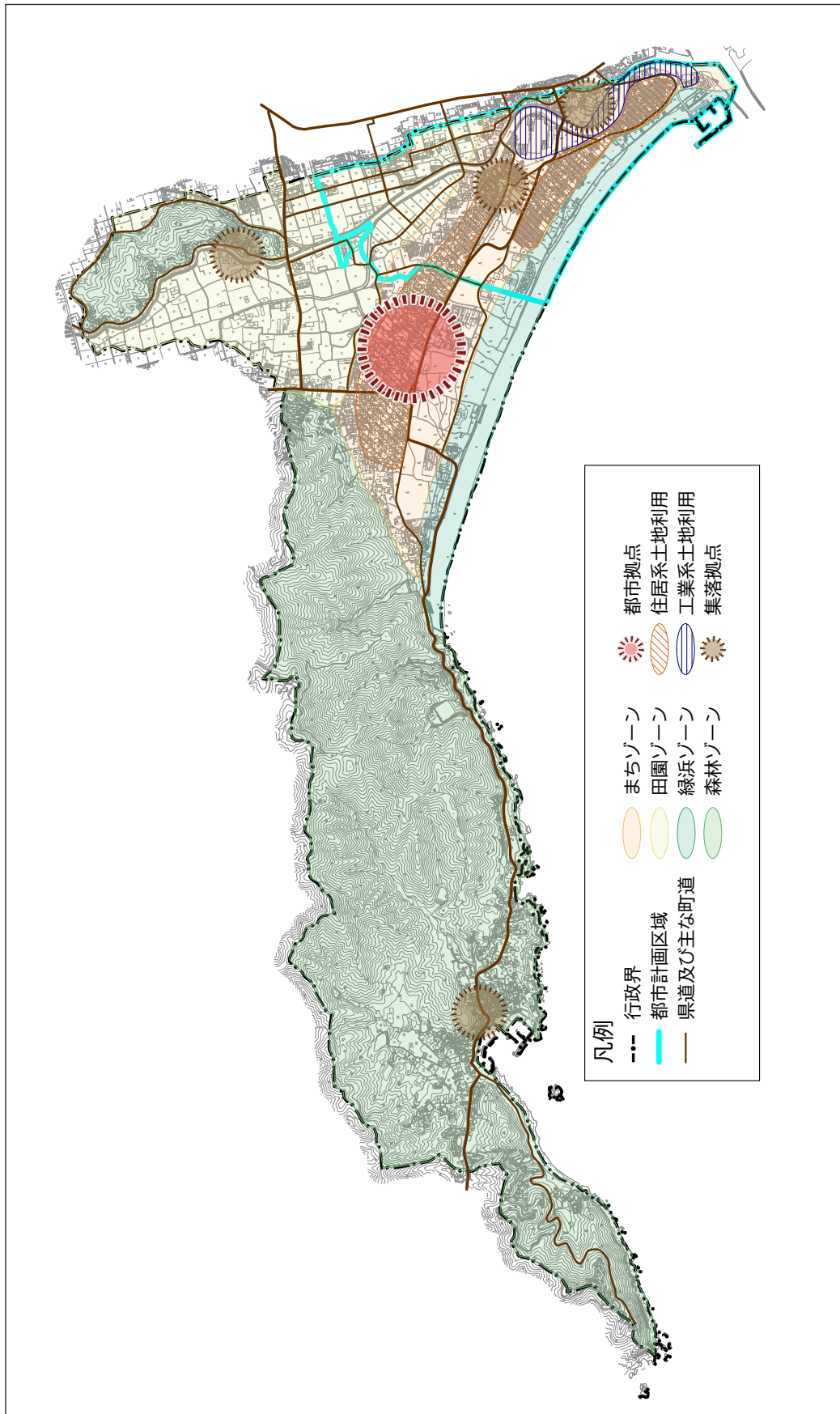
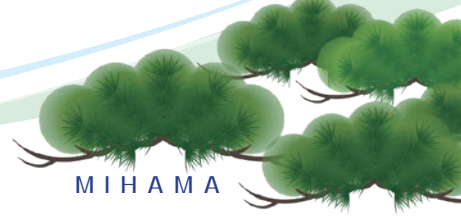


図 土地利用の方針図



(2) 都市施設整備の方針

1) 道路・交通

① 基本的な考え方

町内の道路ネットワークについては、コンパクトプラスネットワークの観点から、交通需要の変化に対応した計画的な道路網の整備を進めます。また、防災上の観点から、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、優先的に必要な道路の整備を推進します。

コンパクトなまちを形成する上で、官民のパブリック空間を人中心の空間に転換し、居心地が良く歩いて楽しいまちなかを形成するため、道路空間の平面構成の見直し等も併せて検討します。

2) 道路・交通施設の整備方針

① 広域幹線道路の形成

本町には国道及び高速道路はありませんが、隣接する御坊市には阪和自動車道があり、紀南地域と和歌山市や大阪都市圏を直結する重要な高速交通基盤であることから、連絡性を高めるための4車線化におき関係機関に働きかけていきます。

(県) 御坊由良線及び(県) 柏御坊線は、圏域と連携した交通の骨格を形成することから、県など関係機関と連携した取り組みを推進します。

② 町内幹線道路の形成

町内幹線道路は、広域幹線道路と一体となって、町道により形成されています。そのため、交通需要や交通動態を考察し、町内を快適に移動できる交通ネットワークを形成するために、道路の整備を推進するよう、県など関係機関と連携した取り組みを推進します。

また、歩行者の安全性を確保するため(町) 美浜中央線の歩道の設置を推進します。

③ 生活幹線道路の形成

生活幹線道路は、地区内の円滑な移動を支える骨格となる施設であり、質の高い生活環境を形成する上で重要なものです。そのため、地域住民が主体となり、生活道路との連携を踏まえた上で、地区の道づくり方針を検討します。この方針に基づき、建物のセットバックや隅切りの促進、新規路線の整備などを地域住民の協力と土地所有者等の理解を得ながら整備を進めます。また、市街地内の狭あい道路については、災害時に道路閉塞の要因となる沿道ブロックの除去等、安全で快適な道路空間の整備を推進します。

④ 公共交通機能の確保

高齢化が急速に進展する本町において、高齢者を含む交通弱者の足の確保は急務ですが、現在、本町には鉄道駅や町内を周回するバス等の路線がありません。そのため、周辺都市へ買物やその他の用事が快適にできるよう、近隣市町と連携し、デマンド交通など日高圏域を対象とするニーズにあった交通手段を検討します。

⑤ 交通環境の改善

道路を利用する自動車、歩行者がともに利用しやすく、安全性の高い交通環境の形成を目指して、道路整備と合わせた交差点改良をはじめ、高齢者などが歩きやすい道づくり、通学路の歩車分離、街路灯の設置など交通安全施設の整備を推進します。特に、歩道空間や公共施設などの外部空間は、すべての人が共通に利用できる環境を整えるために、段差や横傾斜歩道の解消、スロープや点字ブロックの設置、車椅子利用者用トイレの充実など、公共空間の利用における障壁のない環境を目指して、各種整備事業との連携により段階的な整備を推進します。

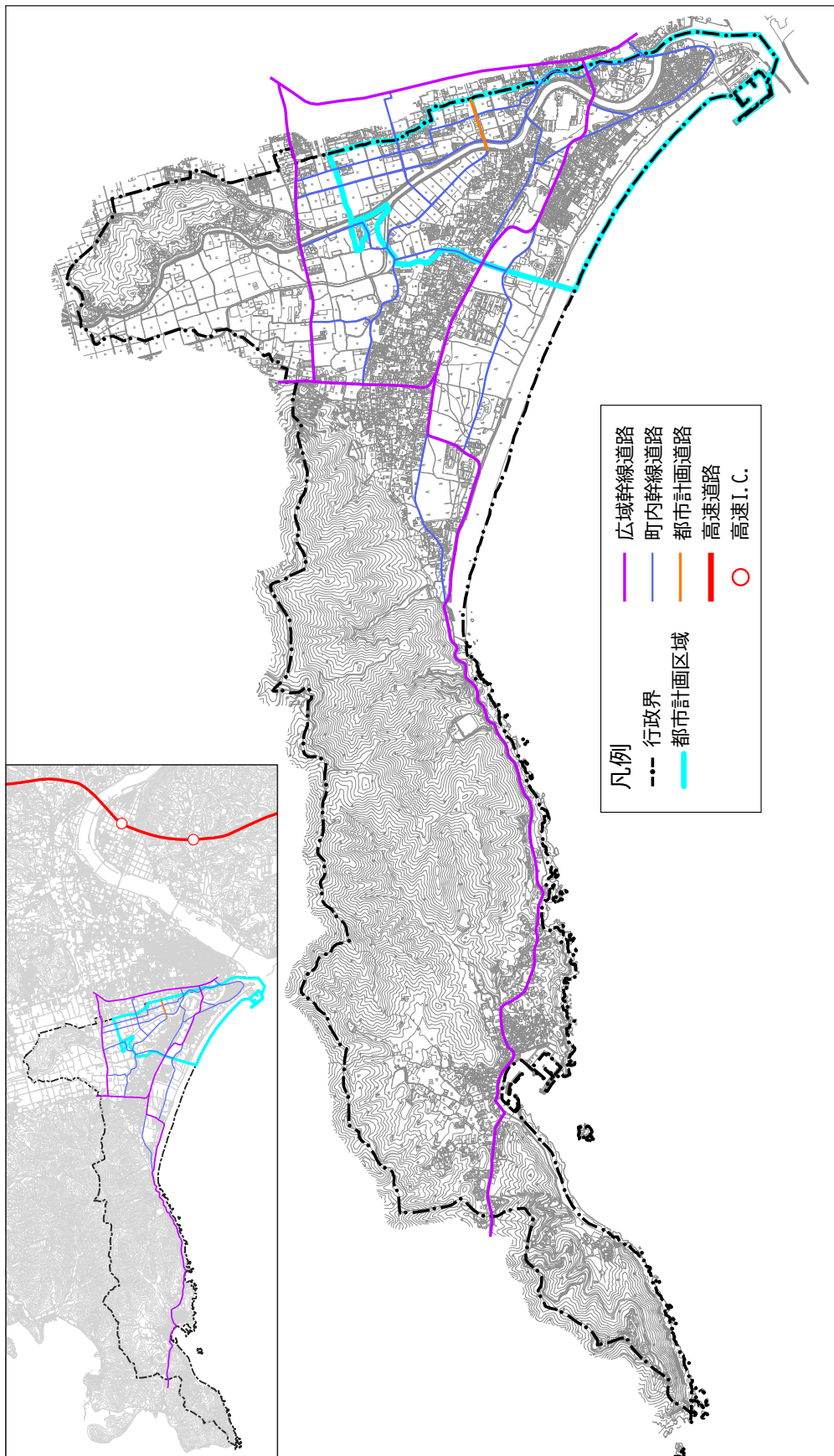
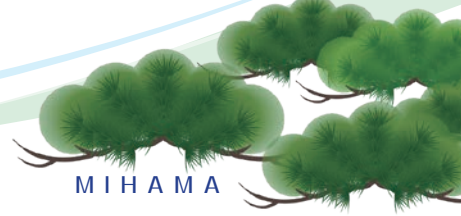


図 道路・交通施設の整備方針図



3) 公園緑地の整備方針

①公園整備の基本的な考え方

本町は、煙樹ヶ浜の海岸線や松林など優れた水辺や緑地の環境を有しています。また、レクリエーション機能をもつ第1・2若もの広場、煙樹海岸キャンプ場、「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場、吉原公園（都市計画公園）などが整備されていますが、身近に利用できる公園は不足しています。今後は、地域に潤いのある環境が形成されたまちを目指し、宅地開発時の良好な緑地の創出や空き地の広場利用など、地域住民とともに、機動的に身近な公園緑地を創出します。

また、煙樹海岸活性化基本構想に沿って既存公園の再整備を推進します。

なお、老朽化した公園のリニューアルや防災機能の強化を検討する際には、地域住民のニーズを取り入れ地域主体の自主的な管理を前提とすることとします。

②公園の維持管理

公園の役割に応じた施設の長寿命化を図りつつ、民間活力の活用を視野に入れた計画的な維持管理を進めます。

③公園施設のバリアフリー化の推進

「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、出入り口及び通路、階段等の幅員の確保やスロープを設置する等、公園のバリアフリー化を推進します。

④公園の管理運営

交流機能を充実させるため、公園の質的向上にむけ、移住者や来訪者のニーズを取り入れながら、公園の規模によってはPFI手法による施設整備、指定管理者制度など民間活力の導入について検討します。

⑤緑地等の整備方針

本町は、海岸部全域に煙樹海岸県立自然公園が指定されており、煙樹ヶ浜の松林から西山の森林地域まで豊かな緑地が形成されています。この緑地がもつ公益的機能を維持・保全し、町民が利用できる遊歩道の整備・充実を図り、一体的に利用できる緑ネットワークを構築することで、自然の環境を享受できるまちの形成を進めます。

4) 上水道・下水道の整備方針

①基本的な考え方

快適で安定した生活環境を実現・維持するため、既存施設の適切な維持管理や計画的な更新に努めます。

②上水道の整備方針

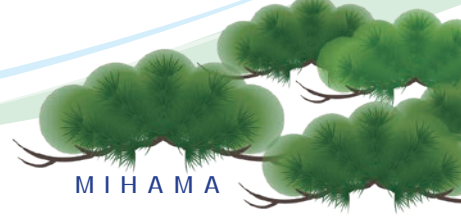
町民が健康で快適な生活を営んでいくためには、安全で良質な水の安定供給を行っていく必要があります。そのため、将来の人口予測や水洗化などのライフスタイルの変化を考慮し、長期的な配水計画に基づいた浄水場施設の更新や配水池の改修などを進めていきます。また、災害時に必要な水の確保を図るために、施設の耐震強化や更新など対応策を計画的に実施します。

③下水道の整備方針

本町では、都市計画区域内を汚水処理対象区域とし、公共下水道の全面供用開始していることから、今後は循環型社会に向け、下水処理場で発生する処理水の有効利用や下水汚泥の有効活用に取り組めます。

農業集落排水についても全面供用が開始されており、今後は、地域住民の水質保全への理解を得ながら、適正な維持管理を行います。

集合排水処理区域以外の区域で個別処理施設の設置を促進するため、個別処理施設の設置に対する助成制度の周知を図り、制度の活用を推進します。



(3) 自然環境の保全の方針

1) 基本的な考え方

各地域の特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成します。また、それぞれの地域の特性に応じた近隣地域等と、共生・対流により広域的なネットワークや経済的繋がりを構築し、新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」の考え方にに基づき、自然環境を保全していきます。

2) 循環型社会の形成

地球環境にやさしい社会の形成を目指して、行政、住民、事業者が環境に配慮したライフスタイルや事業活動へと転換し、地域から排出される廃棄物の軽減を図るとともに、分別回収やリサイクル活動の展開など再資源化を図ります。

3) 再生可能エネルギーの活用

CO₂削減、エネルギー自給率の向上を推進することによって、地域活性化に繋げるため、太陽光発電や風力発電の活用、効率的で環境にやさしい燃料電池による発電など再生可能エネルギーの活用を推進します。なお、活用に当たっては、中長期的な電源の自立化を目指すため、自然環境や地域と調和した開発を促進することも検討します。

4) グリーンインフラの推進

自然環境が有する多様な機能を活用し、強靱性（レジリエンス）の向上など、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進します。

5) 生態系ネットワークの構築

生物多様性の保全や地域振興と経済活性化を促進するとともに、気候変動などの環境変化に際し、生物が移動・分散する経路の確保ができるよう、流域全体の生態系ネットワークの構築を推進します。また、生態系、人の生命及び身体、農林水産業への被害が懸念される外来種への対応として、関係機関への働きかけを行っていくとともに、取扱いについて住民への周知を図っていきます。

6) エコツーリズム等の推進

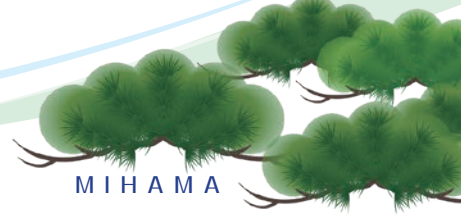
地域の自然環境を保全しつつ、自然資源を持続的に活用するとともに、自然環境資源の魅力を伝えることで、地域の活性化に貢献するエコツーリズムや、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取り組みを推進します。

7) 農業

非農業者も含めた人口減少により存続が危ぶまれる集落が増加する中、従来からの田園回帰やU・Iターン等、地方への移住を考える若い世代の増加の流れを取り込むため、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、農村マルチワーカーなど地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

8) 森林

山林については、町土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等、多面的機能を有する森林の効果を発揮させるため、地域住民や森林所有者等が協力し、山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動（雑草木の刈払い、歩道等の改修、植栽、緩衝帯、風倒木等の除去、鳥獣害防止柵等の設置）など、多様で健全な森林づくりを推進します。そのため、森林資源の適切な管理に向け森林環境贈与税を適切に活用し森林の整備・保全に取り組みます。



(4) 都市景観の形成

1) 基本的な考え方

都市景観は、地域の歴史や文化、住民の暮らしなどが反映され、都市の印象や雰囲気などを含めた都市環境を表すものです。そのため、本町を特徴づける山地、丘陵地、農地、河川などを活かし、地域特性に応じた景観形成を推進します。

2) 良好な住宅地の景観保全

住宅地では、ゆとりある緑豊かな住環境を適切に管理し、暮らしやすい快適な住宅地としての魅力が維持されるような景観づくりを目指します。

3) 煙樹ヶ浜の松林の保全・活用

煙樹ヶ浜の松林は、潮害や風害からの防備機能と散歩や森林浴などの場としての保健休養機能を担っている保安林であるとともに、本町の象徴であり、町民の心のよりどころとなっている景観であることから、住民総参加で保全して育てていきます。また、松林を含む煙樹ヶ浜は、煙樹海岸活性化基本構想に沿って地域のレクリエーションの場として誰もが身近に利用できるように利用環境を形成し、より質の高い空間として継承していきます。

4) 歴史的景観の維持・形成

地域の祭りやコミュニティの核として役割を果たしてきた神社の社叢などが県・町の文化財に指定され、貴重な地域資源となっています。これらの文化財は、地域を形成する象徴的な景観であることから、地域住民と行政が協力して景観保全に努め、地域風土の維持と形成を図ります。

5) 田園風景の保全

本町の東部から北東部の日高平野に広がる田園風景は、圏域を特徴づける景観となっています。そのため、市街化の抑制など都市と農業との調整を図りながら、農業振興地域整備計画に基づいた農業の振興に取り組み、緑豊かな田園風景の保全に努めます。また、田園風景を都市景観の一部と捉え、農業従事者や行政だけでなく、地域全体で景観の形成に取り組む啓発を行います。

6) 沿道景観の保全

(県) 御坊由良線と(県) 日の岬公園線の沿線及び町役場周辺の煙樹ヶ浜は、「和歌山県屋外広告物条例」による屋外広告物の禁止地域に指定されていることから、海岸線のもつ美観や風致を維持するために、交通安全施設や交通看板の色彩や形状などのデザインと配置場所も十分に配慮した設置を行います。また、沿線に立地する建物についても一体的な景観となることから、地域住民によるルールづくりを行い、景観条例などを活用して良好な景観の形成に努めます。

7) 景勝地の形成

西山から日ノ御崎に至る区域は、煙樹海岸県立自然公園に指定され、緑豊かな自然環境が保全されており、観光レクリエーション機能を有する圏域を代表する景勝地となっています。また、この区域は日高平野や太平洋を望む眺望のポイントとなっていることから、これらの自然環境を保全しながら、周辺環境と調和した利便施設の整備を行うなど活用に向けて取り組みます。

8) 海岸環境の保全

煙樹ヶ浜は、一部が港湾に利用されていますが、多くが自然の海岸線として環境が維持されています。また、煙樹ヶ浜の背後にある保安林の松林とともに、一体的な景観が形成されています。

そのため、防災などの面で必要となる護岸整備についても景観を配慮し、県立自然公園にふさわしい自然景観と共生できる工法を取り入れた海岸整備を県と連携して進めます。

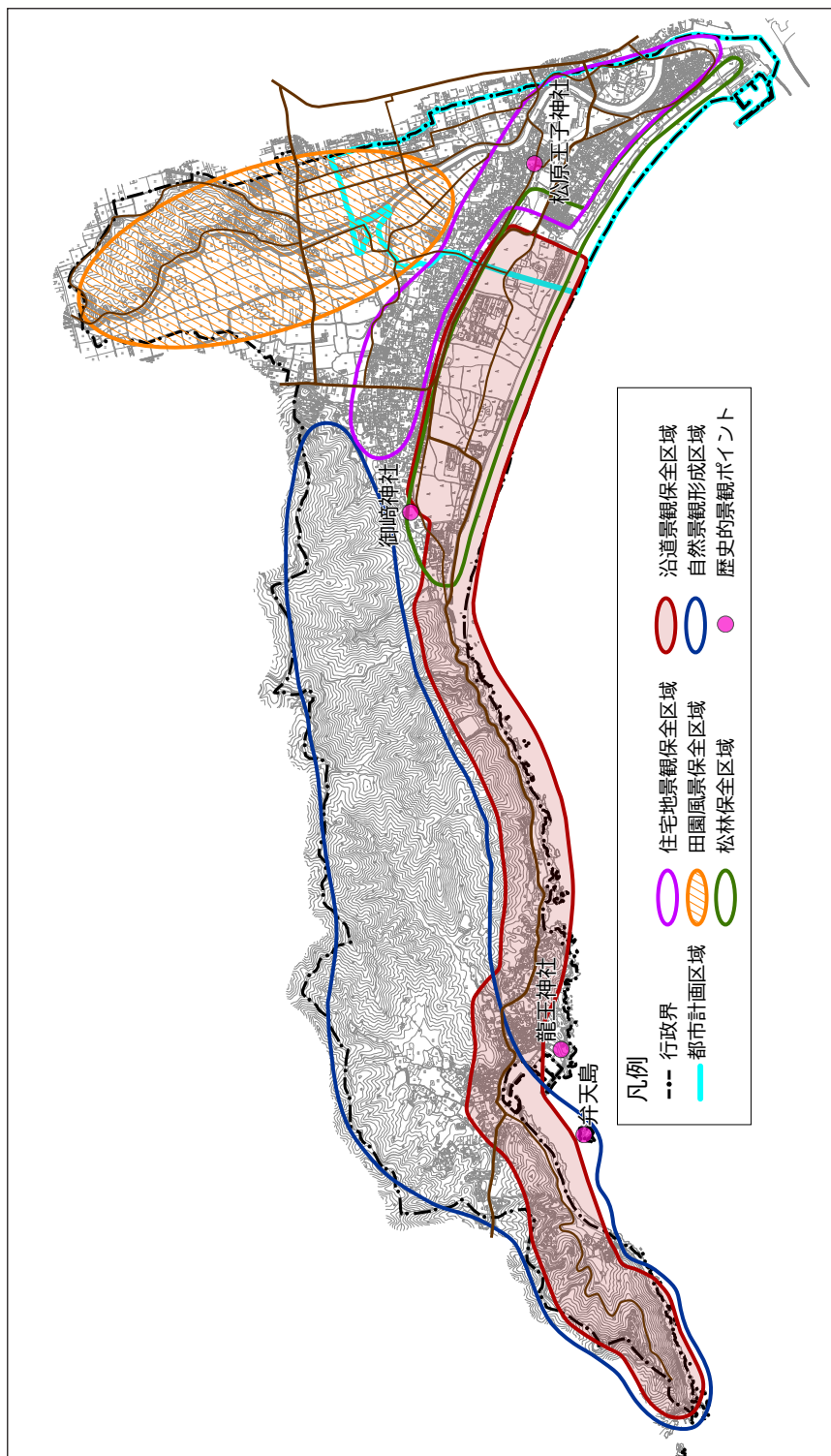
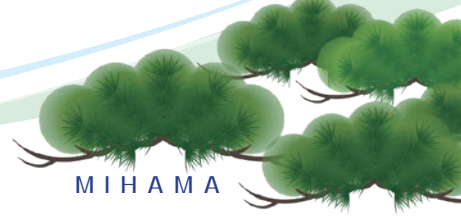


図 都市景観の形成方針図



(5) 防災まちづくりの方針

1) 基本的な考え方

本町は、地形的に主要河川である西川による氾濫時の被害が大きくなる可能性が高く、土砂災害については三尾地区、和田地区及び入山地区に災害リスクが集中し、さらに南海トラフ沿いで起こる地震や中央構造線断層帯の活動による地震等の発生の懸念など、重大な被害をもたらす恐れが予測されています。これらに対し、本町では、まず町民の「命を守る」ことを最優先する避難訓練の実施や緊急避難体制の点検見直しとともに、避難施設の整備の推進など、ハード・ソフトの両面から防災・減災まちづくりを推進します。

2) 都市災害への対策方針

① まちの防災機能の強化

本町の中心地及び既成市街地は、木造家屋が密集し、道路が狭い消防活動困難地域や建築基準法の新耐震基準施行（昭和56（1981）年5月）以前に建築された、大地震時に倒壊するおそれのある住宅が多数存在することから、円滑な消防活動や避難ができる都市基盤の整備を目指します。

そのため、既成市街地を中心に火災の延焼や地震による建物の倒壊、及びそれに伴う避難路の寸断などを防止するために、建築基準法第22条区域の活用や条例による規制誘導など法的な枠組みの整備を検討します。また、建築物の不燃化や外壁防火、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進するなど住民意識の啓発を行います。

② 消防力の向上

本町の住宅地などにおいて建物の延焼による火災の拡大を防ぎ、人命と財産を守るために、迅速な消火活動が行えるように消火栓や防火水槽など消防水利の計画的な整備を進め、消防団との連携や日高広域消防事務組合との連携などを築き、総合的な消防力の向上に努めます。

3) 自然災害への対策方針

① 防災拠点施設の整備

美浜町地域防災計画では、町役場が総合防災拠点施設、小学校及び公共施設等が地域防災拠点施設に指定されており、施設の防災機能の強化を図るとともに、避難所、物資集積拠点、緊急離着陸場、医療・救護拠点、ボランティアセンターとしての各機能を整備します。

② 支援受け入れ拠点の整備

美浜町地域防災計画に指定されているヘリコプター発着地は、災害時における外部からの物的、人的支援を受け入れる重要な交通輸送拠点として、一部、指定場所の見直しを含めて施設機能の維持を図ります。また、日高港湾（浜ノ瀬地区）や三尾漁港は、海上からの救援や支援の受け入れ拠点として活用が期待できることから、それらの活動を考慮した施設整備を検討します。

煙樹ヶ浜の海岸線は、自衛隊の救援、支援の場として利用されることから、海岸線の保全と海岸線から市街地部へのアクセスルートの確保を図ります。

③避難所及び避難場所の機能確保

美浜町地域防災計画に指定された避難所及び避難場所は、日常の利用に配慮しながら、誰もが安心して安全に避難できる施設機能の確保を目指し管理者等と協力を得ながら、耐震診断など維持管理体制の確立を図り、避難施設の機能維持に努めます。

避難所は、宅地化の動向に合わせ、地域防災計画に定められた避難所の設置基準などから適正配置による施設整備を図ります。

④避難路の確保と避難訓練の実施

避難所や避難場所まで安全に避難できるよう、住民と行政が避難訓練などを通じ避難路の位置づけを行い、必要な幅員の確保や沿線建物の耐震性の強化や不燃化を促し、避難路の確保を図ります。

津波避難計画に基づく避難訓練や津波に対する防災知識の普及を推進し、津波避難体制の確立を図るとともに、局地的な集中豪雨に備え、河川の決壊、内水氾濫による浸水被害や土砂災害に対する警戒避難体制を整備し、避難体制の確立を図ります。そのため、自主防災組織等は、災害による被害を防止、または軽減するため行政・消防団等と連携し、平時より防災訓練、避難訓練への積極的参加と自主開催や防災資機材の使用法の習得による防災力の向上等の取組を推進します。

⑤防災関連拠点へのアクセス道路の確保

総合防災拠点施設である町役場や、支援活動などの受け入れ拠点であるヘリコプター発着地などの防災関連拠点施設は、地域や町域と連絡できる幹線道路へのアクセス機能を確保するために、緊急連絡道路の整備を図ります。

⑥治山対策の推進

防災上重要な急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地と、その他にも土砂災害警戒区域等が指定されている入山、和田、三尾地区は、土砂災害から住民の生命と財産を守るために、危険度を細分化し、計画的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を県と連携しながら進めます。また、土砂災害に対する情報提供など防災知識の普及を図り、被害の防止に努めます。

⑦治水対策の推進

豪雨時における河川の増水によって、決壊や内水排除不良などによる浸水や冠水から住民の生命と財産を守るために、緊急性などを考慮の上、河川改良・改修整備を順次、関係機関と連携して実施します。

また、主要河川である西川については、流路形態の変更や河道断面の拡張、遊水地の整備など流下能力と貯水能力を高める総合的な治水対策事業を県と連携し、地域住民の参加も得ながら検討します。

⑧海岸環境の整備

本町は、太平洋に面した海岸線の延長が11.7kmで、そのうち6.4kmが海岸保全区域に指定された高潮や波浪、津波の危険性の高い箇所となっています。このため、県立自然公園である煙樹海岸と松林が織り成す美しい景観を保全しながら、高潮や波浪、津波に対する安全性の向上を図るために、海岸環境整備事業など面的な護岸施設の整備を県と連携しながら進めます。

⑨復興事前準備

事前準備計画に基づき、被災に備え確実に準備しておく必要があります。特に、庁内体制や地域との体制づくり、復興まちづくりトレーニングに加え、浜ノ瀬、上田井、田井畑地区については、事前準備計画に位置付けた現地高上げの具体的手法、三尾地区については、高台移転などの復興の土地利用計画の検討を進めます。

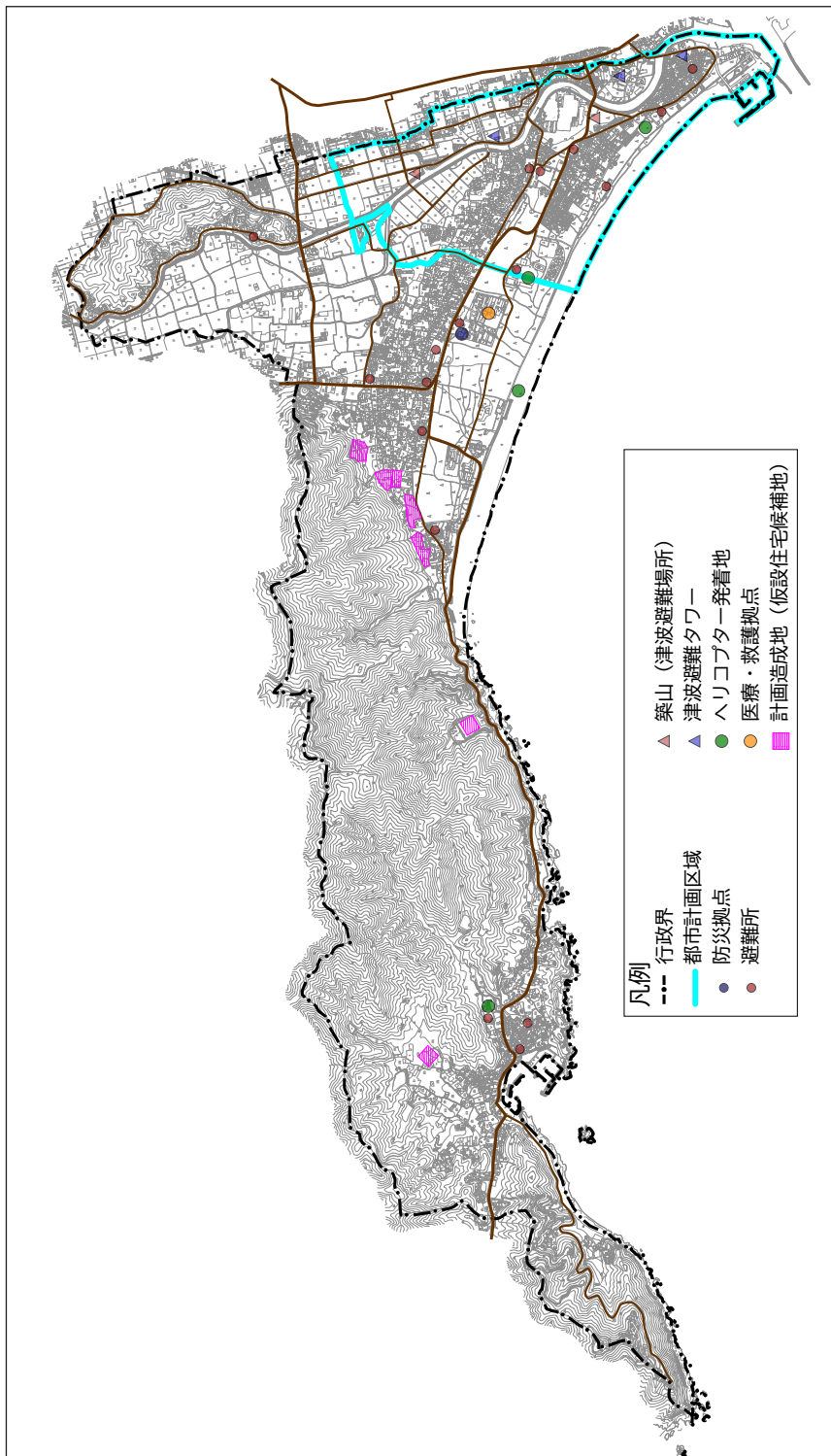


図 防災まちづくりの方針図

(6) その他の都市に関する施設の整備方針

1) 基本的な考え方

既存施設の有効活用を図りつつ、時代の変化や利用者ニーズに応じた機能の充実、施設の安定的な維持管理・運営に努めます。

施設の維持管理・運営については、経費削減や利用者ニーズにきめ細かく対応した質の高いサービス提供のため、指定管理者制度など民間企業のノウハウ活用を検討します。

2) 整備方針

① 町営住宅の整備・活用

町営住宅ストックについては、生活弱者への住宅供給という使命を再認識した上で、高齢社会など社会的ニーズを踏まえつつ、町営住宅長寿命化計画に基づきストックの改善事業を進めるとともに、耐用年数を経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止を含め計画的に進めます。

② ゴミ処理・し尿処理施設

ゴミ処理及びし尿処理は、御坊市、日高町、由良町、日高川町、印南町と本町で構成された御坊広域行政事務組合により御坊広域清掃センター及び御坊クリーンセンターの運営が行われています。

今後も圏域連携を図りながら、ライフスタイルの変化による処理量の増加や処理内容の変化に合わせ施設機能の維持管理と更新や効率的かつ合理的な運営に取り組みます。

③ 斎場

美浜町斎場は、和田地区の松林内に整備されていることから、自然環境に配慮しながら、施設機能の維持に努めます。

④ 小学校跡地

三尾小学校など廃止された校舎とその跡地は、貴重な地域資源であることから、地域活性化に向けその活用方法について、起業、創業への支援や企業誘致などの活用も含め、地域住民とともに検討します。

⑤ 日高港湾の計画的利用

日高港湾（浜ノ瀬地区）は、地域に密着した港湾施設として埠頭用地の利用を促進していくとともに、泊地に漁船を収容し、西川河口部の環境改善を県と連携しながら進めます。

第4章 地域別構想

1 地域区分の設定

(1) 地域別構想の目的

地域別構想は、町域を一定のまとまりある範囲ごとに区分した上で、全体構想の「目指すべきまちの将来像」の実現に向けて、区分された地域ごとに、より具体的な土地利用の方向性や都市施設等のあり方、整備の方針を検討し、将来の望ましい地域像を設定するなど地域まちづくりの方向性を定めるものです。

(2) 地域区分の方針

地域区分の設定は、本町の成り立ちや地域コミュニティの状況を配慮しながら、地形などの自然的条件、土地利用の状況、幹線道路などの交通網、日常の生活範囲などから、まちづくりを進めていく上で適切なまとまりとなるように設定しました。

(3) 地域区分の設定

松原地域	旧松原村の地域（御坊都市計画区域）
和田地域	（県）御坊由良線から南側の和田地区の地域
入山地域	（県）御坊由良線より北側の入山地区及び和田地区の一部を含む地域
三尾地域	三尾地区の地域



図 地域区分図

② 松原地域

(1) 地域の情報

本地域は、町の東部に位置し、西川及び日高川河口部に位置する日高港湾と後背地に漁村集落から発展してきた浜ノ瀬地区、農村集落として形成された吉原地区、住宅地である新浜地区、国道42号に繋がる県道及び都市計画道路により、国道沿線地区として形成されるほか、西川の西側と一体的な農業振興が行われるなど都市と農業の両方を有する地域で形成された田井地区で構成されています。

表 松原地域の情報

地域資源	道路	主要地方道・一般県道	(県) 柏御坊線、(県) 日高港線
	主要な施設		日高港湾、美浜町体育センター、美浜町松原地区公民館、美浜町公民館浜ノ瀬分館、松洋中学校、松原小学校、ひまわりこども園
	文化財・観光資源		美浜町郷土資料館、松見寺、常福寺、妙経寺御坊別院、松原王子神社
	自然、公園		松原王子神社の社叢、吉原公園、松てるわ広場、煙樹ヶ浜の松林

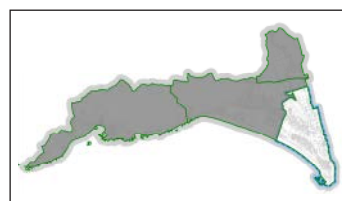


図 松原地域の範囲



産品コーナー（松カフェ）



松原地区公民館



日高港湾



松原王子神社

(2) 人口及び将来人口の推移

松原地域の令和2（2020）年の人口は3,086人でした。平成27（2015）年の国勢調査から令和2（2020）年の国勢調査までの傾向（15歳未満：減少、15歳～64歳：大幅減少、65歳以上：微増）が今後も続いた場合、将来人口は、令和15（2033）年には約600人減の2,442人になり、令和27（2045）年には令和2（2020）年の約39%減の1,878人にまで減少することが予測されています。

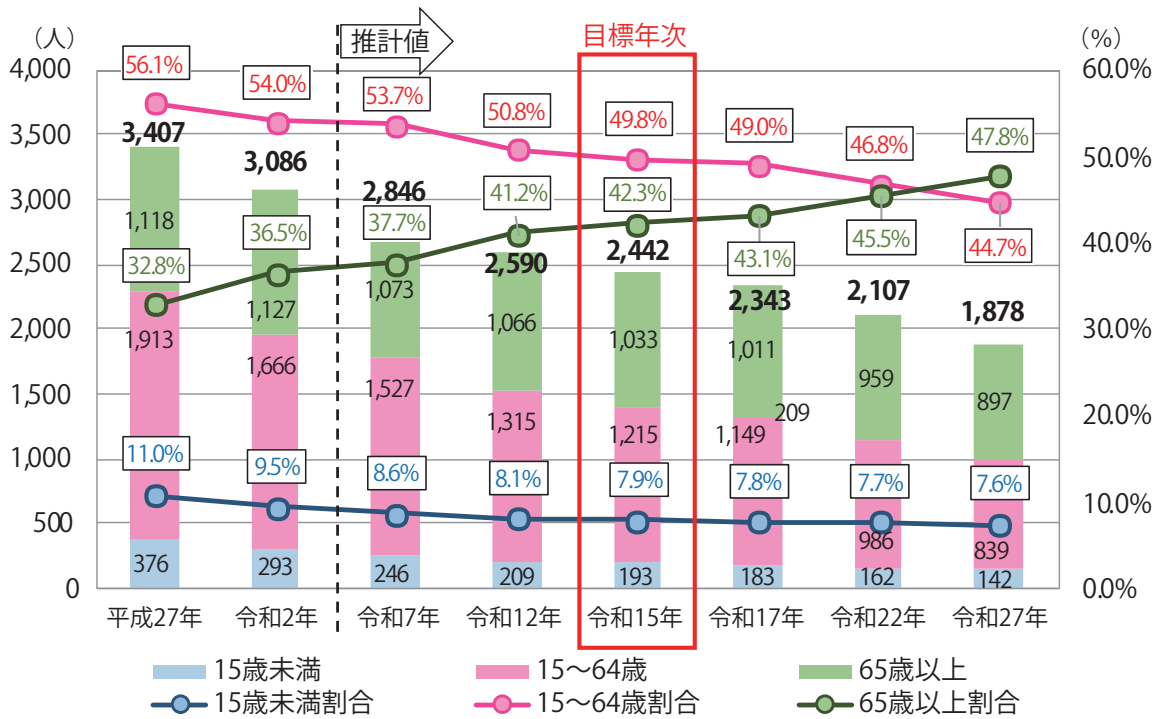


図 松原地域の将来人口推移・年代別人口構成比

※推計値は小数点以下四捨五入のため、年代別の値と合計値が合わない場合がある。

資料：国勢調査、社人研将来人口推計（平成30年推計）
小地域ごとの簡易人口推計ツール（名古屋大学大学院附属持続的共発展教育研究センター）

(3) アンケート結果概要

「お住まいの地区の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、居住地域別に集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標（50.50）を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野（重要度、満足度ともに高い分野）」、「重点改善分野（重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野）」、「改善分野（満足度、重要度ともに低い分野）」、「維持分野（満足度は高いが、重要度が低い分野）」と定義しました。

松原地域に居住（n（有効回答数）=239）

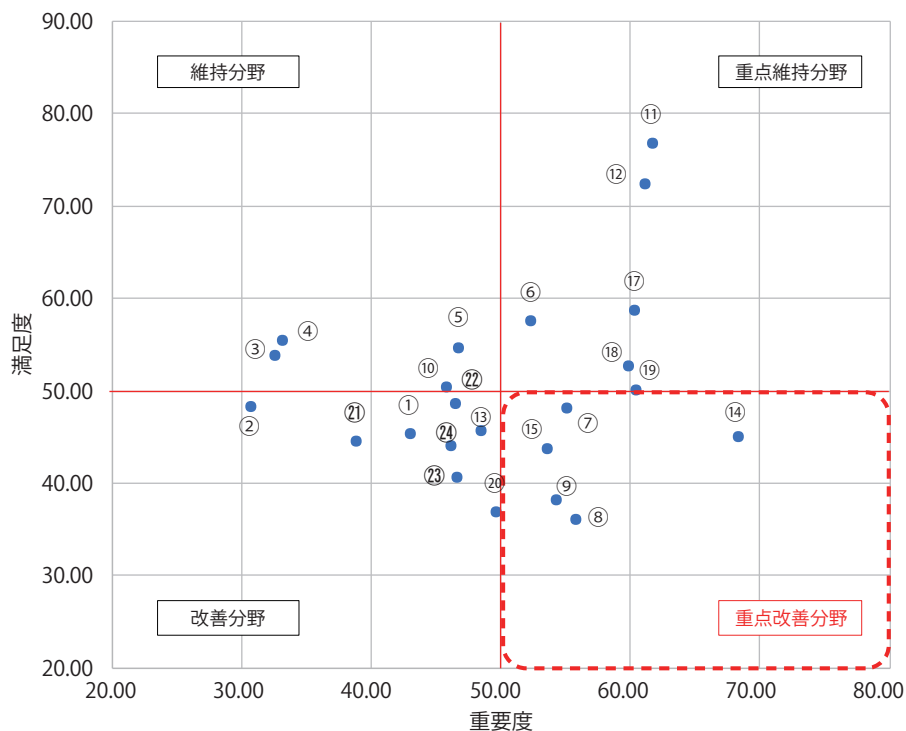
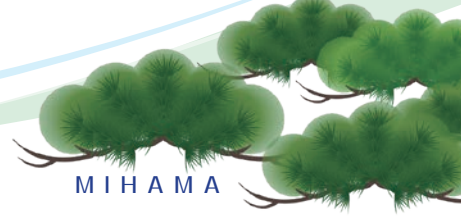


図 松原地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは5つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順（改善する必要性が高い順）に示すと以下の通りになります。

- ⑭災害に強いまちづくりの充実（改善度 12.5 点）
- ⑧狭あい道路など生活道路の利便性や安全性の確保（改善度 11.2 点）
- ⑨利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい公共交通の充実（改善度 9.0 点）
- ⑮バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り入れたまちづくりの充実（改善度 5.9 点）
- ⑦快適に移動できる道路ネットワークの形成（改善度 3.9 点）



(4) 地域の課題

1) 土地利用

- ・ 御坊市と連続した都市計画道路沿線や県道沿線の土地利用の誘導
- ・ 西川沿いの工業地と周辺地区との土地利用の調和
- ・ 地域住民や町民に利用される商業・業務機能の適切な集積と周辺環境との調和

2) 市街地形成

- ・ 国道42号沿線と一体化した商業機能の集積と周辺環境と調和した環境形成
- ・ 人口減少に歯止めをかけるため、社会的ニーズに対応した住環境の形成
- ・ (県) 柏御坊線沿線の施設の適切な誘導
- ・ 幹線道路や生活道路を整備し、歩行者が安全に暮らせる生活環境の形成

3) 交通網

- ・ 御坊市と連携のとれた利用しやすい道路網の形成
- ・ 地域の生活を支える生活道路など安全で快適な町内道路網の形成
- ・ 住民が日常的に利用する見通しの悪い交差点の改良

4) 都市施設

- ・ 子どもや高齢者を含めた誰もが気軽に安心して利用できる身近な公園の確保

5) 防災

- ・ 高潮や津波など自然災害に対する安全性を高めるための防災機能の改善
- ・ 西川の氾濫による災害を抑止するための治水対策の推進

6) 自然

- ・ 松林を地域内の緑地として育成するなど地域の景観の形成
- ・ 煙樹ヶ浜と松林が一体となった良好な自然景観の保全
- ・ 日高平野の田園景観としての景観形成
- ・ 水鳥などが飛来する西川や農地の環境保全

(5) 地域の将来像

多種多様な風景のなかに包まれ
安全に暮らせるまち 松原

(6) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

浜ノ瀬地区から新浜、吉原地区まで一体の住宅地を構成した木造家屋が密集しています。今後、地区の実情を踏まえながら、住環境整備を緩やかに進める修復型まちづくりを検討します。また、増加する空き家について所有者に対する意識醸成に向けた取組や地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、適切な管理や利活用を推進します。

また、集落内に小規模な工場が点在する浜ノ瀬地区は、住環境及び生活環境を保全するため周辺環境に配慮した土地利用を図ります。

西川の河口部両岸に集積している河川街区は、周辺環境に調和した都市基盤施設の整備を促進します。

日高港湾周辺の工場については、恵まれた港湾機能を活かした土地利用を図ります。

工場の撤退による跡地については、低未利用地の発生を抑制するために地区計画等の都市計画制度の運用を必要に応じて検討します。

吉原地区の北部及び斎川より北部に位置する農地は、計画的な農業基盤整備が行われた優良な農地であり、今後も周辺との調和を図りながら、他地域と一体的な農地として維持します。

地域の海岸沿いに位置する緑地は、保安林や県立自然公園に指定されており、景観的にも地域住民の活動においても保全しながら、第1若もの広場や吉原公園を地域住民や町民のレクリエーションの場として活用を図ります。

2) 道路・交通施設の整備方針

(県) 日高港線は、日高港湾への産業道路であり、浜ノ瀬地区の地域住民が利用する幹線道路です。そのため、県と連携して国道42号との連絡性の維持を図ります。

(町) 浜ノ瀬新浜線、(町) 美浜中央線、(町) 田井和田中央線、(町) 上田井下財部線は、広域幹線道路と一体的な交通ネットワークを形成する路線として維持します。

日常生活における地域住民の交通利便性を確保する生活幹線道路は、質の高い生活環境が形成されたまちを整備していくために欠くことのできない都市施設です。そのため、(町) 吉原中央線、(町) 田井吉原中央線等は、生活幹線道路として位置づけ、日常生活に必要な主要道路として維持します。

3) 公園緑地の整備方針

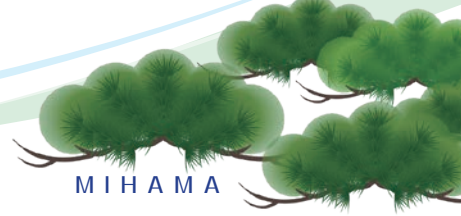
本地域には、吉原公園や第1若もの広場などが整備されており、公園や広場が比較的充実しています。そのため、これらの施設を地域住民が利用しやすい状況で維持していくことに重点を置き、官民連携による管理を行います。

身近な公園は、(県) 柏御坊線の周辺への整備を地域住民とともに進めていきます。

また、煙樹海岸活性化基本構想に沿って第1若もの広場や王子遊園地の再整備を推進します。

4) 上水道・下水道の整備方針

地域の南部地区が公共下水道処理区域として全面供用開始され、地域北部が農業集落排水処理区域の入山上田井処理区が供用されています。今後は生活環境の向上と水質汚濁の防止にむけて、適正な汚水処理が継続できるように施設の維持管理を行います。



5) 自然環境の保全の方針

太陽光発電など再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域と調和した開発とするよう促していきます。

地域の活性化に貢献するよう、農業体験等を含むグリーンツーリズム等の取り組みを推進します。U・Iターン等、地方への移住を考える若い世代にも受け入れられるよう、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

6) 都市景観の形成

都市計画道路吉原道之瀬線沿線の新たな市街地は、住民や事業者の協力を得ながら地域の緑化活動を推進し、周辺の田園風景と調和した緑豊かな市街地の形成を図ります。

松原王子神社などの貴重な地域資源を活かした地域コミュニティの維持に資する取組を検討します。

煙樹ヶ浜の松林と海岸の景観を守り育てていくために、県立自然公園などの法規制による保全と地域住民による保全育成活動を図っていきます。また、散歩や森林浴などの保健休養機能を活かした利用を促し、煙樹海岸活性化基本構想に沿ってレクリエーション機能等の向上を図り、より質の高い空間として継承していきます。

7) 防災まちづくりの方針

浜ノ瀬、新浜、吉原地区は、木造家屋が密集し、道路が狭い消防活動困難地域や大地震時に倒壊するおそれのある住宅が多数存在することから、円滑な消防活動や避難ができる都市基盤の整備を目指します。

そのため、条例による規制誘導など法的な枠組みの整備を検討します。また、建築物の不燃化や外壁防火、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進するなど住民意識の啓発を行います。

小学校及び公共施設等が地域防災拠点施設に指定されており、施設の防災機能の強化を図るとともに、避難所、物資集積拠点、緊急離着陸場、医療・救護拠点としての各機能を整備します。

西川は、流下能力と貯水能力を高める総合的な治水対策事業を県と連携し、地域住民の参加も得ながら検討します。

浜ノ瀬、上田井、田井畑地区において、現地嵩上げの具体的手法の検討など、復興の土地利用計画の検討を進めます。

8) その他の都市に関する施設の整備方針

日高港湾（浜ノ瀬地区）は、地域に密着した港湾施設として埠頭用地の利用を促進していくとともに、泊地に漁船を収容し、西川河口部の環境改善を県と連携しながら進めます。

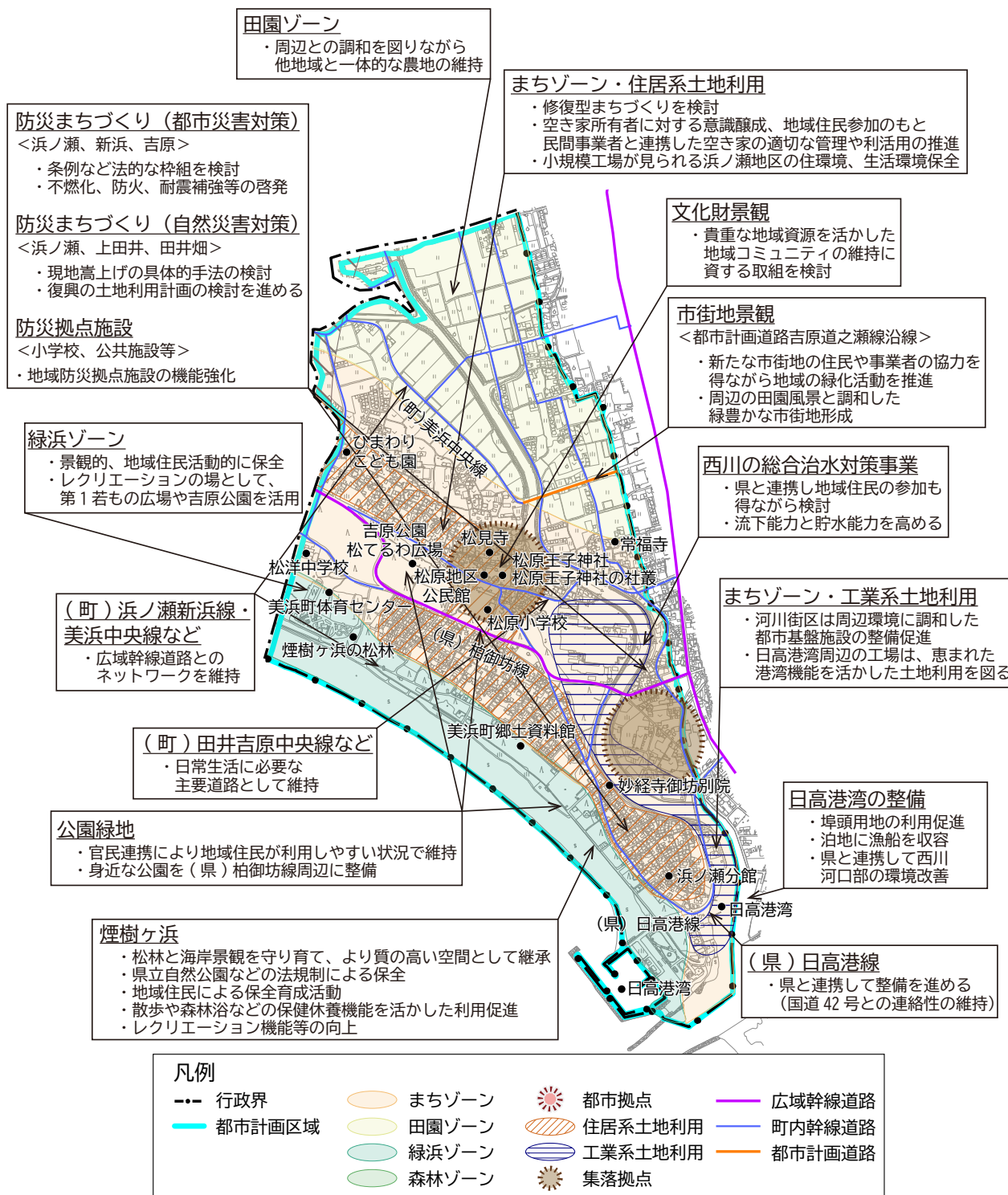


図 地域別方針図(松原地域)

③ 和田地域

(1) 地域の情報

本地域は、町の中央部に位置し、隣接する松原地域と一体的な市街地を形成しています。また、地域内には、町役場、中央公民館、町立図書館、地域福祉センター、斎場など中核的な公共施設が集積しており、本町の中心的機能を果たす地域となっています。

表 和田地域の情報

地域資源	道路	主要地方道・一般県道	(県) 御坊由良線、(県) 柏御坊線
	主要な施設	和歌山病院、町立図書館、美浜町中央公民館、美浜町役場、美浜町斎場、陸上自衛隊和歌山駐屯地、美浜町商会館、美浜町地域福祉センター、本ノ脇漁港、松洋中学校、和田小学校	
	文化財・観光資源	煙樹ヶ浜、煙樹海岸キャンプ場、御崎神社、元雷神社	
	自然、公園	煙樹ヶ浜の松林	

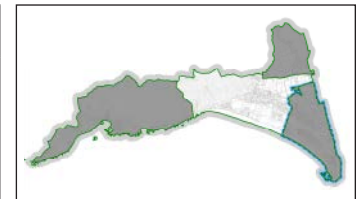


図 和田地域の範囲



美浜町役場



御崎神社



中央公民館、町立図書館



煙樹ヶ浜

(2) 人口及び将来人口の推移

和田地域の令和2（2020）年の人口は2,640人でした。平成27（2015）年の国勢調査から令和2（2020）年の国勢調査までの傾向（15歳未満：減少、15歳～64歳：減少、65歳以上：増加）が今後続いた場合、将来人口は、令和15（2033）年には約500人減の2,162人になり、令和27（2045）年には令和2（2020）年の約36%減の1,687人にまで減少することが予測されています。

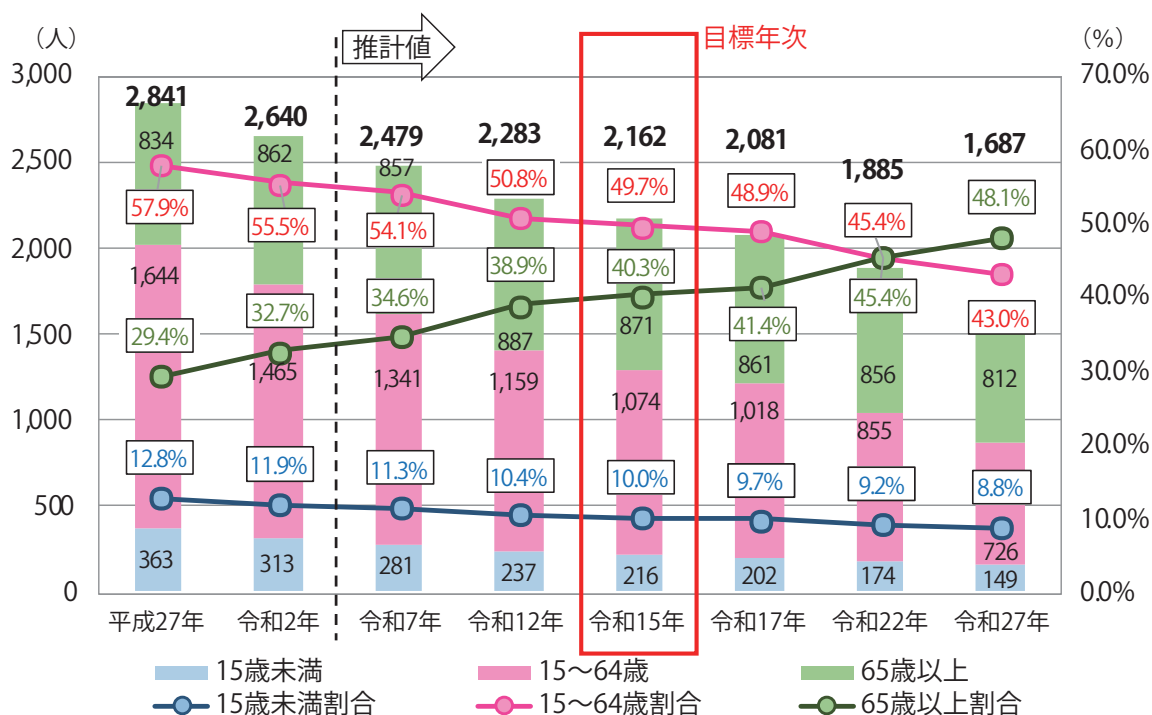


図 和田地域の将来人口推移・年代別人口構成比

※推計値は小数点以下四捨五入のため、年代別の値と合計値が合わない場合がある。

資料：国勢調査、社人研将来人口推計（平成30年推計）
小地域ごとの簡易人口推計ツール（名古屋大学大学院附属持続的共発展教育研究センター）

(3) アンケート結果概要

「お住まいの地区の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、居住地域別に集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標（50.50）を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野（重要度、満足度ともに高い分野）」、「重点改善分野（重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野）」、「改善分野（満足度、重要度ともに低い分野）」、「維持分野（満足度は高いが、重要度が低い分野）」と定義しました。

和田地域に居住（n（有効回答数）=167）

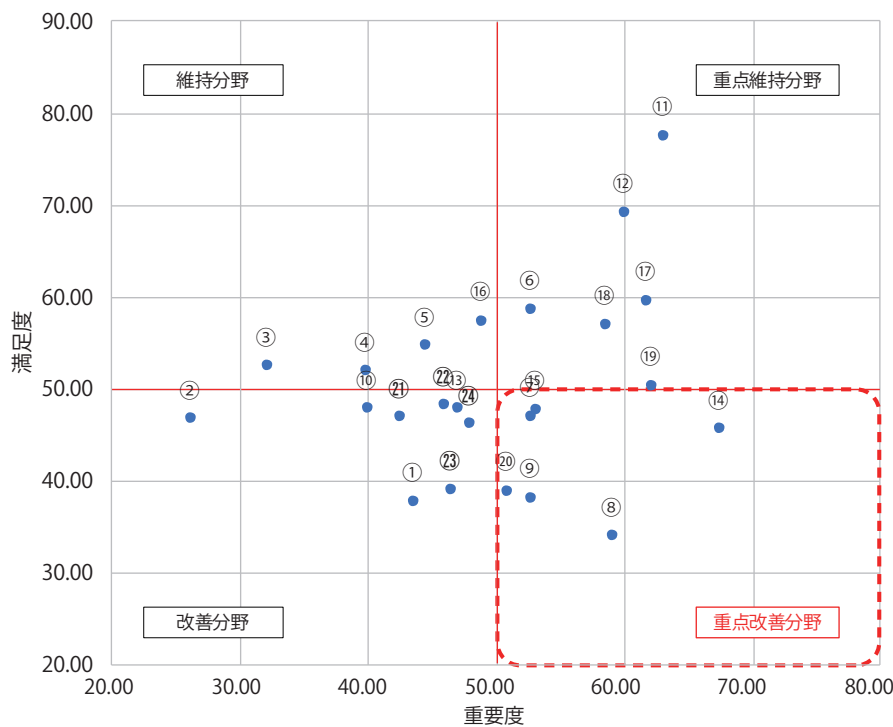


図 和田地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは6つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順（改善する必要性が高い順）に示すと以下の通りになります。

- ⑧狭あい道路など生活道路の利便性や安全性の確保（改善度 15.3 点）
- ⑭災害に強いまちづくりの充実（改善度 11.9 点）
- ⑨利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい公共交通の充実（改善度 7.9 点）
- ⑳人口減少の抑制に向けた空き家情報の提供（改善度 6.1 点）
- ⑦快適に移動できる道路ネットワークの形成（改善度 4.0 点）
- ⑮バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り入れたまちづくりの充実（改善度 3.5 点）

(4) 地域の課題

1) 土地利用

- ・農地と宅地の混在を防ぎ、農業の生産環境を維持・向上させる基盤整備の推進

2) 市街地形成

- ・隣接する松原地域と一体の市街地として、都市基盤整備によるまちづくりの推進
- ・空き家の増加に対応するため利活用以外も含めた取組の推進

3) 交通網

- ・生活道路の拡幅や待避所の設置など地域の実情に即した利用しやすい道路の整備
- ・交通利便性の向上に向けた幹線道路の整備

4) 都市施設

- ・子どもや高齢者を含めた誰もが気軽に安心して利用できる身近な公園の確保
- ・既存公園の適切な維持管理の取り組み

5) 防災

- ・煙樹海岸の環境保全と防災機能の向上のための自然環境に配慮した護岸整備

6) 自然

- ・松林の保全と緑豊かな景観の形成
- ・御崎神社の鎮守の森など地域の特色ある地域資源の保全や個性豊かな地域づくりの推進

(5) 地域の将来像

都市サービスが充実したまち 和田

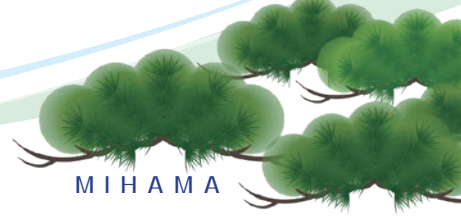
(6) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

町役場や中央公民館、病院など公共施設が集積し、まちの中心を構成しています。施設を集約し公共サービス機能や公益機能の集約化を図り、都市サービスの充実を図ります。

和田地区は松原地域の吉原地区とともに一体の住宅地を構成した木造家屋が密集しています。今後、地区の実情を踏まえながら、住環境整備を緩やかに進める修復型まちづくりを検討します。また、増加する空き家について所有者に対する意識醸成に向けた取組や地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、適切な管理や利活用を推進します。

和田地区の農地は、計画的な農業基盤整備を検討し、今後も周辺との調和を図りながら、他地域と一体的な農地として維持します。



地域の海岸沿いに位置する緑地は、保安林や県立自然公園に指定されており、景観的にも地域住民の活動においても保全しながら、緑浜ゾーン内にある「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場や煙樹海岸キャンプ場など県立自然公園の保健休養機能を活かして、緑地空間としての利用を進めます。

和田地区から日ノ御崎にかけての西山周辺は煙樹海岸県立自然公園に指定された景勝地であるとともに、レクリエーション機能の役割も果たしている区域であることから、自然環境を保全しつつ積極的な利活用を図ります。

2) 道路・交通施設の整備方針

近年、本町の幹線道路である（県）御坊由良線の沿線部に施設立地が進み、歩行者なども増加しつつあります。そのため、円滑な交通機能の確保と歩行者の安全性を確保していくために、歩道の設置による歩車分離を図っていきます。また、既成市街地内に残る狭あい区間の拡幅整備を県と連携して推進します。

（町）今池本ノ脇線、（町）和田本ノ脇線、（町）和田東45号線、（町）美浜中央線は、広域幹線道路と一体的な交通ネットワークの形成を図り、地域住民の利便性の向上や通過交通の軽減などの住み良いまちの基盤づくりを進めます。

日常生活における地域住民の交通利便性を確保する生活幹線道路は、質の高い生活環境を形成するために欠くことのできない都市施設です。そのため、（町）和田中央1・2号線等は、生活幹線道路として位置づけ、日常生活に必要な主要道路として地域住民と行政が協力して整備を進めます。

3) 公園緑地の整備方針

本地域には、海岸部に「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場や小公園が整備されていますが、既成市街地内は公園や緑地が不足しています。そのため、既成市街地内に地元自治会管理のもと住宅の空き地を活用できるような取組を検討するとともに、煙樹海岸活性化基本構想に沿って「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場の適正な維持管理を行います。

煙樹ヶ浜の松林を保全し、民有地の敷地内の緑化など住民や事業者の参加により、緑豊かなまちの形成を図ります。

4) 上水道・下水道の整備方針

本ノ脇地区では公共下水道処理区域として全面供用開始され、その他では農業集落排水処理区域の和田処理区として供用されています。今後は生活環境の向上と水質汚濁の防止にむけて、適正な汚水処理が継続できるように施設の維持管理を行います。

5) 自然環境の保全の方針

太陽光発電など再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域と調和した開発とするよう促していきます。

地域の活性化に貢献するエコツーリズム、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツー

リズム等の取り組みを推進します。

U・Iターン等、地方への移住を考える若い世代にも受け入れられるよう、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

6) 都市景観の形成

煙樹ヶ浜の松林と海岸の景観を守り育てていくために、県立自然公園などの法規制による保全と地域住民による保全育成活動を図っていきます。また、散歩や森林浴などの保健休養機能を活かした利用を促し、煙樹海岸活性化基本構想に沿ってレクリエーション機能等の向上を図り、より質の高い空間として継承していきます。

御崎神社などの貴重な地域資源を活かした地域コミュニティの維持に資する取組を検討します。本地域の北部に広がる農地は、入山地域や日高町などと繋がり、日高平野の田園景観を形成していることから、日高町と連携し地域住民と行政が協働して農地保全に努め、特色ある緑豊かな田園景観の維持に努めます。

7) 防災まちづくりの方針

和田小学校周辺から西山の山裾までの既成市街地は、木造家屋が密集し、道路が狭い消防活動困難地域や大地震時に倒壊するおそれのある住宅が多数存在することから、円滑な消防活動や避難ができる都市基盤の整備を目指します。

そのため、建築基準法第22条区域の活用や条例による規制誘導など法的な枠組みの整備を検討します。また、建築物の不燃化や外壁防火、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進するなど住民意識の啓発を行います。

町役場が総合防災拠点施設、小学校及び公共施設等が地域防災拠点施設に指定されており、施設の防災機能の強化を図るとともに、避難所、物資集積拠点、緊急離着陸場、医療・救護拠点、ボランティアセンターとしての各機能を整備します。

総合防災拠点施設である町役場や、支援活動などの受け入れ拠点であるヘリコプター発着地などの防災関連拠点施設は、地域や町域と連絡できる幹線道路へのアクセス機能を確保するために、緊急連絡道路の整備を図ります。

土砂災害リスクを有する和田地区は、土砂災害から住民の生命と財産を守るために、計画的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を県と連携しながら進めます。また、土砂災害に対する情報提供など防災知識の普及を図り、被害の防止に努めます。

8) その他の都市に関する施設の整備方針

町営住宅ストックについては、社会的ニーズを踏まえつつ、町営住宅長寿命化計画に基づきストックの改善事業を進めるとともに、耐用年数を経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止を含め計画的に進めます。

和田地区の松林内に整備されている美浜町斎場については、自然環境に配慮しながら、施設機能の維持に努めます。

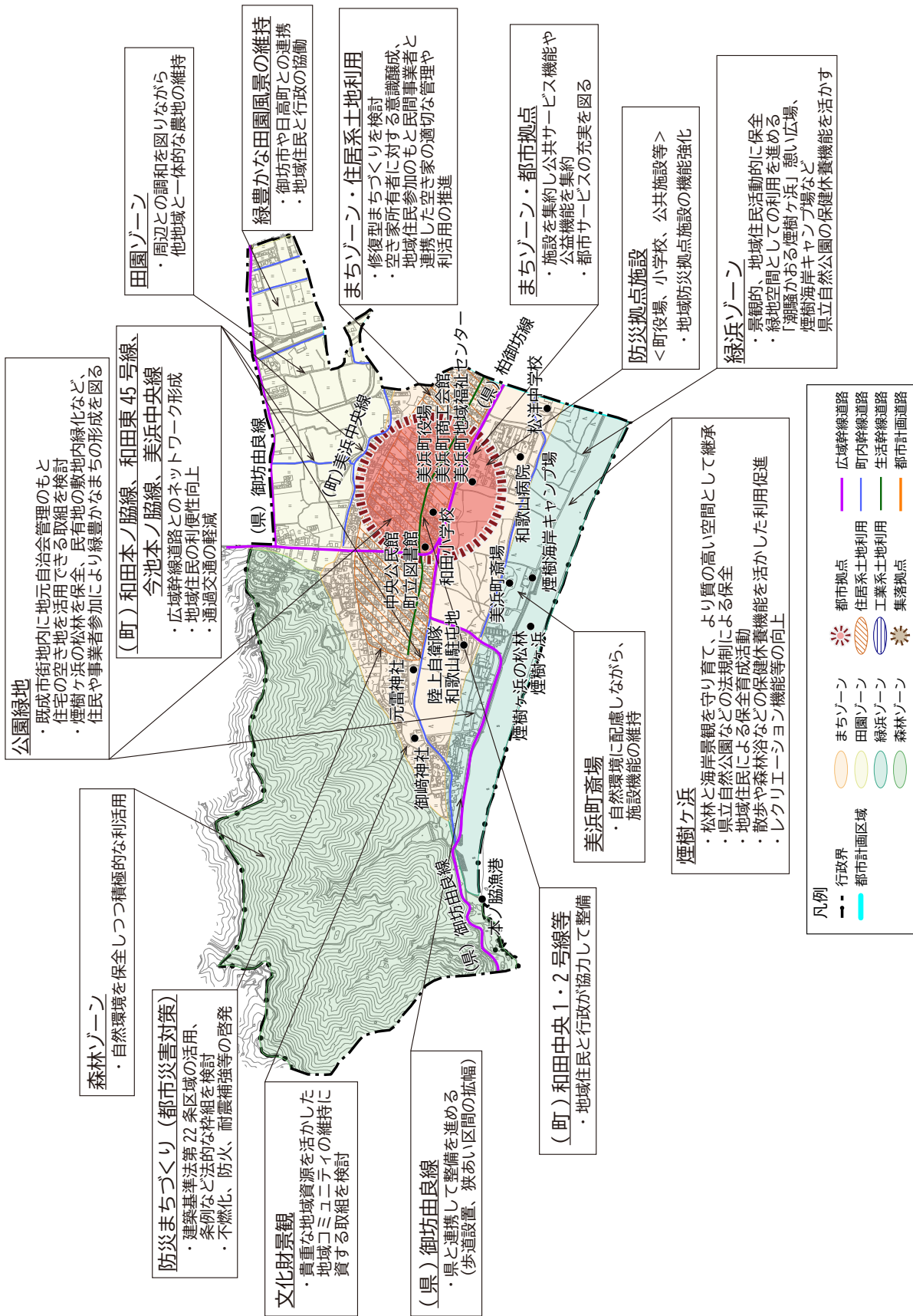


図 地域別方針図 (和田地域)

4 入山地域

(1) 地域の情報

本地域は、町の北部に位置し、農村集落が入山の山裾に分散して形成されており、平坦部は水田を中心とした農地が広がっています。また、(県) 御坊由良線沿線においては、農業主体の土地利用から市街地の利用も含めたまちの形成が行われている地域となっています。

表 入山地域の情報

地域資源	道路	主要地方道・一般県道	(県) 御坊由良線
	主要な施設	美浜町公民館入山分館	
	文化財・観光資源	三宝寺、入山城跡	
	自然、公園	—	

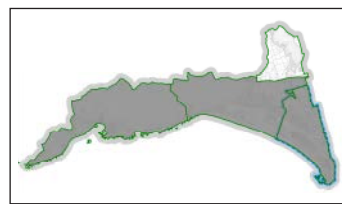


図 入山地域の範囲



公民館入山分館



入山城跡



三宝寺



田園風景

(2) 人口及び将来人口の推移

入山地域の令和2(2020)年の人口は563人でした。平成27(2015)年の国勢調査から令和2(2020)年の国勢調査までの傾向(15歳未満:微増、15歳~64歳:減少、65歳以上:増加)が今後も続いた場合、将来人口は、令和15(2033)年には約40人増の600人になり、令和27(2045)年には令和2(2020)年の約10%増の619人にまで増加することが予測されています。

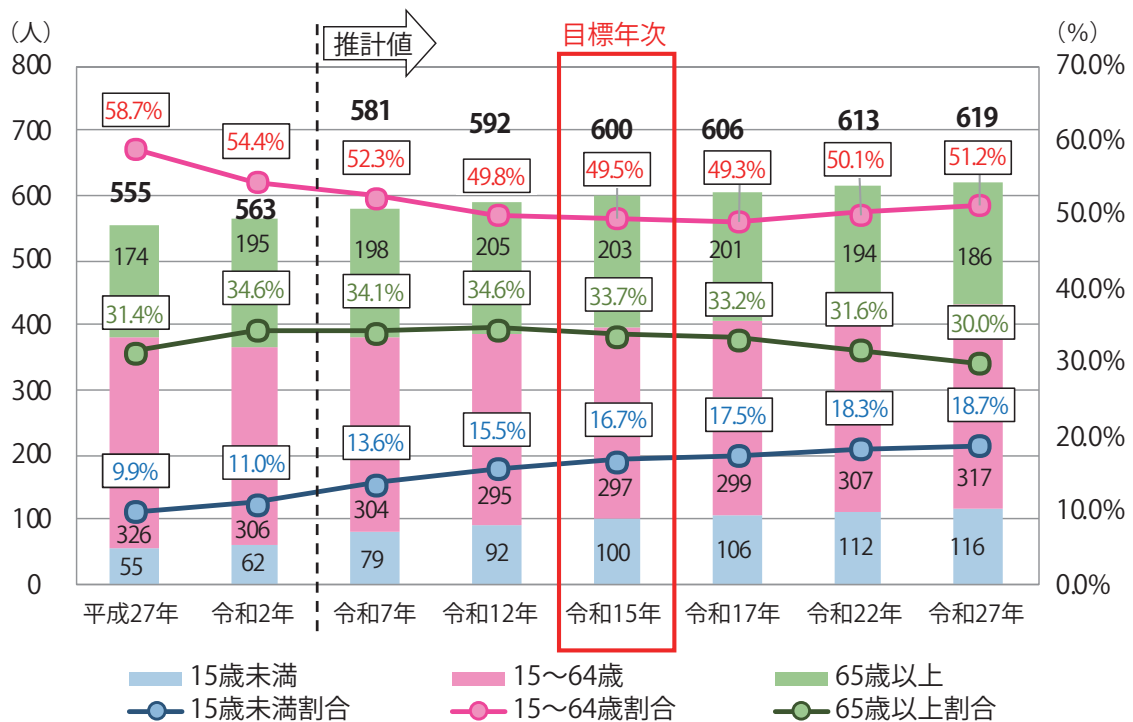


図 入山地域の将来人口推移・年代別人口構成比

※推計値は小数点以下四捨五入のため、年代別の値と合計値が合わない場合がある。

資料：国勢調査、社人研将来人口推計（平成30年推計）
小地域ごとの簡易人口推計ツール（名古屋大学大学院附属持続的共発展教育研究センター）

(3) アンケート結果概要

「お住まいの地区の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、居住地域別に集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標（50.50）を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野（重要度、満足度ともに高い分野）」、「重点改善分野（重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野）」、「改善分野（満足度、重要度ともに低い分野）」、「維持分野（満足度は高いが、重要度が低い分野）」と定義しました。

入山地域に居住（n（有効回答数）=37）

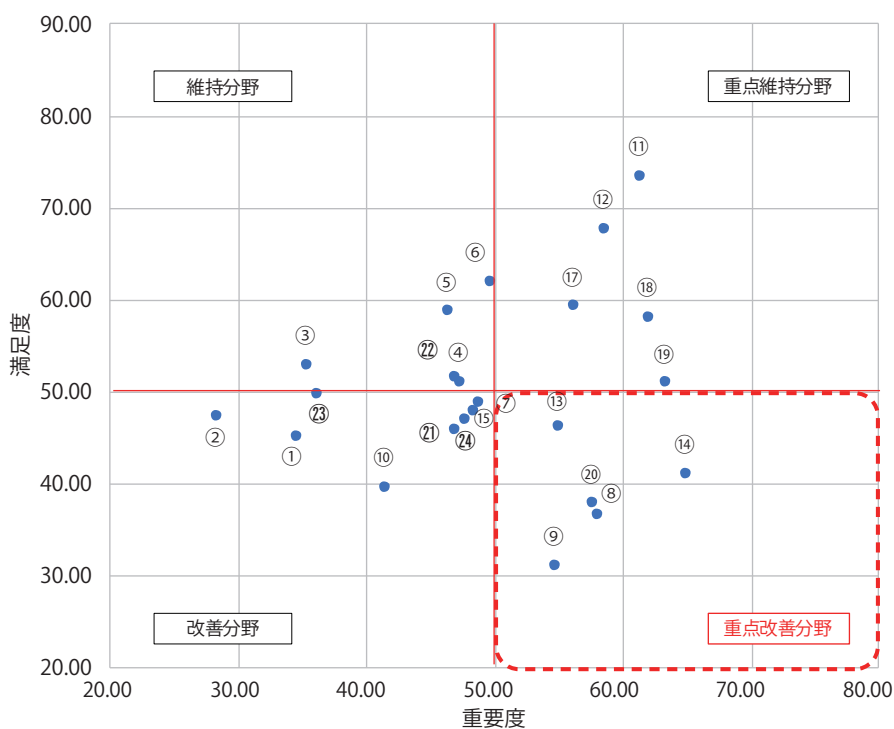
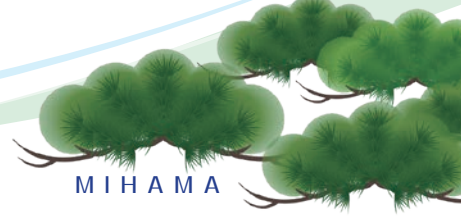


図 入山地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは5つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順（改善する必要性が高い順）に示すと以下の通りになります。

- ⑭災害に強いまちづくりの充実（改善度 14.7 点）
- ⑧狭あい道路など生活道路の利便性や安全性の確保（改善度 13.2 点）
- ⑨利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい公共交通の充実（改善度 12.8 点）
- ⑳人口減少の抑制に向けた空き家情報の提供（改善度 12.3 点）
- ⑬再生可能エネルギーの活用による脱炭素・循環型社会の実現（改善度 5.7 点）



(4) 地域の課題

1) 土地利用

- ・農地と宅地の混在を防ぎ、秩序ある土地利用の誘導の検討
- ・農地の虫食的な宅地化による農業環境悪化の防止

2) 道路網

- ・幹線道路や生活道路について歩行者など交通弱者の安全性の確保
- ・生活道路の拡幅など利用しやすい道路の形成
- ・里山として入山の利用促進を図るための道路など基盤整備の推進

3) 防災

- ・浸水被害の防止を図るための治水対策の検討

(5) 地域の将来像

緑と生活が融合するまち 入山

(6) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

本地域西部に位置する農地は、計画的な農業基盤整備を検討し、今後も周辺との調和を図りながら、他地域と一体的な農地として維持します。

入山の山裾部に位置する美浜町公民館入山分館周辺は、周囲の農業生産環境に配慮しながら、古くからのコミュニティを維持した集落環境を形成するため、農山漁村地域整備等の事業を導入するなど、計画的な整備を進めます。

2) 道路・交通施設の整備方針

近年、幹線道路である（県）御坊由良線の沿線部に農地転用による宅地開発が見られ、今後、歩行者などの増加が予測されます。そのため、車の円滑な交通機能の確保と歩行者の安全性の確保を行っていくために、歩道を設置し、歩車分離を行う拡幅整備を県と連携して進めます。

日常生活における地域住民の交通利便性を確保する生活幹線道路は、質の高い生活環境が形成されたまちを整備していくために欠くことのできない都市施設です。そのため、（町）入山周囲1・2・3号線は、生活幹線道路として位置づけ、日常生活に必要な主要道路として地域住民と行政が協力して整備を進めます。

3) 公園緑地の整備方針

里山である入山の緑地や田園風景を構成する農地など周囲に緑が溢れる地として、豊かな緑地空間を保全します。

4) 上水道・下水道の整備方針

農業集落排水処理区域の入山上田井処理区として供用されています。今後は生活環境の向上と水質汚濁の防止にむけて、適正な汚水処理が行われるように施設の維持管理を行います。

5) 自然環境の保全の方針

太陽光発電など再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域と調和した開発とするよう促していきます。

地域の活性化に貢献するエコツーリズムや、農業体験等を含むグリーンツーリズム等の取り組みを推進します。

U・Iターン等、地方への移住を考える若い世代にも受け入れられるよう、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

6) 都市景観の形成

本地域の西部を中心に広がる農地は、日高町と繋がる一体的な景観として形成されています。そのため、日高町と連携しながら、地域住民と行政が協働して農地を保全し、緑豊かな田園風景を維持します。

7) 防災まちづくりの方針

美浜町公民館入山分館が避難所に指定されていますが、西川の増水による施設の浸水やアクセス道路の町道が冠水するなど機能面で課題を抱えています。そのため、河川の治水対策事業の推進とともに、施設やアクセス道路の改善を行い、地域住民が安全に避難できる避難所の機能確保を進めます。

本地域には、西川・和田川・東裏川の3河川が流れており、過去浸水や冠水の被害を受けているため、河川の決壊や内水排除不良などによる災害から住民の生命と財産を守るために、今後も継続して河川改修や樋門の設置など治水対策に取り組めます。

西川については、流下能力と貯水能力を高める総合治水対策事業の実施を引き続き県と連携しながら、地域住民とともに取り組めます。

急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、災害の危険性が高い地域となっていることから、土砂災害から住民の人命と財産を守るため、引き続き急傾斜地崩壊対策事業を県と連携しながら進めます。

土砂災害に対する情報提供など防災知識の普及を図り、自主防災組織を筆頭とした地域住民による警戒体制を確立し、迅速な避難誘導による被害の拡大防止に努めます。

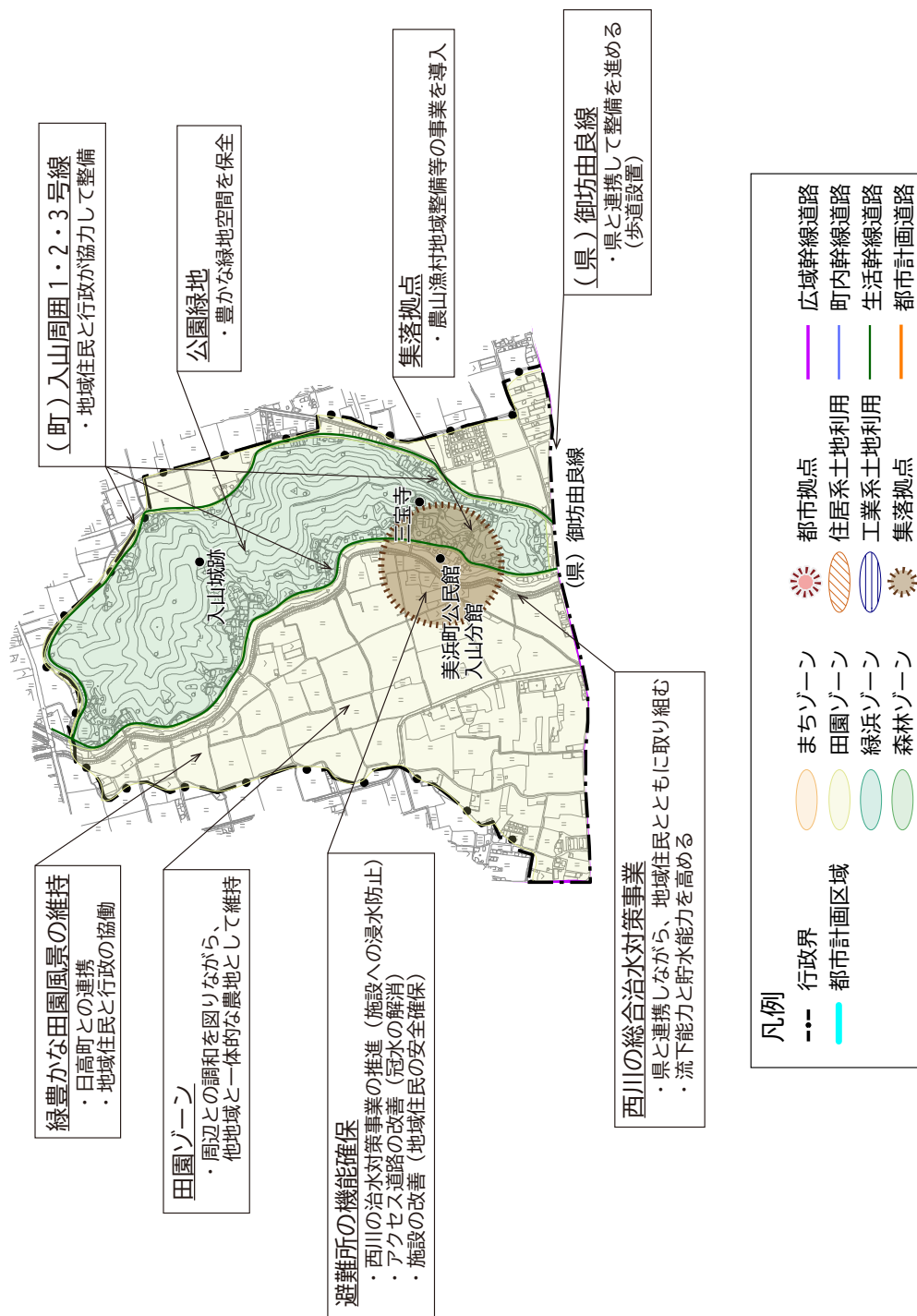


図 地域別方針図（入山地域）

5 三尾地域

(1) 地域の情報

本地域は、町の西部に位置し、日ノ御崎に近い三尾漁港を中心に漁村集落として形成されてきた地域であり、集落の縁辺部で別荘地などの開発が行われています。また、集落地の北側は、農地として利用されてきましたが、近年、農業従事者が高齢化したことや人手不足が懸念される地域となっています。

表 三尾地域の情報

地域資源	道路	主要地方道・一般県道	(県) 御坊由良線、(県) 日の岬公園線
	主要な施設		美浜町公民館三尾分館、三尾漁港、三尾場外離着陸場
	文化財・観光資源		カナダミュージアム、アメリカ村、龍王神社、法善寺、光明寺
	自然、公園		大賀ハス、龍王神社アコウ樹、弁天島

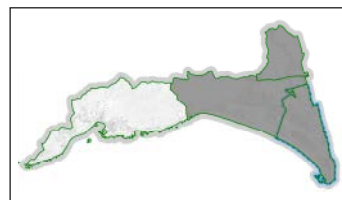


図 三尾地域の範囲



三尾風景



カナダミュージアム



大賀ハス



龍王神社

(2) 人口及び将来人口の推移

三尾地域の令和2（2020）年の人口は578人でした。平成27（2015）年の国勢調査から令和2（2020）年の国勢調査までの傾向（15歳未満：減少、15歳～64歳：大幅減少、65歳以上：増加）が今後も続いた場合、将来人口は、令和15（2033）年には約200人減の375人になり、令和27（2045）年には令和2（2020）年の約65%減の201人にまで減少することが予測されています。

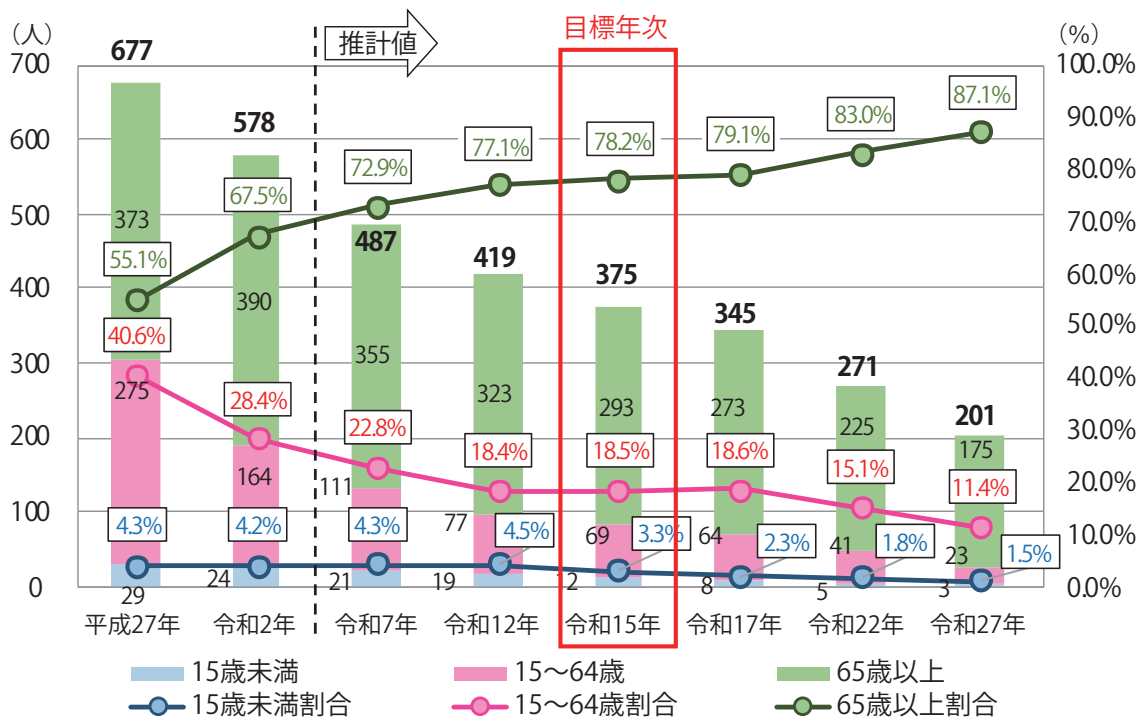


図 三尾地域の将来人口推移・年代別人口構成比

※推計値は小数点以下四捨五入のため、年代別の値と合計値が合わない場合がある。

資料：資料：国勢調査、社人研将来人口推計（平成30年推計）
小地域ごとの簡易人口推計ツール（名古屋大学大学院附属持続的共発展教育研究センター）

(3) アンケート結果概要

「お住まいの地区の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、居住地域別に集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標（50.50）を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野（重要度、満足度ともに高い分野）」、「重点改善分野（重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野）」、「改善分野（満足度、重要度ともに低い分野）」、「維持分野（満足度は高いが、重要度が低い分野）」と定義しました。

三尾地域に居住（n（有効回答数）=61）

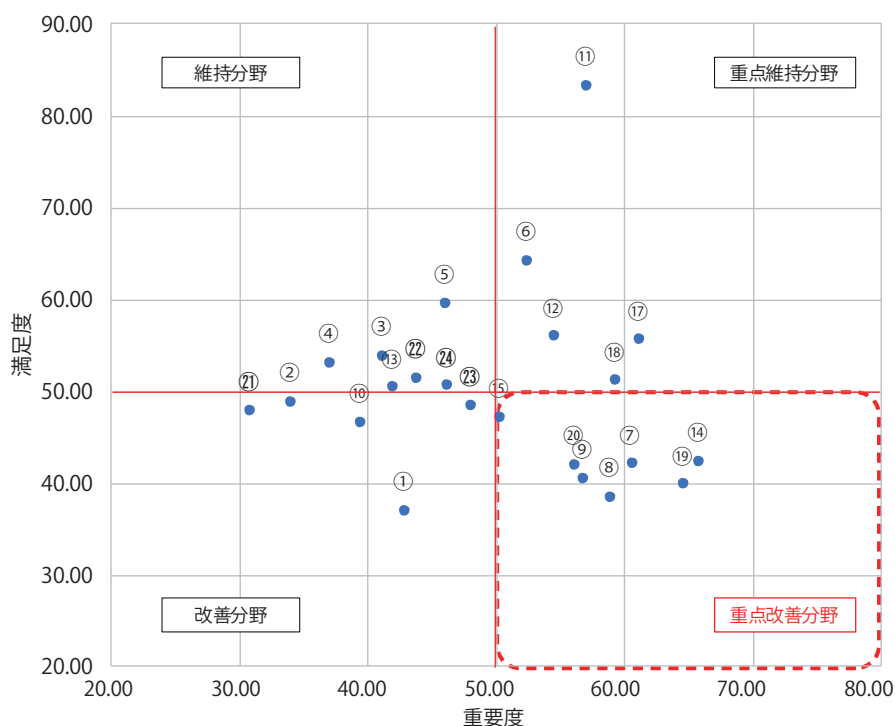
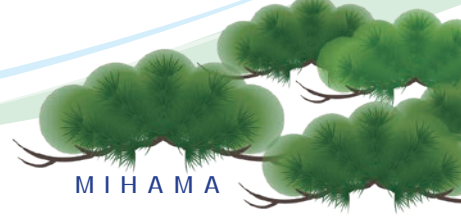


図 三尾地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは7つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順（改善する必要性が高い順）に示すと以下の通りになります。

- ⑭若い世代が安心して子育てができる環境づくりの充実（改善度 15.8 点）
- ⑭災害に強いまちづくりの充実（改善度 13.8 点）
- ⑧狭あい道路など生活道路の利便性や安全性の確保（改善度 13.4 点）
- ⑦快適に移動できる道路ネットワークの形成（改善度 12.0 点）
- ⑨利用者ニーズに応じた便利で利用しやすい公共交通の充実（改善度 10.6 点）
- ⑳人口減少の抑制に向けた空き家情報の提供（改善度 9.3 点）
- ⑮バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り入れたまちづくりの充実（改善度 1.7 点）



(4) 地域の課題

1) 土地利用

- ・ 古くからのコミュニティを維持した集落環境を維持するため土地利用の検討

2) 市街地形成

- ・ 別荘地の住環境を維持するための役割分担の検討
- ・ 日ノ御崎灯台など観光施設や資源の有効活用による地域振興

3) 道路網

- ・ 町の中心部へ快適で安全にアクセスできる幹線道路の交通機能の向上

4) 防災

- ・ 災害時における交通網を確保するための道路整備の検討
- ・ 防災施設の機能の見直しと維持管理

5) 自然

- ・ 自然景観に配慮した建築物や交通安全施設の整備
- ・ 県立自然公園の自然環境の保全

(5) 地域の将来像

多様な住まい方と調和したまち 三尾

(6) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

三尾漁港の背後地で県道沿線に位置する集落は、周囲の自然環境に配慮しながら、古くからのコミュニティが守られた集落環境のある住居系の土地利用を維持します。また、別荘地と集落が一体となるまちとしての土地利用を進めます。

増加する空き家について所有者に対する意識醸成に向けた取組や地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、適切な管理や利活用を推進します。

和田地区から日ノ御崎に至る緑地は、煙樹海岸県立自然公園に指定された景勝地であるとともに、西山山頂の西山ピクニック緑地など交流機能もある地域となっていることから、自然環境の保全を主体としながら、地域住民や外来者の利便施設などの利用も含めた土地利用を進めます。

地域の中心的な役割を担う美浜町公民館三尾分館周辺にあり、観光交流拠点としてアメリカ村らしい歴史的建築物等の再生・保存を行います。また、周囲の農業や漁業の生産環境に配慮しながら、古くからのコミュニティを維持した集落環境を形成するために、農山漁村地域整備等の事業を導入しながら、計画的な整備を進めます。

三尾漁港については、地域の漁港として適切な維持管理を図ります。

2) 道路・交通施設の整備方針

(県) 御坊由良線は、三尾集落と本町の中心部や日高町などと連絡する幹線道路となっています。そのため、安全で快適に利用できる道路空間の形成を図るために、道路の直線化や狭あい区間の拡幅、歩道の設置による歩車分離を図る整備を県と連携して進めます。

日常生活における地域住民の交通利便性を確保する生活幹線道路は、質の高い生活環境が形成されたまちを整備していくために欠くことのできない都市施設です。そのため、(町) 小三尾2号線は、生活幹線道路として位置づけ、日常生活に必要な主要道路として地域住民と行政が協力して整備を進めます。

3) 公園緑地の整備方針

本地域は、西山から日ノ御崎に至る大部分が煙樹海岸県立自然公園に指定された豊かな緑地が形成されています。そのため、緑地がもつ多面的機能を維持保全していくとともに、町民が利用できる遊歩道の整備を図って利用機能を充実し、煙樹ヶ浜から繋がる一体的な緑のネットワークを構築することで、自然豊かな環境が享受できるまちの形成を進めます。

4) 自然環境の保全の方針

太陽光発電など再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域と調和した開発とするよう促していきます。

地域の活性化に貢献するエコツーリズム、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取り組みを推進します。

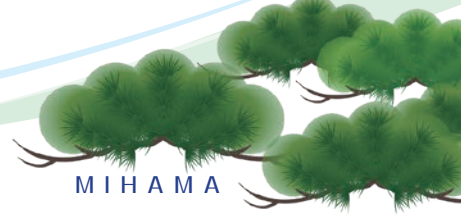
U・Iターン等、地方への移住を考える若い世代にも受け入れられるよう、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

5) 都市景観の形成

(県) 御坊由良線と(県) 日の岬公園線の沿線は、「和歌山県屋外広告物条例」による屋外広告物の禁止地域に指定されていることから、海岸線のもつ美観や風致を維持するために、交通安全施設や交通看板の色彩や形状などデザインの統一を図ることが大切です。また、アメリカ村の特徴的な建物を残し、観光や交流の場として利用していくために、地域住民と行政が協働した保存・活用に取り組みます。

弁天島や龍王神社などの貴重な地域資源を活かした地域コミュニティの維持に資する取組を検討します。

西山から日ノ御崎に至る区域は、煙樹海岸県立自然公園に指定された緑豊かな自然環境が保全されています。また、圏域を代表する景勝地であるとともに観光レクリエーション機能を有する地域となっています。そのため、自然環境の保全を基本としながらも日高平野や太平洋を望む眺望を活かして地域住民と外来者がともに利用できる交流施設を整備するなど活用を図ります。



6) 防災まちづくりの方針

本地域には、美浜町地域防災計画による避難所が旧三尾小学校と美浜町公民館三尾分館の2ヶ所指定されていますが、集落の東部地区に集中して立地しており、配置が偏っています。そのため、避難誘致距離 500m 外にある集落の西部に避難所の指定を検討します。

地域防災拠点施設は、指定されている公共施設等の防災機能の強化を図るとともに避難所、物資集積拠点、緊急離着陸場、医療・救護拠点としての各機能を整備します。また、三尾場外離着陸場については、適切な維持管理を図ります。

三尾集落に通じる（県）御坊由良線沿線には、土砂災害警戒区域等が指定されています。そのため、集落と市街地の唯一の交通網である県道の機能を維持するために、計画的な砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を県と連携しながら進めます。

三尾の高台移転の検討など、復興の土地利用計画の検討を進めます。

7) その他の都市に関する施設の整備方針

廃止された三尾小学校の校舎とその跡地は、貴重な地域資源であることから、地域活性化に向けその活用方法について、起業、創業への支援や企業誘致などの活用も含め、地域住民とともに検討します。

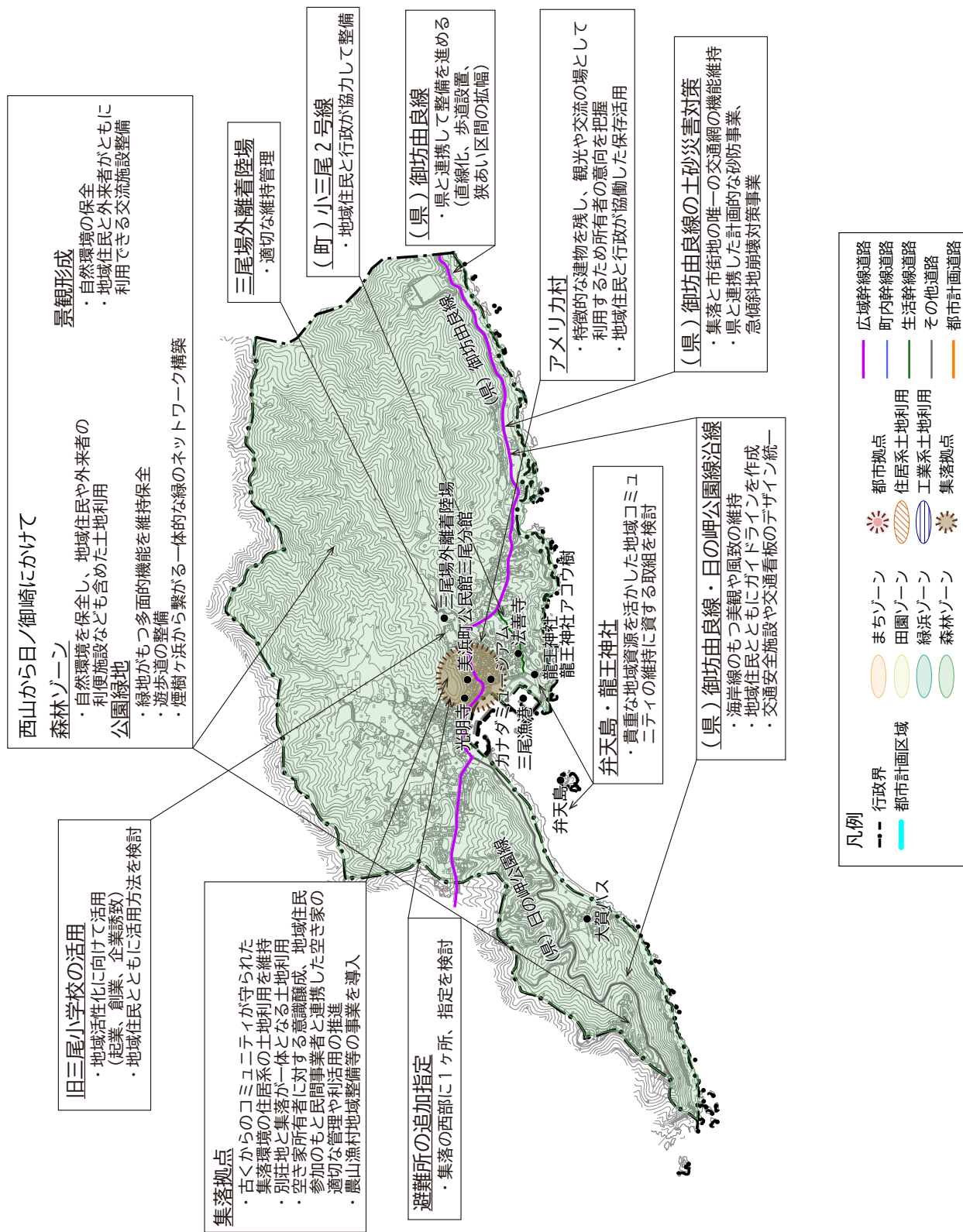
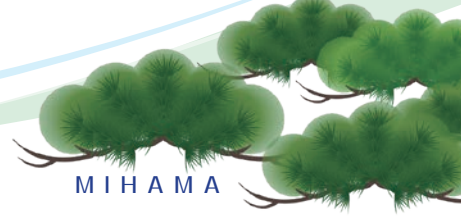


図 地域別方針図 (三尾地域)



第5章 実現化に向けて

(1) 都市計画の決定・変更

道路、公園、下水道等の都市施設について、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たな都市計画決定や変更を必要に応じて検討します。

(2) 都市計画・まちづくりに関する事項

1) 住民ニーズの把握・情報発信

パブリックコメントや説明会等を通じて住民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体（ホームページ・広報誌等）を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

2) 手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

さらに、勉強会や出前講座等、職員が丁寧に説明する機会の開催を検討し、住民のまちづくりへの関心や意欲の向上を図ります。

(3) 住民が主体となったまちづくりの推進

住民が町の政策や地域づくり活動に参加できるように、本計画の見直しや本計画内で示されたプロジェクト等を実施する場合には、計画を検討する段階から主体的に参加できる機会を創出します。

また、地域との適切な役割分担のもとで自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる地域活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

さらに、住民協働を推進するため、住民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、住民相互の情報交換を促進します。

(4) 官民連携によるまちづくりの推進

清掃活動、環境活動、イベント運営等、民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、住民が主体となったまちづくりに対しても民間事業者の参画を働きかけ地域の活性化に貢献するよう努めます。

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用することを検討します。

さらに、官民連携による社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案等を積極的に受け入れることを検討します。

(5) まちづくりにおける広域連携

住民の生活圏や経済圏の広がり、さらに国内外における様々な活動領域の広がりを踏まえ、都市計画だけでなく様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上等の観点から、御坊市や日高町等の日高圏域の自治体との広域的な連携を図ります。

(6) 指導・手続きの運用

1) 適切な開発・建築への指導

安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び条例等に基づき、適正な開発となるよう努めます。

また、必要に応じて地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

2) 良好な景観形成に対する指導

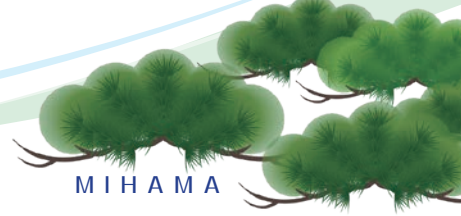
「和歌山県景観条例」の適切な運用や「和歌山県景観計画」の活用を図り、良好な景観形成に努めます。

さらに、「和歌山県屋外広告物条例」に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

(7) 都市計画マスタープランの見直し

計画策定後、概ね8年が経過した段階で施策や事業の進捗状況や社会情勢、住民意向の変化を勘案し、計画内容全体について適切な見直しを行うこととします。

なお、本町の上位計画の改定により目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置を見直す必要がある場合は、目標年次によることなく適宜計画を見直します。



資料

① 各種委員会の委員名簿及び開催日

(1) 美浜町都市計画審議会

1) 委員名簿

NO.	氏名	委員区分
1	◎井関 圭司	学識経験者
2	北田 忠史	学識経験者
3	平畑 芳樹	一般住民代表
4	湯川 順子	一般住民代表
5	稲葉 喜宣	一般住民代表
6	大江 勝	一般住民代表
7	橋本 健治	一般住民代表
8	田中 一民	一般住民代表

◎：会長

2) 開催年月日

回	年月日
第1回	令和5年8月3日
第2回	令和6年3月4日

(2) 美浜町都市計画マスタープラン策定委員会

1) 委員名簿

NO.	氏名	所属団体等
1	◎伊勢 昇	和歌山工業高等専門学校
2	○井関 圭司	井関圭司土地家屋調査士事務所
3	村岡 茂	美浜町区長会
4	吉川 徹	美浜町区長会
5	稲葉 喜宣	美浜町農業委員会
6	中野 眞次	三尾漁業協同組合
7	北岡 寿子	紀州日高漁業協同組合美浜町支所
8	湯川 順子	美浜町商工会女性部
9	権神 司	美浜町社会福祉協議会
10	吉川 壽洋	美浜町文化財保護審議会
11	大串 千秋	美浜町子育て健康推進課
12	北裏 明美	ひまわりこども園

◎：会長 ○：副会長

2) 開催年月日

回	年月日
第1回	(書面開催) 令和5年2月15日 ～令和5年3月3日
第2回	令和5年4月26日
第3回	令和5年7月28日
第4回	令和5年11月8日
第5回	令和6年2月28日

第1章 はじめに

第2章 美浜町の概要と課題

第3章 全体構想

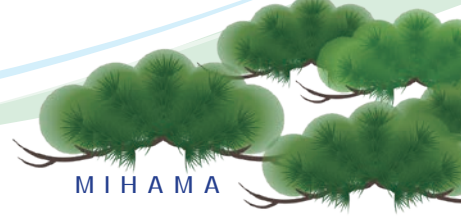
第4章 地域別構想

第5章 実現化に向けて

資料

2 用語集 (五十音順)

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
アクセス	対象とする場所に近づくこと、またはそこに至る交通の便。
移動モード	ある地点間を結ぶ移動手段のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。
エコツーリズム	「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことを目指していく仕組みをいう。
か行	
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人口のこと。
既存ストック	これまでに整備され所有している施設などのことで、具体には道路、公園、下水道等の都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設等。
狭あい道路	幅員が狭く、救急車や消防車等の通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員 4 m 未満の道路を指す場合が多い。
強靱性 (レジリエンス)	「①“外力による被害”から迅速に回復し、②可能な限り大きな外力に耐え忍び、かつ、③外力による被害を最小化させられる能力」のこと。
協働	市民、事業者、NPO 等の各種団体、行政など立場が異なるものが各々の目的の実現に当り、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
グリーンインフラ	社会の様々な課題解決に向けて、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくり、地域づくりを進める取組。(防風・防潮の機能を持つ松林など)
グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。
景勝地	山や海岸など自然の造形によって作られた風景や景色が優れている場所のこと。観光や旅行で訪れるのに適し、「景勝」という言葉自体が「景色や風景が優れている・良い・絶景である」といったことを意味している。
建築基準法第 22 条の適用区域	防火地域及び準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置を講じる必要のある区域。
建築協定	建築基準法に基づく協定で、建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街や工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を促進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により締結するもの。
公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
公共交通モード	鉄道、バスなど不特定多数の人々が利用する交通機関、手段のこと。
公共施設	道路、広場、公園、緑地、水路等、公共の用に供する施設のこと。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。



高次都市機能	町民の生活や企業の経済活動に重要な、「行政・教育・文化・医療・情報・商業・交通等」の質の高いサービスを提供する機能のこと。
洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
交通空白地	これまで路線バスなど公共交通を運行していた事業者が撤退するなどにより、バスの停留所、鉄道駅などが存在しなくなった集落や市街地の交通が不便な地域のこと。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
コミュニティ	人間がそれに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助（支え合い）の意識が働いているような集団。「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」。
コンパクトプラスネットワーク	都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とした上で、公共交通で地域の拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試みをいう。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマス等「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭等の化石エネルギーと異なり、CO ₂ （二酸化炭素）を排出しないクリーンなエネルギーのこと。
砂州	海岸線から少し離れて、海側に細長く砂や礫などが堆積してできた地形のこと。
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に定められることが相当な地域。
自然増減 / 社会増減	出生数と死亡数の差を自然増減、転入数と転出数の差を社会増減という。
自然的土地利用	都市的土地利用以外の土地利用で、農的土地利用に、自然環境の保全を主な目的として維持すべき森林、原野、水面、河川等を加えたもの。
事前復興	復興時の課題解決に要する負担軽減や復興まちづくりに関する合意形成の円滑化を図ること。具体的には、復興計画の検討に必要な条件整理や復興の将来像・目標像の検討、訓練の実施による復興業務を迅速に進められる人材育成や体制づくり等の取組が挙げられる。
指定管理者	公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者に指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。指定管理者には、施設の管理権限が委任される。
住宅ストック	ある時点における住宅の総量。これまでに蓄積された住宅。
修復型まちづくり	区画整理や再開発とは異なり、家屋等の全面除却を前提にせず段階的・継続的に改善や修復を積み重ねながら、地区全体の居住水準を向上させるまちづくりの手法。居住環境上の問題が集積する地区においては、住民の生活の視点に立った地域の特性や実情に応じた環境づくりが望まれ、通常、事業が長期化するために、住民の理解と合意を得た上での住民参加型のものが多い。
少子高齢化	出生率の低下による子ども数の低下現象を少子化、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。出生率の低下が高齢化の一因であるということから、少子高齢化という使い方をする。
水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
スポンジ化	市街地において、空き家・空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに相当程度の量で発生し、多数の穴を持つスポンジのように市街地の密度が低下すること。
スマートシティ	都市が抱える諸問題に対して、情報通信技術（ICT）等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業のこと。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これらを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことをいう。3,000万種ともいわれる多様な生物一つひとつに個性があり、その全てが直接的、間接的に支えあって生きていくとする考え方。
総合計画	町と町民が目指すべきまちの将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した町の最上位計画。
た行	
第1次産業	原材料・食糧などの最も基礎的な生産物の生産に関わる農林水産業のこと。
第2次産業	原材料を加工して製品を製造する製造業・建築業・鉱工業のこと。
第3次産業	第1次産業・第2次産業以外の商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業・電気・ガス・水道業など。
脱炭素・循環型社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指しつつ、廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会のこと。
多面的機能	農業生産活動を通じて発揮される多面的機能とは、土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
昼夜間人口比率	夜間人口（町内に居住する人の数）に対する昼間人口（町内に居住し町内に通勤または通学する人と、町外に居住し町内に通勤または通学する人の合計）の割合。
超高齢社会	65歳以上を高齢者と位置付け、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会といい、高齢化率が14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会という。
長寿命化	構造物が施工されてから、物理的、機能的等何らかの理由で使用が停止され、撤去されるまでの期間を長くしようと努めること。
築山	地震災害時には津波避難施設となる人工高台のこと。平常時にも開放され、トイレやベンチなどが利用できる。
津波浸水想定区域	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定する。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
デマンド交通	定時・定路線のバス運行に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。
テレワーク	オフィスから離れて、情報通信技術（ICT）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
投資的経費	道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

東海・東南海・南海3連動地震	想定東海地震と東南海地震、南海地震が同時発生するという仮定の下で想定された南海トラフにおける連動型巨大地震のこと。
都市機能	人々が都市活動を営む上で必要となる、商業施設、医療施設、金融施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、教育施設、行政施設、公共交通などのこと。
都市計画	健康で文化的な生活をおくることを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。
都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)	都市計画法に基づき、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画マスタープランの指針となるもの。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法に基づいて計画された公園。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園に種別される。
都市計画道路	都市計画法に基づき決定される道路で、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設のこと。主なものに、道路、公園、下水道などがある。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域。土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域と同様に、都道府県知事が指定する土砂災害の恐れのある区域。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
な行	
南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖、南海トラフ及びその周辺を震源とする最大規模の地震を「南海トラフ巨大地震」という。西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと想定されている。
農業集落排水	汚水処理の方式の1つ。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業地域の保全・形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県知事が指定する地域。
農村マルチワーカー	農村に居住し、農業以外に季節毎の労働需要等に応じて複数の事業に従事する人のこと。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業地域の保全・形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県知事が指定する区域。
は行	
パブリック空間	誰もが自由に出入りできる、開放的な公共性の高い空間のこと。公共空間。
パブリックコメント	町役場などの行政機関が、条例や計画等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。
バリューチェーン	企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツールのこと。
PFI	Private Finance Initiative の略で、PFI法に基づき、民間が資金や経営・技術的なノウハウを導入して公共施設等の設計・建設・更新、運営、維持管理等を行う手法のこと。
PDCAサイクル	Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。
非線引き	区域区分（線引き）を定めず、市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域のこと。
避難所	災害によって被害を受けた人や、災害によって被害を受ける恐れがある人が、災害時等において生命の安全を確保でき一時的に生活できる施設のこと。
避難場所	公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースといった、切迫した災害の危険から一時的に避難するための施設や場所のこと。一定期間滞りし避難者の生活環境を確保するための施設（避難所）とは意味が異なる。
復興事前準備	平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。 具体的には、被災した場合に備え、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、町民や町職員等が共有を図る取組として、訓練やマニュアルの整備などがある。
ブルーツーリズム	沿海部や島の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリナライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
保安林	水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備等のために、立木の伐採、土石の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為が制限されている森林。
保健休養機能	森林浴やハイキングなどをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
ほ場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り農村の環境条件を整備すること。
ま行	
マネジメント	「管理」「経営」と訳され、一般的に「組織の経営と発展のために、ヒト・モノ・カネ・情報を管理すること」を指す。
や行	
U・Iターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
遊休地	どのような用途でも使われておらず、有効利用されていない土地。
優良農地	集団的に存在する農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザインのこと。障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。
ら行	
レクリエーション	仕事や勉強などの精神的・肉体的な疲れを、休養や娯楽によって癒すこと。また、そのために行う休養や娯楽を指す。



美浜町都市計画 マスタープラン

発行 和歌山県美浜町

〒644-0044 和歌山県美浜町和田 1138-278

TEL (0738) 22-4123 (代表)

FAX (0738) 23-3523 (代表)

URL <http://www.town.mihama.wakayama.jp/>

編集 美浜町 農林水産建設課